

平成20年（2008年）紀北町3月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成20年3月6日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年3月18日（火）

応招議員

1番	東 篤布	2番	中村健之
3番	近澤チヅル	4番	家崎仁行
5番	川端龍雄	6番	北村博司
7番	玉津 充	8番	尾上壽一
9番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	収 入 役	川端清司
総務課長	川合誠一	財 政 課 長	太田哲生
危機管理課長	中原幹夫	企 画 課 長	中場 幹
税 務 課 長	上村晴彦	住 民 課 長	宮澤清春
福祉保健課長	塩崎剛尚	環 境 管 理 課 長	倉崎全生
産業振興課長	中村高則	建 設 課 長	山本善久
水 道 課 長	村島成幸	出 納 室 長	谷口房夫
紀伊長島総合支所長	石倉宣夫	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	学 校 教 育 課 長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 川端龍雄	6 番 北村博司
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、入江康仁君より、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

議長

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

5 番 川端龍雄君

6 番 北村博司君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日は通告者のうち、残り 6 名の方の一般質問を行いますので、ご了承ください。

議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

先日も申し上げましたが、政策面に対立した場合には、熱心さのあまり無礼な言葉や他人の私生活にわたるような不穏当発言や議長の許可を得ずに不規則発言をされる可能性が高くなってまいります。議場での発言は会議録となって永久に残ることになります。発言の内容によっては会議規則第54条の規定によりいろいろ制限がありますので、十分注意してくださるようお願いいたします。

なお、質問であるから、あくまでも質問に徹するべきで、要望やお願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものであり、十分注意してください。

執行部におかれましては、資料などは十分に準備していただき、答弁は的確にお願いしたいと思います。なお、メモなどとしていただき、議員の質問に対し答弁漏れのないようお願い申し上げます。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法ではありますが、まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、1 番 東篤布君の発言を許します。

1 番 東篤布議員

皆さんおはようございます。議長の許可をいただきまして一般質問させていただきます。今回は 2 点ほど。

まず 1 点目は、水道料金の改正とですね、過去にありました企業の協力金、いわゆる大きな企業が出てきたり、大きな病院等ができた場合ですね、大量の水を使っています。一般で考えれば大量の水を買っていただく場合にはですね、いろんなサービスがあるかと思うんですが、前紀伊長島町の場合は協力金と称してですね、例えば回生病院さんの場合ですと、かなりの高額のお金を町に払わなければならない。こういった事態があったわけです。

それをですね何とかしていただけないかと、前回からお願いをしておるんで、この点を町長にお尋ねしたいと思います。

もう1点は、これにちなんでですね、この条例を改正するにあたって紀伊長島区と海山区は条例がちょっと違っております。これは企業ですね誘致をするにいたしましても、また今現在も起っている大きな問題に対しましてもですね、この点を何とかしなければならない。これは私だけではなく、ほかの議員さんからも要望なりですね、要請を受けておったと思いますが、それがどうなっておるのかという点、これがまず第1点目です。

2点目は、今、新聞等で大きく報道されております紀伊長島区の浜千鳥リサイクル産業さんとのですね、訴訟問題でございますが、私はこれ長島の議員であれば理解しておると思いますが、海山の議員さんまだまだ理解のない方もあろうかと思えます。それ以上に町民の皆様は非常にですね不安を感じておられます。いったいどういった経緯のもとにこういった高額の訴訟が発生してきたのかという点をですね、わかりやすくちょっと町長に尋ねてみたいと、こう思っております。まず4点ほどですね。

1つ目は、先日ある委員会です、この問題について取り上げていただきました。産業建設常任委員会でございますけども、その中でですね、町長は「最高裁で負けはしたけれども、この事業所はできないと私はこう判断しています」とおっしゃられましたけども、私は聞いておってですね、町長の自信のほどと言いましょか、なぜできないのかなと僕は不思議でならなかったんですね。この点をお尋ねしたい。

そしてもう1つは、新聞折り込みにありました浜千鳥リサイクルさんが出した折り込みですけれども、その中にですね、こういったことが書いてありました。復命書、これ復命書とはなんなのかなという、町民の方からも聞かれます。この点をわかりやすく話していただきたい。

そしてなおかつですね、私は理解しておりますのは、この復命書というのは、僕も初めて見てびっくりしたわけですね。この復命書というものの存在をですね知っておった、もちろん町長はご存じでしょうけれども、三役の方もご存じかと思えますけども、議員の中でですね何名の方がこの復命書を知っておられたのか、この点を明らかにしていただきたいと思えます。

そしてですね3点目に、この10年にわたる裁判がですね、こういった結果に終わったわけです。その結果、この160億円という訴訟問題になってきておるわけです。町長とのお話の中でこの10年にわたる裁判のですね経緯と言いましょか、なぜこういった訴訟問題が起っ

てきたのか、その前にあったのは何であったのかという点をですね、町民の皆様にもわかっていただき、そしてまた議員の皆様にもご理解していただき、なぜならばこれをより理解しておかないと、今回の新年度予算に訴訟問題に対するですね弁護士費用等が計上されております。議員は何にも説明を受けてないうちにですね、この訴訟費用が、裁判にまた突入しようとしている。まずその前にですね、やらなければならないことが、説明しなければならないことがあったのではなからうかと思うものですから、これをさせていただきます。

そして最後に4点目に、水道審議会というのがありますけども、水条例がつくってます。両町にあります。違いはあるけども条例があるわけですね。この条例を守っていくために住民の皆さんの中から代表でですね、審議委員会というのがあるはずなんですね。この皆さんの活動状況といいましょうか、今現在、この最高裁で結論が出た。これに対してどういったお考えを持っておられたのかという点と、今現在起っているこの160億円の訴訟問題についてですね、当然、町長も水道課もですね意見を聞いておられると思いますので、その点をお尋ねしたいと思います。あとは自席で細かい点をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

本定例議会に提案させていただきました、水道課の条例改正（案）についてのご質問と解釈して、「紀北町水道事業給水条例」の一部改正の要点は、合併から2年半が経過しておりますが、両区で異なったままの水道使用料金を統一して、料金格差の解消を図ることを主目的に、また海山区の料金体系、家事用、営業用といった「用途別料金体系」から、紀伊長島区で行っております、水道メーターの口径による「口径別料金体系」に改め、需要に応じた費用負担の公平と、料金体系の明確性を確保しようとするものであります。

水道料金の収納方法につきましても、町が積極的に取り組みをいたしております、行財政改革の一環として、すでに海山区で実施しております2ヵ月毎の検針や納付制度により、約300万円の経費の削減に努め、水道事業会計の健全財政化を推進するものであります。

「紀北町水道事業分担金徴収条例」の一部改正は、紀伊長島区のみ対象となっております、「開発行為に伴う水道施設及び給水に関する規定」を廃止しようとするものであります。

この規定は、宅地開発等の行為を行うことによる水道施設、及び給水に関する基準を定め、給水費用の負担を開発業者等に求めるための規定で、バブル経済期の平成5年から施行しました。

しかし、近年の経済不況で開発行為等は減少する中、規定にあります水源対策協力費の徴収は、企業誘致やマンション建設等、町の地域振興の支障となることが予想されるため、「紀北町水道事業分担金徴収条例」の一部を改正して、この規定を廃止するものであります。

次に、前産廃訴訟では一審、二審を通じて、浜千鳥リサイクルが計画した事業敷地から1日95tの地下水の取水は、紀伊長島町水道水源保護条例の枯渇の恐れがあると認定されております。この点は最高裁判所において破棄事由されておきませんので、認定事実として確定しております。要するに、配慮義務を尽くしていないという手続き面での違法があることは認定されておりますが、規制対象事業場に当たるという判断自体にあやまりがあったことは認定されておきません。

このことから、業者の既存の事業計画では水源の枯渇の恐れを生じさせない対応で、施設を稼働させることは現実的には実現が難しいものと認識しております。

次に、質問の2でございますが、復命書の存在を知っていた人、議員はいたのかということでございますが、復命書、水道水源保護条例にかかる相談につきましては、平成17年4月5日、名古屋高裁の裁判官による旧紀伊長島町水道課で、証拠保全がなされました。平成5年11月5日から平成7年5月31日までになされた町と浜千鳥リサイクルとの協議等にかかる文書58件が検証され、関係する文書のコピーが出されました。その証拠保全された書類の中に、議員が言われる復命書がありました。旧紀伊長島町の平成17年6月議会定例会で、証拠保全に関する一般質問があり、58件の文書一覧表を議員の皆様にお配りさせていただいております。ただし、復命書のほか57件の文書の内容をコピーしたものは、議員の皆様にはお配りさせていただいておきません。

その後、同年6月20日付で1議員から復命書の開示請求がありましたので、同年7月4日付で復命書の写しを交付しております。私は復命書の存在につきましては、証拠保全をされるまで、そういう文書があることを存じあげておきませんでした。

次に、議会への説明なしに予算を計上させていただいたことにつきましては、昨年10月4日に浜千鳥リサイクルの訴訟代理人から本町の訴訟代理人でありました楠井法律事務所へ、来週か再来週に国家賠償法による損害賠償請求を津地裁に提起する予定であるとの連絡を受けましたことから、本年3月末までには浜千鳥リサイクルから損害賠償請求事件が提起され

るであろうと予想されましたことから、今回3月補正で弁護士の着手金等の予算を計上させていただきます。

議員がご指摘のように、議員の皆様にご説明申し上げる前に、予算を計上させていただく形となりましたが、何分訴状審査後の正式な訴状が送達されていない状況でありますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

質問3でございますが、10年間のですね裁判の結果ですね。前産廃訴訟の裁判の結果でございますが、まず業者が旧紀伊長島町内に産業廃棄物中間処理施設の建設を計画したところ、当時の紀伊長島町長は業者に対し、この施設は紀伊長島町水道水源保護条例第2条第5号所定の水源の枯渇をもたらす、またはそれらの恐れのある工場、その他の事業場にあたると認定処分しました。これは平成7年5月31日でございます。

これに対して業者は、水源の枯渇の恐れはないと判断し、紀伊長島町長が施設の設置を禁止した処分は違法であるとして認定処分の取り消しを求める訴えを提起しました。平成8年2月26日です。一審の津地裁の判決では、渇水期には三戸川と赤羽川水源の水源が低下したこともあり、単純に平均的河川流量から水源の枯渇がないと判断できず、日量95tの地下水をとれば、赤羽川水源の水位を著しく低下させる恐れがあると町側の枯渇する恐れがあると主張を認めました。平成9年9月25日。

二審の名古屋高裁でも一審と同様に、本件施設は業者が計画どおり取水を行うと、赤羽簡易水道の水源の水位を著しく低下させる恐れがあると判断し、さらに廃棄物処理法と町が住民の生命と健康を守るため、安全な水道水を確保する目的で規定した条例とでは、その目的趣旨が異なるので、本条例が廃棄物処理法に反して無効ということはないとして、業者の控訴を棄却しました。これが平成12年2月29日です。

最高裁の判決では、業者が施設を設置しようとしていることを知った町が、条例を制定し、条例制定前にすでに施設設置許可の申請手続きを進めていたことを了知しており、また施設設置の必要性と水源保護の必要性等を調和させるために、町としてどのような措置をとるべきかを検討する機会を与えられていた。このような場合、町は業者と十分に協議を尽くし、地下水使用量の限定をうながすなどして、予定取水量を水源確保の目的にかなう適正なものに改めるよう適切な指導をし、業者の地位を不当に害さないよう配慮すべき義務がある。と判断を示しました。そのうえで業者の産廃施設建設を禁じた町の処分を適法と判断した名古屋高裁判決を破棄し、審理を同高裁に差し戻しました。平成16年12月24日です。

第二次控訴審の名古屋高裁差戻審の判決では、町は業者側に起因する事情で適正な指導が

困難であるとは言えても、これが著しく困難であったとまでは認めるに至らないから、業者において枯渇の恐れの有無が問題とされると理解できるような協議や、指導をするべき義務を免れることはできず、これをしたと認められない以上、配慮義務に違反して本件処分を行ったものというべきである。などとして、業者の請求を破棄した原判決は不当であるから、これを取り消し、業者の請求を認容しました。平成18年2月24日。

第二次上告の最高裁では、本町が主張した原判決に対しての理由不備や、理由齟齬については事実誤認、または法令違反を主張するものであって、上告の理由には該当しないということで、上告を破棄されました。また上告受理申立については、原判決に対しての判例違反等を主張してきましたが、残念ながら上告を破棄されました。今回の最高裁の決定により、本件規制対象事業場認定処分取消請求事件については、本町が業者に対して行った認定処分を取り消すというもので、町側の敗訴が確定いたしました。平成19年6月7日であります。

質問の4ですが、水道水源保護条例につきましては、合併時、旧紀伊長島町で前産廃訴訟が係争中であったため、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、合併前の旧紀伊長島町と旧海山町の水道水源保護条例をそれぞれ暫定的に引き続き施行しております。また、旧2町の水道水源保護条例施行規則についても、同様にそれぞれ暫定的に引き続き施行しております。現在、暫定施行中の水道水源保護条例につきましては、近い将来、両区にふさわしいものに統一していくよう検討してまいります。

以上でございます。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

議事進行で、ちょっと4番の質問の内容ちょっと。

審議委員会はありますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今回の160億円のですね、損害賠償請求についてはですね、まだ訴状が届いてないし、これが確定してないし、審議会についてはですね、水道水源保護条例に関する審議をいただくものでありまして、現在のところ審議会の皆様方の意見は聞いておりません。

以上でございます。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

ありがとうございました。まず順を追っていきます。

水道料金の改正とですね、企業協力金等につきましては、確かこの企業協力金についてはなくなると今、お答えいただいたように思うんですけれども、ね。はい、これは以前から僕も希望しておったんで有り難いなと思います。企業誘致をしようとしておるときにですね、大量に水を使う業者さんが来たらですね、もちろん水道料金はいただけるわけです。例えば今も今度ね、管の大きさに料金いただくんだとこうなっていましたけれども、たくさん水を使う業者は協力費いただくというのはいかがなものかなと思っていました。これについてはありがとうございました。

ただ、ちょっと残念でならんのは水道料金の改正は有り難いんですけれども、やはりこの条例を修正するにあたって、基本的になっておる大きな問題である水条例とですね、両町と暫定的に行っています。いわゆる双方の違ったままで行っているわけですし、非常にこの格差があると思います。具体的にわかりやすく言いますとですね、どこが違うかと言いますと、95tの水を業者は不適切であるという判断をしておるのが紀伊長島区の条例であります。しかし、同じ紀北町の中でも海山区に行きますとですね、100t使おうが200t使おうが一向に感知されない。例えば先般ありました往古川の上流で、そこの敷地を利用してですね、飛鳥さんでしたか、飛鳥建設さんが生コンプラントに、それで砂利の洗浄プラント、砂利のプラントというのは非常に大きな大量の水を使うわけです。

町の土地をお貸しする。そのうえでまだそれだけの大量の水を使う。当然その上流には水源がある。長島区で言えば当然その条例の範囲内であるけれども、海山区は条例の範囲内でないんだと、この距離的な違いがございまして。本来であればこの点もっと審議されて、土地をお貸しするのが本来でなかろうかなと思います。こういった点を見ましてもこの条例の違いがいかに紀北町にとって不利なと言いましょか、もっと言えば理不尽な結果になりはせんかと、こう思うわけですね。それはまた今後の課題として申し上げておきます。

本題でございますけれども、2番目の浜千鳥リサイクルさんとの当初からの問題点を整理していきたいと思っております。その中で私はこの復命書の問題は2番目であります。大きな2の中の1、2、3、4つ上げてます。まず1つ目はですね、町長の見解では、最高裁で負けたけれども、事業はできないとこうおっしゃった。それは業者との話し合いがなされてな

い。配慮義務に欠ける。行政として当然しなければならない指導をせずにつくった。だから憲法違反以前の問題であると、私はこのように聞いておるわけです。

そこに飛ぶ前にですね、もう1点だけちょっと質問します。まずこの浜千鳥リサイクルさんが紀伊長島区の赤羽地内、三戸というところでタイヤ処分場、そして野菜農園をつくろうとした。この許認可は県から下りてましたよね、町長。これ何年何月に下りてましたか、これ。ご存じかと思いますが。なぜこういうことを言うかと申しますとですね、県が許認可を出すということは当然その前に町に対してですね、意見書、いわゆるこの事業を許可して良いのかどうかという意見書、いわゆる同意書が来るわけです。それに対して、町がですね異議申立しておいたら、県は絶対許可出さないんです。ということは、県からの許可が来ておるといことは、町は一旦同意しておったんではなかろうかと思うんです。

その点を町長にお尋ねしたい。なぜならばさきほど町長は、復命書みたいなのは僕もあとから見たんだとこうおっしゃったからね。じゃこういった事実も知っておったのかどうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

業者さんは県の許認可を受けていることは存じております。

年月日、そのことについては課長にお答えさせます。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

許可年月日ですが、三重県は業者に対し許可したのが、平成7年の5月10日でございます。

以上です。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

と言いますとですよ。平成7年5月10日に県が許可を出すということは、それ以前に町に当然に、当然のごとく意見書を求めてきておると思います。よろしいですか、平成7年の5月の10日に県から許可出る。ということは5月以前に町に対してこの許可出して良いかという意見書が来ている。そしてこれに許可を出したということは町長ご存じですね。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

さきほどからこうやって中断するんですね。この通告はわかっておるわけですよ。損害問題について、水道課長と町長が事前に打ち合わせ当然しておるはずですけども、それでも行き届かない部分だったら、事前に水道課長、町長の周辺に席替えさせてください。これまだこのあと連続3人でしょう。どなたかの席と課長の、町長の傍の、替えてください。無駄な中断が起こります、これ。議長計らってください。

議長

北村議員の議事進行にお答えさせていただきます。

副町長の席が空いておりますので、その隣に移動させますので、よろしく申し上げます。

(水道課長、副町長席に移動する)

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのときに町側から県に対してですね同意書、結構ですとは出してないと聞いております。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

いやいやそれ町長知らんだけや。あのね例えばね、水谷建設の土採りでもね、町の意見書来たでしょう。ああいうのですよ。こういう事業をお宅の町の中でやろうとしてますけどもね、問題ないんですかと来るんです。来てませんということ絶対ない。町長、課長に聞いて、そんなこと言うから県に怒られる。

同意してないということじゃないんですよ。事前協議の中でね、県は何度もされたはずで、町と。ということはですね、その中に何にも問題がないと判断されたんじゃないんですか、県は。僕はそう思うんですけども、今日ここに県の方いらっしゃいませんけれども、僕はそう聞いてますがね。

いいですか、ということはね、平成7年の5月でしょう。県が許認可出したのは。その前に事前協議、いわゆるこれで問題ないのかどうかという協議してきたわけです。何度も何度も。それで県の判断で問題なからうと判断したから7年の5月に許可来ておる。そのあとで

すよ。この復命書と言われるこの書類が出てきまして、これ平成7年の5月18日に、県の許可が出てから、ここの楠井先生のところに行っておるわけです。事後策としてこれは考えられたんでしょうけれども、その点どうですか。事前協議をされた、その中で町は問題を指摘したのかどうか。指摘しているのに県は許可出すはずがないと思うんです。

その当時の町長気が変わったのかな、途中から。個人的に喧嘩したとか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほども申し上げたとおり、町長としては当時ですね、同意をしていないと聞いております。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

今、お亡くなりになった前町長ですので、町長の悪口は申し上げませんが、理解がないのはご本人だけでして、当然長期にわたっての協議の中で、これ何ら問題がないと判断したから、県が許可しておるわけです。その当時の町長が私は同意した覚えがないと、そんな通らんわけです。それはそれとしても、まずこの点をはっきりさせておきますね。

まず許可が下りておったということは、町と協議した結果、問題なかろうと判断したから県が許可したんだろうと、こういうことなんです。でなければ県は絶対許可しません。そういうことです。

それでもう1点はですね、この条例をつくろうとされた、その前からあったわけではないんですね。県が許可してから条例をつくった。これ間違いないですか、町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

平成6年3月11日に、紀伊長島町水道水源保護条例案が議員提案によって定例会へ提出されたということです。それで3月18日に可決を得たということです。

平成6年3月11日、条例案が議員提案によって定例会へ提出されました。3月18日に修正可決をいただいております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

こういった点もですね、私も聞いておるのはですね、こういうことなんです。このリサイクルさんところからタイヤ処分場、それから野菜処分場をつくりたい。こういった問題が起ってからこの条例が出てきたとこう聞いてます。

私が思っておったのは、県の許可が出てからこの条例ができたのかなと思ってました。違うということです。であるならば、当然この条例をですね、議会で条例案提出されたときに、このときにはすでにリサイクルさんの問題起こってましたか、どうでしょう。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

平成5年11月5日、業者が廃タイヤを処理する産業廃棄物中間処理施設にかかる事前協議書を尾鷲保健所へ提出されております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

議事進行、いや県の許可は平成7年5月10日ですね。それでこの条例が可決されたのが平成6年、約1年前ですけれども、1年前のときにもうすでにリサイクルさんの問題が起こっておったかどうかです。県から許可下りてないけれども、このリサイクルさんの問題が出てきた。だからこの条例ができた。順番こうだと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

こういう保健所へですね、事前協議書提出されておるんですから、町側にもその情報がわたっているものと思います。拝察されます。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

拝察されますということは、そのとおりだということですね。

いわゆるこのタイヤ処分場処理場の問題が出てきた。それで端的に言えば、あわててこの

条例案が出てきたと、こういうことなんです。それはそれでいい。しかし、これについてです、多くの住民の方の署名が起こってます。特に赤羽地内におきましては、その地域の住民がですね、もう20数年にわたって苦しんできた。いろんな問題があったのも町長ご存じかと思えます。いわゆるこれは赤羽地区の人にとっては水の量もさることながら、臭いが、ガスが、いろんな不安あったかのように思います。

なぜ、私はこの水の量の問題なのかなと、当初思ったわけですが、そういった問題が起こっていたことは町長ご存じですか、赤羽地内で。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

地域の住民の皆様方が大変心配されていたと記憶しております。

1番 東篤布議員

別の問題が起こっていたこともご存知でしたか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのことについては、ちょっと私ではちょっと記憶にございません。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

ご存じない。いやいろいろあったわけですね。これは業者をどうこう言う前にですね、私は町長がご存じなかった。これが赤羽地域の皆さんの不安がですね、悩みが長年続いた理由でなかろうかと思えます。行政としてはですね、地元で起っている問題は把握してない。それがなおさら住民の不安につながる。こう思うわけですね。私は水質検査等もやっていただきました。臭いの検査もやっていただきましたけれども、そういった不安を住民の方が持っていたわけです。

ですから、こういった今回の量の問題もそうですけれども、これ町長、95tの水をとるからおっしゃいましたけども、何tならよろしいんでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは私の知識ではちょっと計り、答えかねます。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

ちなみに往古川で行っております飛鳥建設の生コンプラント及び砂利洗浄プラントの書類が出てきてます。町に対してです。その水の量は何tですか。使用する水の量です。報告来ています。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

自席においてありますので、ちょっと持ってきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その工事に伴う取水は 100 t、1 日 100 t ですね。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

海山では 100 t、もちろん上の上流には水源地がございます。長島では95 tで駄目なんです。水源地から何メートルでしたか、海山と長島の違い。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今、1 番議員さんが質問しておることは、これ本当に町民が一番重大な事件なんですね。それに対する質問は通告やおるわけです。だからそれに関してはこういう時間がかかるようなことじゃなくて、本当はもう行政が私ども以上に、議員以上にですよ、的確に答えるような、正しいことをやっておるんだったらするようにして、議会を円滑に進むようにするのが議長、議会じゃないですか。

議長

最初に始まります前にちゃんと申し添えてありますので、その辺ご理解願いたいと思います。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

こんな質問、問題わからなくておかしいでしょう。これで網で縛っておるんですよ。だから条例を修正しなさいと言っておるんです。今の議事進行。

議長

東篤布君、理解しにくかったということで。

1 番 東篤布議員

もう一遍しましょうか、議事進行で。

海山の水源地あります。長島にもあるわけです。この下流ですね、事業をしておる。長島は95t、海山は100t、実際もう100t以上です。生コンプラント、砂利プラント僕もやっていますからよく知っていますけれども、業者の報告はそういうことですが、実際もっと使っている。ポンプのケース計ったらわかる。それはいいんですけど、なぜこの違いがあるのかということです。海山で100t使う、これもですね住民からの苦情が出て業者がやっておる。飛島からt数が出てきたんです。町はその前にこれ把握していなかった。その違いは何なのか。だから水源地から何メートルまでで網に縛っているんですかという質問をさせていただいたつもりでした。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

旧紀伊長島町の場合はですね、半径100mでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6 番 北村博司議員

大変な町民にも関心の深いことで、電話も私のところへたくさんきます。これ今議会の焦点で、事前にわかっておるわけですから、きちんと答弁を整理して出すために、休憩をとっ

てください。そして十分、今、東篤布議員が尋ねられておること、このあとまた続くわけですね。この問題について、十分資料も揃えて再開してください。休憩を要求します。

議長

答弁整理のため暫時休憩いたします。

(午前 10時 18分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 10時 39分)

議長

町長。

奥山始郎町長

答弁が遅れまして誠に申し訳ありません。

半径 100mと申し上げましたのは、紀伊長島町大字島原大原十須の地域及び大字三浦の大瀬川流域で中田取水井戸を中心とした半径 100m下流までと、並びに大字道瀬の市ノ川流域で、道瀬水源地を中心とした半径 100m下流までと、字紅ヶ平取水井戸を中心とした半径 300m下流までの流域を紀伊長島町水道水源保護地域として指定しております。

それから上流については、すべて指定しております。

海山の水道水源保護地域におきましては、特に中里浄水場はですね、往古川流域で中里取水井戸より上流 2 kmと下流 100mまでの地域であります。以上です。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

今、町長の答弁の中に十須というのがありましたけど、長島ですね、全部なんです。十須というのはここですからね。下流関係ない、十須の場合。だから、例えば出垣内、三浦とこの下流が 100、その上流は全部そうなんです。だから十須ってこう限定していただかなくっても長島これだけ縛っておる。海山につきましてはこういったところですね。部分的になされておる。こういうことなんです。であれば、飛島さんのプラントは何m下流になりますかね。

議長

町長。

奥山始郎町長

1 kmであります。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

海山地内見ますと、この上里縛ってますね。この上流に大きなプラントがあります。これは僕がやっておるんやから間違いないんですが、このプラントどれだけの水を取水しておるか、町長ご存じですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

存じておりません。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

この水条例、私は各事業所ができるときにあたっては、公害にあたらないかと、そう配慮されるのは当然行政の役目だと思ってます。この水を守るということをですね根本として、この条例が制定されておるんであれば、当地内において大きな水量を使っておる業者が何社あって、そこで何t使っておるのか、当然それぐらい把握しておかなければならないのではないかと思います。長島の場合においてもこの網で縛られています。この上流部に私の知っ

ている限りでも大量の水をとっている業者は2業者あります。この2業者の名前はともかくとして、何tぐらい水を取水しておるかご存じてすか。

具体的に言います。砂利プラントとですね。発泡スチロールのプラントがあります。

議長

町長。

奥山始郎町長

砂利プラントの場合は40tで、発泡スチロールについては現在わかっておりません。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

やはりこれだけの大きな問題になってます。その基となるのはいわゆるこの水条例でございまして、と言うことはですね、もう少し細かくそのあたりも調べておかれたほうがですね、こういったトラブルが起こらない基になるんじゃないかと思います。

ちなみに砂利プラントで100tになってことはあり得ませんので、やっておる本人が申しておりますので間違いありません。当町もうちの下流に海山の水源がございます。ですから、うちは水をリサイクルするようにしてですね、1日の取水量を抑えております。それは県との協議の結果、そのようにさせていただいております。

ということは、もう一度復習になりますけれども、町長はさきほどこの復命書といったものを知らなかったと、こうおっしゃいました。相手さんから押えられて、それまで知らなかったとこうおっしゃいましたので、私はこの最高裁のこの資料持ってます。この判決の主文の中にですね、こういったことが書かれていますね。当然そちらもあろうかと思っておりますので、この許可をするにあたってですね、三重県と事前協議はなされておったと、この事前協議の中で、されておる中で、途中でと言いましょかね、この条例が作成されたものであると、当然、このリサイクルさんがこの事業をしようとされておる。またこの条例をつくらうとするのであればですね、業者ともっと水の量減らしたりできないもんですかと、協議はなぜされなかったのか、そういうことをわかりやすく指摘されてあります。それはご存じすね、町長。

それとさきほど言ったいわゆる復命書、こんな裁判をしても負けますよと書かれています。この復命書、町長は町長に就任されたとき、就かれたときにこの復命書の書類を見てないとかうおっしゃいましたが、それは事実なんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

一応、目を通しております。あとです。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

あとでというのはいつですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これが証拠保全のあとで復命書の存在がはっきりわかってからです。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

いいですか、町長。そうおっしゃるならそれでいいんですがね。これにはこう書いてます。楠井先生がですね。訴訟となれば完敗しますよと、まず一番目にこう書いてます。起こすべきでないということも書いてあります。それで続きまして、大事なことはこの裁判で負けた場合には、1日いくらかの損害賠償請求が請求されます。はっきり書いてます。その次にこういった大きな問題は事前にですね、全町民に対してこの現在の状況はどうなっておるのかということの説明すべきだと、こう書いてます。こういったことも知らずに町長に就かれて、数年にわたって争われてきたということは信じられないんです。なぜならば、弁護士はこういったことを何度も何度も指摘されておるやに聞いております。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は着任して以来、この訴訟問題にかかわってきましたが、その過程の中で係争中であるので、今は申し上げられませんというスタンスをとってまいりました。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

議事進行、ちょっと質問の趣旨を町長はき違えておる。私が言っておるのは皆様に見せたか見せないかじゃない。こういったことを書かれておることを、町長は当然ご存じのうえで係争してきたんでしょと言っている。町長さきほどこれはあとから見たんだと、でも町長になってから、いわゆる係争したきたわけです。そのとき当然見ておられた。だから見ておられたんでしょと言うの、見てないというのは間違いじゃありませんかと言うておる。

議長

町長。

奥山始郎町長

これが証拠保全になる以前は見えてなくて、それ以後ですね、さきほども申し上げたとおり、目を通しておるということでございます。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

であればですね、これほど重要な指摘を弁護士がされておってですね、過去の経緯を知らずしてですね、今後どうすべきかという方針決めにくいんじゃないかと、こう思うわけです。当然それだけの大きな問題を業者さんを苦しめておる。であるならば過去の経緯はどうであったのか、自分とこの顧問弁護士はどう言っておるのかということを知りたいですね、やっていただかないと非常に困ると思うわけです。

もう一度言います。じゃこの町長が見てないということは、ほかの議員さんも一切この復命書は見えてないということですね。と判断します。であるならば、この書類をあとから見た。そのとき町長はどう思われました。これを知らずに争ってきたことを。

議長

町長。

奥山始郎町長

しかしながら、第一審、第二審については町側は勝訴しておりますんで、水道水源の枯渇という論理が裁判所のほうで認められたなど。しかし、これを見た以上ですね、今後しっかりと行政としてとるべきものを、対応をしていかなければいけないと、そのように感じておりました。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

私は法はですね、万人にたっては平等でなければならんと思います。であるならばですね、95 t が駄目であれば、現在 100 t、200 t もっともっと使っている。これ業者たくさんおるわけです。その点も十分理解されたうえでですね、やっていかないと拙かろうと思います。

じゃもう一度方向変えてお尋ねします。であれば、この業者さんが最高裁で町はですね、差し戻された。負けたけれどもこの事業ができないと町長がおっしゃった。常任委員会、その根拠はさきほど町長説明されましたけれども、それはさておきまして、95 t で駄目ならば、何 t ならいいんですか。いわゆるそういった話し合いをなささい。それをしていないことがそもそも間違いであると言われたわけです。憲法違反、条例違反云々を問う以前の問題だと言われているわけです。何 t であればよろしいですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは大変難しい問題でありまして、何 t ならば OK ということはこれはなかなか申し上げられにくい問題であります。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

何の数値的根拠もなくでですね、そういう指針も持たずしてですね、ただ漠然と 95 t が多いとこう判断されたわけですか。今現在もされておりますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

かつて名古屋高裁において口頭証人尋問のときに、それに出席された水文学の先生が丁寧に答えておられましたので、それはその論理を私は勉強しているわけであります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

議事進行、ですから、具体的に申し上げておる。だからその論理が正しいとするならば、それをお聞きになって、町長は何もならばこの業者さんに許可されると、こう判断されるんですか。今後もこういうこと起こり得るかと思うんですがね。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのことについては、さすがにその先生方も何もということは申し上げなかったほど難しい問題ですから、私としては今、ここで申し上げることができません。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

100kmで、95kmで走ってきた車を止めました。罰金とりました。じゃ何kmから罰金とるのかという話、それと同じじゃないですか。制限速度がないんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

その比喩とはちょっとニュアンスが違うのじゃないかなと思います。

つまり、訴訟のうえでですね、それぞれが準備書面の中で議論をするものでありまして、それには専門家がいろいろとデータなり、知恵を絞って答えていくもの、私ももちろんそれを勉強しながら吸収していくと、そういうことでございます。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

また条例というのは、やはりきちっとした線引きがなければ条例にならんと思いますね。最高裁で言われたように、その配慮義務に欠けました。いわゆる水が大切ならば何もまで絞ってくれないかという協議がされなかったのかという、基本的な根本的なですね問題が解決してなくてですね、今の町長の答弁ですと、これからも係争を続けていこうと、こういうことになろうかと思います。

それで果して良いのでしょうかね。企業誘致をしようとしておる我が町でございますけれ

ども、どうでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この企業、業者さんが特にですね、今後この事業を展開したいとなった場合はですね、水道水源保護審議会の中で審議をしていただくことであります。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

それではね本末転倒というか、とんでもない話ですよ。その皆さんの意見を聞いてつくったのが条例なんでしょう。肝心要のですね速度制限じゃないけれども、その比喩はあたらん、町長おっしゃった。一緒ですよ。何tまでならよろしい。リサイクルさん何tにさせていただきませんか、そうでしょう。

じゃもう1つ違う質問します。じゃ95t使いませんよと、10t車で約10杯です。水運べばいいんです。じゃ水運んで来るとこうおっしゃった場合、それでいいんですか、私は聞いているのは事前協議、町との話し合いときにですね、水が多いんであればタンク車で、タンクローリーで運んで来いと、こういった話も聞いています。そういう事実ありましたか、町長。

だから、そういった事実があったとするならば、今の町長がおっしゃったように、町は50tまで60tまでという制限、量がないから話し合いができなかったのではないかと、こう懸念するわけです。話し合いがあったかどうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これ私が想像で申し上げてもよろしいですか。その辺であきませんか、その想像ということは話し合いがなかったと思いますが、そのときに私は在籍しておりませんでしたんで、そういうことを仄聞するだけです。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

ちょっと今の答弁になってないんじゃないかと思いますね。明確に答えていただきたい。いいですか、知らなかったではこの問題済まんでしょう。知らなかった。聞いてなかった。わからないんだではですね、今年度の予算上がってますよ。だから質問しておるんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

聞き違いというか、受け取り方間違えて申し訳ないと思いますが、裁判の進行の中で準備書面の中でそれぞれ意見を申し上げて、その準備書面の中で書いて、そのこと水量については直接は議論してないけど、準備書面でこれでは枯渇に通ずるということを展開したわけです。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

ですから、何tまでならよろしいのかと聞いておる。それがないから裁判所からも和解勧告出された。話し合いしなさいよと、何度もチャンスをいただいた。基本的なそのですね、水量がないから、明確なる何tまでなら許可しましょうとないから、こういうことになる。和解できなかった。僕はそれがそうじゃないかなと思いました。

わかりました。もう1点違うこと聞きます。この復命書の中にですね、損害賠償請求される。7番に書いてあります。それは町長先には、町長になったときには見てなかったけれども、その後見てますね、ということはこのうちの弁護士のおっしゃっていることは間違いですか。正しいんですか、どう受け止めておりますか、町長これを。

議長

町長。

奥山始郎町長

この文面からではですね、町が敗訴した場合には損害賠償請求があるだろうと、そういう思いをしております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

敗訴しておるんです。その認識ないんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この損害賠償請求については受け止めております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

いや僕の言っているのは、当然損害賠償請求されるということは、ご理解されておったかということです。なおかつ、今回の損害賠償請求が出てきております。これについてですね、そんなはずではなかったではないはずですよ。それで間違いないですね、当然損害賠償請求されて当然であると、こう受け止めておるとこういうことですね。

議長

町長。

奥山始郎町長

そうです。そのとおりです。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

じゃもう1点聞きます。いわゆる最高裁で敗訴しました。その時点で私は町長にお尋ねしたい。なぜならばですね、その後ですね業者との話し合い、いわゆるですね今までの事業を止めてきた。その経緯について私がつくった条例ではないけれどもですね、私は一言のお詫びがあってしかるべきかと思ったんですが、この先生にも顧問弁護士にも書いてます。当然損害賠償がくるであろう。それでなおかつ最高裁で行政としての配慮義務に欠けたと、そのうえに多大な損害を業者に与えたと言われてます。裁判費用も全部支払いなさいと言われています。一向に先方さんとの話し合い、謝罪等がなかったように聞いておりますが、その点についてはどうなんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

すべてにわたって謝罪するということは、我々の主張がですね、全面的に否定されるもん

と受け止めておりまして、しかしながら、その事業を代表する方との面談等が度々あった中でですね、それは意思の疎通はいたしております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

町民を守ろう、そのために飲み水を守ろう、趣旨は一切いい、決して間違っていないと思います。私はそれを条例を詫びなさいと、そういうことじゃないんです。もう少し配慮しておればお宅の事業ができたかも知れんのに、50 t とも60 t とも決めてないからこういったことになったんだから、これからは95 t で駄目ならば60 t にしようか、80 t にしようかということは審議会とともにしっかり検討したうえで作成しますので、今回の件についてはそういったお詫びが何もこれは全面的にお詫びという意味じゃないですよ。条例が間違っておると言っているわけじゃない。

なぜ、こういうことをくどく言うかということですね、またこのような同じ過ちを議会も容認して予算を認めてですね、長期にわたって住民にですね多大な負担をかけるような裁判を起こしたくない。だから町長にその認識を持っていただきたいから述べておるんです。私は条例をつくったことが間違い、そうじゃない。その意味を理解されてですね、町長もう一度ご答弁ください。

議長

町長。

奥山始郎町長

最高裁の判決はですね、町が業者に対していろいろと配慮しなかったということが原因となっております。そのことについては、町としては申し訳なかったと、そういうふうに思っております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

配慮が足らなかった。綿密なるですね計画のもとにつくった条例でもなかったんじゃないかと思いますよ。飲み水を守る、私はこれは量だけじゃないと思うんです。赤羽川においてもそうです。いろんな問題が起ってございました。私はそれは業者を責めるんじゃなくてね、指導しつつ監視もしていかなければならないのは行政だと思います。

私は赤羽上流で事業所でなくなったとも知っています。私は非常に残念でならんわけです。なぜ町がもっと親身になって指導していただければですね、その業者の方も事業止めなくてよかったのではなかろうかと、こう思うわけです。明確なる数量規制もない、ただ闇雲に水を守るんだ、飲み水を守るんだ。でもそれに対する不法投棄云々等のことも書かれてない。こういった無謀とも言えるような条例です、これからは各事業所さんを苦しめてよいのかと、なおかつ現在起こっておる水の量を言うのであれば、下流でもそうなんです。下で汲み上げたら上の水も減っていく、おのずとこう引っ張っていくんです。上流を守るということは不法投棄がないか、産廃施設ができれば水が濁りはせんかと、そういうことだと思うんです。

そこをよく我々議会もそうですけれども、それを認識したうえでですね、次なる訴訟に入っていないとですね、いわゆる明確なる規制もないままで、また私は争いをする。そのような予算に向こうから 160億円の訴訟が起こったけれども、その訴訟の文書が届いてないからといって、議会に何の説明もない。この議会が始まる前に冒頭で報告としてされたやに聞いておりますが、その書面も見せていただきましたけれども、もっと具体的に住民の皆さんと対峙して、今後どうすべきかを定めるべきではなかろうかと思えます。

いわゆる住民の皆さんの代表が我々議会です。我々の議会に予算を容認せよと言うのであれば、当然そうされるべきであろうと思えます。そこで私たちの議会の議員一人ひとりのですね、大きなこれからの問題、決断がいろいろかと思えます。全国で問題になってます。どこの市町村も非常に苦しんでおる。だから予算を出してきた執行部も悪いけれども、それを容認してきたのは議会でなかろうか、こう言われておるわけですね。大阪府でもそうです。他所でもそうです。職員を責める前に容認してきた議会を責めるべきじゃなかろうかと、こういったこともテレビで放映されていましたが。

もう一度町長どうですか、業者さんと膝をまじえて話し合うつもりはございませんか。当然、町長も損害賠償請求されても当たり前とこう判断されておるんですから、額が合わないんならもっと話し合いされたらどうですか、争わずに。

議長

町長。

奥山始郎町長

この損害賠償請求という事件がですね、今進行中でありまして、これが訴訟問題となるのは確実視されております。その中で裁判所のほうから和解という案も出てまいった場合には、

そのときにおいては、その和解について協議をさせていただく用意はあります。

議長

東篤布君、時間ですので、簡潔にまとめていただきたいと思います。

1 番 東篤布議員

言われなくてもする人は上の人、言われてする人は中の人、言われてもしない人は下の人と、僕はいつもそういう言葉好きで持ってますけどもね、誰かに言われてから町長行動起こすようでは遅いんではなかろうかと思います。

それで、この弁護士は今度、何名なんですか。うちの顧問弁護士は1名ですよ。この何名弁護士先生立てられる。

議長

町長。

奥山始郎町長

5名を予定させていただいております。

1 番 東篤布議員

なぜ5名いるんですか。

議長

もう最後ですので。

町長。

奥山始郎町長

これが訴訟となった場合に、より充実した対応ができるように、そのように考えております。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

これで締めます。うちの先生はですね、この先生の書類見てましても、立派な先生だと思えます。であるのに5名もの弁護士をまた、多額の予算を計上しておる。またそのことが一切、議会に相談されてない。今後の進展もわからない。ある議員さんは一銭も払う必要ないんじゃないかと、こうおっしゃっている議員さんもおれば、当然払うべきだ。バラバラなんですね、考え方が。

私はもう少しこういった予算を出す前に、住民の皆さんに説明されて、なおかつ弁護士の

先生もおっしゃっておるように、議会にも相談されたうえでしていただかないと、我々議会としてもですね、過去のような過ちを繰り返すことになるやも知れん予算にですね、無闇に果して我々議会も賛同して良いものかどうか、このように思っております。

以上。

議長

これで東篤布君の質問を終わります。

次に、19番 奥村武生君の発言を許します。

19番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。

前もって通告はしておりますけども、執行部におかれましては、私の質問の内容について十分お聞きいただき、適切なお回答をいただくようお願い申し上げます。

銚子川の問題でございますが、先般の一般質問で指摘したクチスポの水質をどのように認識されていますか。保全のためにどのような行動を起こされましたか。3番目、なぜ特定施設という定義があり、規制の対象になっているのですか。日本土石株式会社さんは特定施設ですか。この会社の銚子川中流においてのプラントを建設するにあたり、届出があり、かつ住民説明が行われたと思っておりますが、それについての認識を述べてください。

2. 船津川、往古川ですか、MDOについての今までの経緯を述べていただきたいと思っております。

次、損害賠償請求でございます。

今回の損害賠償についてはですね、海山でこの問題を熟知している人というのは、合併時にはほとんどいなかったのではないかと考えております。海山の住民が疑問に思っておるのはですね、合併協議会において両町の町長及び当時の議員も含めてですね、なぜこのような重大な問題を積み残したまま合併に入ってきたのかということを、責任者の町長である現町長でも責任者でございますので、述べていただきたいと思っております。

それから前者議員にも指摘されましたけども、私もですね、準備書面を見れるようにしていただくとか、あるいはその弁護士を選定の問題等について、町長にもお話した経緯がございますが、なぜ今まで十分な説明もされずにですね、なおかつ準備書面とお願いしたことについても一向に進展がないわけですけども、このことはですね、議員ないがしろではないかというふうに判断をしておるわけです。

町長も2千数百の投票を得て、選ばれて町の代表になったわけですけども、議員もですね、

1万を超えるその住民の皆さんから選ばれてですね、代表になっているわけです。だから何かがあればですね、執行部に対しても議会としても重大な責任を負うわけですよ。このことについて私は議員になってから考え続けたのはですね、町長が議員との対話の不足、そして議員が言ったことは前向きにとらえていない。そして挙げ句の果ては議員をないがしろにしている考えをさらに強くしているわけです。このことについて町長はどう認識をしているのか。

それから、この条例で止めた理由をですね、もう一度お話していただきたい思います。

それから、その地下水と言ってますけども、ほとんどはこれ伏流水なのですね。その表流水、伏流水、地下水についてどういう認識を町長は持っているか、お伺いしたい。これ私も前もって前回の一般質問でもお話していると思うんです。

次、3番目の漁業問題について、不振をきわめる漁業問題を質す。不振をきわめる漁業問題についてであります。

平成20年度における町長の所信表明の中で、水産振興策として漁業の担い手対策事業、漁協基盤強化対策利子補給等負担事業、外国人漁業研修生受入事業、水産資源増殖事業などを実施し、水産業の振興を図ってまいります。また、水産資源管理の面からも海の環境保護に配慮し、持続可能な漁業が営まれるソフトの面でも力を入れますと述べられ、そのための事業費として5,625万円が計上されておりますけども、中身と云ったら組合に対する経営補填のための補助金が1,100万円、外国人研修生受入事業が1,455万3,000円、お魚らんの補助金の返還金が1,271万3,000円といった漁業振興に全く関係ないと言ってもいいものが3,266万円含まれているわけです。

ワラサの餌付けや浮き魚礁、あるいは赤潮対策などの漁業振興対策事業、構造改善事業などの築磯工事、あるいは各種の放流事業など、漁獲高に直接関係する事業費と云ったら1,700万円ほどであります。2月23日の地方新聞に「燃料高騰で廃業も」という見出しで、紀伊長島区のカツオ一本釣り漁船が一隻廃業したという記事が載っていました。長島漁業の魚市場では昭和50年には50億円以上の水揚げがあったようですが、現在の水揚げ額は10億円台にも激減しているのではないのでしょうか。漁業が町全体に及ぼす影響ということを誰よりもよく知っているのは町長ではないのでしょうか。誰よりもよく知っている人が、水産振興対策として担い手事業、漁協基盤対策事業、外国人研修生受け入れ、こんな綺麗事を並べるのではなく、本当にどのようにしたら水産業が生き残れるのかを真剣に考え、取り組むべきではないかと思うのであります。

漁業の発展が町全体の活性化につながり、また漁業組合の経営建て直しにもつながるのではないのでしょうか。水産業の振興対策として所信表明のようなお考えであるならば、この先、水産業は大変な危機に陥ることになりかねないと考え、打開策として1点だけ絞って質問したいと思います。

紀北町の発展は水産業が左右すると言っても過言ではない。それが証拠に長島区においては江戸中期からカツオ釣り船を模した船だんじりが伝承されております。何をおいても町の発展、活性化を図るためにはカツオ一本釣り漁船等の燃料費に対する助成を行い、漁業経営の安定化を図るべきであると考えます。町長の燃料費助成についての見解をお聞きしたいと思います。

財政健全化を早期に成し遂げ、真に紀北町の川の環境を保全し、先にある漁業資源を活性化していかなければならないのに、費用対効果がゼロに近い町道茂原前山線の整備に1億円近い金を注ぎ込む予算を町長は組んでおります。このような事業の見直しを強く求め、漁業経営の安定を図るべく、町長の姿勢を質したいと考える次第であります。

次、財政問題、財政問題については漁業問題にも関連するものであります。私は燃料費助成のための新たな財源を増やせと言っているわけではありません。全面的に事業を見直すことによって、財源の確保はできるのではないかということです。例えば長島漁協 600万円、海山漁協に対して 500万円を補助金として10年間出すということで、毎年支出されておりますが、言い過ぎな面もございますが、この補助金は単に赤字を補填するためのものではないかという疑いを持っております。水産振興の役に立つものではありません。このままでは死に金に等しいものではないのでしょうか。まして組合から経営改善計画が提出されておりますが、陳情採択の条件であったと思います。議会に対して何ら報告されておられません。お魚らんどに対する補償金については地区づくり基金として積まれ、基本的な水産振興に使うと町長は答弁されました。これが約 8,000万円、長島漁協に対する基盤強化対策利子補給事業補助金が毎年 1,100万円、電源立地対策交付金が毎年 1,400万円、これは河川の水を電気を目的で使用される交付金であります。その趣旨からも水産振興のために使用することはベストであると考えます。本当に現在の漁業経営の厳しさを認識するならば、事業の見直しを行い対処すべきであると私は考えます。

また、茂原前山線整備事業で、総工費 8,000万円の事業計画については、旧町時代に要望があった事業であると答弁がありました。合併後において厳しい財政状況であると言われるのであれば、見直すべきものは見直すことが当然ではないのでしょうか。わずか 350mほどの

町道を新設するだけで 8,000万円の事業費がなぜ必要なのでしょう。この実施的に平成20年度から本格的な事業に入ることになっているようですが、一体ここを何人の人が利用するとお考えでしょうか。下地方面から 422号線に通り、茂原が新設された町道を利用し、農免道路に抜ける人が何人いるのでしょうか。この逆コースでこの道を通る人が何人いるのか、地図を見ただけでも多額の事業費を付けてやるべきかどうかの判断はできると思います。

また、町道小山山側線についても同様のことが言えます。これこそ特定の人のための事業ではないかと思われても仕方がないのではないのでしょうか。厳しい財政状況であると言うならば事業の見直しを行い、無駄な施設は極力避け、最大の効果が得られるような予算の執行に努めるのが町長の役割ではないですか、要望があったから仕方なく事業を実施する。住民は納得できません。この事業についての必要性と、年次別事業費について住民に対して説明すべきではないのでしょうか。

今から申し上げますことは幼い子どもたちでもわかることだと思います。

事業計画の段階において、費用対効果について十分協議し、財政面を踏まえたうえで涙のみ、事業の選択をするからこそ、苦渋の選択と言うのであって、あなたが議会に対して使用する、多発する苦渋の決断というのは全く間違ったものであります。あなたの場合、つまり住民には内緒で事を進めておきながら、すべて尻に火がついてからその判断を他の人に委ねることの重々のお願いなのです。言い換えれば重ね重ねのお願いである。デカップリングもそう、お魚らんの件もそう、全くの死に金である。このような姿勢では財源はどれだけあっても足りないと考える次第であります。

あなたに経営方針を質すのは間違いかも知れませんが、このような考えでは行き先危ぶまれます。財政に対する認識を改めていただきたいのでございます。口では厳しい財政、財源であると言いながら、やっていることは後顧もない予算執行である。

再度申し上げます。漁業が町全体の及ぼす影響、誰よりも知っているのは町長ではないでしょうか。どのようにすれば良いのかを知っているのは町長ではないですか。町全体の考えで予算編成を行うことは十分認識しております。しかし、ここでこれと決めて実施するのも予算の執行者であると思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから収入役のあり方、三役のあり方についてであります。平成18年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、法第68条第1項関係では、出納長及び収入役を廃止し、地方公共団体に会計管理者を置くものとされました。任期の途中であるということから、特例により収入役として置くことを述べられておりますが、法により拡大解釈をし、法をより

良い方向に解釈をし、財政的な面も何も考えない町の姿勢についてあきれ返るほどでございます。

年間で1,000万円以上の人件費の削減になります。合併後いろんな問題について協議することが多く、その収入役としての責務に大きな評価をしていると述べられましたが、出納長及び収入役の職務権限は、普通地方公共団体の長が行うべき予算執行機関から会計機関を分離し、出納その他の会計事務の執行については独立の権限を有するものであり、会計事務の執行について普通地方公共団体を代表するものであると解されていますが、このような規定を全く無視した考えで行政に携わっているのではないですか。

合併において予算執行機関に対する収入役の意見が最も大きいということを目にすることがありますが、このようなけじめのないような考えでは困るのであります。以前の特別職的な考えではなく、一職員がその職務にあたることができることに、そういうふうになったわけです。執行機関として意見を求める必要として町長が思うなら、収入役を廃止し、副町長に条例を改正し、その位置づけをはっきりしたら良いのではないのでしょうか。あまりにもけじめのない考えだというふうに判断をしております。

以上、町長の生の意見を、部下に命じた答えではなくてですね、今の質問に対して生の意見をお聞きしたいと思う次第でございます。よろしく申し上げます。

議長

町長。

奥山始郎町長

奥村議員のご質問にお答えいたします。

総合的に申し上げますが、銚子川につきましてですね申し上げます。まずですね。

昨年9月議会及び議員説明会でもご説明させていただきましたとおり、「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則」第2条に市町が処理する事務の範囲が定められ、この規則に定める事務については、市町が書類の受理及び知事への送付を行うことになっておりまして、その規定に基づいて、町が県に届出書の進達を行うものでございます。

ちょっと議員のご質問について、もし私が答弁が漏れましたら、ご指摘いただきしたいと思います。

それから、船津川での特定施設につきましては、この件につきましては、昨年11月2日付けで、尾鷲農林水産商工環境事務所長から、紀北町海山区上里45番地2の株式会社M・D・

〇代表取締役岡本一彦氏から、申請のあった木くず破砕処理施設設置に関する産業廃棄物処理事業計画書が当町に送付されてまいりまして、11月27日に三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づいて、県環境事務所主催で関係機関と申請者が出席して事前協議会が開催されました。

当町といたしましては、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の明確な区分をすること、周辺環境への配慮、住民説明会の開催、議会説明の実施の4点と、また水道水源関係では、施設設置予定地は上里浄水場の上流になり、海山町水道水源保護条例の指定区域内であるため、審議会の意見を聞く必要があることを指摘事項として報告いたしました。

その次は、国家賠償法の損害賠償についてという、大きな見出しをお答えいたします。

本年1月17日に、業者から津地裁に損害賠償請求が提起されたことを新聞報道で知り、翌日1月18日、本町の訴訟代理人として楠井・坪井両弁護士に委任をお願いしております。また、上申書につきましては、業者が訴訟救助の申立をしていることに対して、1月31日に本町がその申立には理由がないので、認めるわけにはいかない旨の上申書を出しております。

現在、津地裁で訴訟救助の申立の審査が行われていることと思われまます。これらのことについて議員の皆様にご報告申し上げなかったことについては、大変申し訳なく思っております。

それから議員が今壇上で言われました、なぜ合併のときにこの問題を積み残したのかということですが、これは係争中であつたわけでありまして、これは合併協議会の中でそのまま合併後にもこの問題を継続して新町に引き継ぐということで、了解を得ておるわけでありまます。

それから漁業問題ですね、特に、沿岸漁業では資源の減少による漁獲の減少、養殖漁業では魚価の低迷と飼料の高騰、カツオ一本釣り漁業やマグロ延縄漁業では、まき網漁業との競合による漁獲の減少と魚価の低迷などがあります。そして、すべてに共通するものとして、燃油の高騰があります。

漁業者がこのような状況で、その母体である漁協の運営も厳しい状況におかれております。こうした中で、当町といたしましては、漁協組織の強化や漁港漁場の整備、種苗放流事業等の漁業振興策を講じておりますが、漁業不振を食い止めるだけの抜本的な対策に至っていないのも事実であります。

燃油対策であります。平成16年末に1,000ℓ当たり4万円だったものが、平成19年末には8万7,000円にもなり、この3年間で倍以上の値上がりがありました。議員ご指摘のように、多量の燃料を使用するカツオマグロ漁船では、このことだけで経営を圧迫することにな

り、これに輪をかけて不漁や魚価の低迷が重なれば、操業すること自体赤字を増加させると言っても過言ではございません。

燃油価格につきましては、国家的な支援を求めるしかなく、今、国ではですね新たな免税措置や燃油資金の融資対策が検討されており、関係系統団体が要望しているところです。漁業者に対しましては、燃油節減の方法を講じる努力を求めており、そのためには、これまでの操業形態であった個人操業では燃油の節減は困難であることから、例えば5、6隻で船団をつくって、調査専門船や運搬専用船を備えるといった、いわゆる協業体を組織することなどが提起されております。このような燃量節減対策を講じる団体には、全漁連等を通して国の支援があります。

町といたしましては、この問題は町独自でとれる対策ではないと思いますので、国の制度資金や支援策が創設されたときに、町として支援ができるものと考えております。

それからですね、財政問題を言われましたね。その中で茂原前山線にも言及されておりますんで、茂原区と前山区から紀伊長島町時代に、小山山側線につきましては小山区長から旧海山町時代にそれぞれご要望をお受けし、町道茂原前山線につきましては平成17年度から、町道小山山側線につきましては平成19年度からそれぞれの整備に向けて予算化をしております、地域からのご要望にお答えしているところでございます。

そうですね、財政健全化につきましてはですね、これまで人件費の総額の削減、地方債の借入額の抑制、過去に借り入れた高金利の公的資金の繰上償還などにより、地方債残高を合併した平成17年度末に比べ平成20年度末で21億 2,700万円余りを縮減しておりますし、基金につきましても同様に8億 4,500万円余りを増額させるなど、一定の成果が得られております。

その次に、収入役の問題につきましては、これは昨日もお答えしたと思われませんが、これは合併の特例に関する法律の中で認められておりまして、私の考えとしては合併した新町紀北町においては必要であって、収入の出し入れについてチェックするだけではなくて、行政についても私の要望によっていろいろと収入役がこれまで積み上げられたノウハウ、それから海山区に対する知識、理解度等を私がそれを聞いてですね、行政、まちづくりのうえに反映していこうと、そのように考えておりまして、私の考えでは今のところ欠かすわけにはいかないというものでございます。以上です。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議事進行だけでも、町長、さきほど回答で抜けて、答弁で抜けているところがあればですね、おっしゃっていただきたいと言われましたけども、クチスポのその水質をどのように認識しているのかということ、保全のためにどのような行動を起こしたのか、このことが抜けているということと。

それから、あと損害賠償のところで地下水についてのその認識、地下水の重要性ということについての認識を言っていただきたいということが抜けておりますし。

それから、これ条例で差し止めた理由を海山の区の住民の皆さんはほとんどわかってないのでね、条例で差し止める理由をしっかりと述べてくださいというのも、これ言わなかったような気がするんですけどもね。

それから漁業問題についての対策をどのように立てているかというところが、ちょっとよくわからなかったんですけども、一つひとつどのような対策をとられていくのかということ、ちょっとよくわからない棒読みだったものですから、その辺もう一回言ってください。

議長

町長。

奥山始郎町長

まずですね、クチスポの件につきましてお答えいたします。

クチスポダムの管理者である電源開発株式会社に浚渫工事の実施の可能性を尋ねました。現在のところその予定はございませんとのことでございました。

次に、条例で事業を止めたかということにつきましては、条例の中で水道水源保護条例規制対象事業場であるかどうかを審議会ですすね、審議をしていただいて、その答申をいただいて、時の町長がそれを認定したものであります。

その次に、地下水についてですね、地下水には表流水、伏流水、地下水の3点があり、その量と質によって魚がどこに住み着くか決まり大変重要であると言われておりました。

この銚子川における地下水の重要性については十分認識をいたしておりまして、今後、その危険性が懸念された事態においては、河川管理者である県のほうに要望をしまいたいと思っております。以上です。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

町長は真にですね、銚子川及び魚飛、あるいは高浜海岸から矢口湾、引本湾のことを考えるならばですね、今の答弁では非常に親身のない考えだと思います。ましてそのクチスポがせき止められた時点からですね、渡利のカキも鮮度が、鮮度というよりも質が落ちているという話も伝わってきておるわけです。このことについては十分前にも話したと思いますけれども、だから浚渫の可能性を尋ねただけでは駄目なんです。あなたが本当に海山区のことを考えるならばですね、浚渫をしてもらわな困るということを、私は申し上げてほしかったわけです。どうですか、その辺は。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは電源開発株式会社がですね決めることで、私としてはそれをその可能性ということに聞くのが範囲内であると認識しています。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

そのような姿勢ですね、あなたはこの東紀州の一大産業である海の幸、川の幸をですね、保全して、なおかつその発展させていくということにはならないんじゃないですか。あなたわかっていないんじゃないですか。クチスポの水を綺麗にして、魚飛、銚子川に流し、そして渡利の白石湖ですか、あるいは矢口湾、引本湾に流すことによってですね、流さなくなったからこれは重大な漁業の振興を抑えることになったというふうに、前は1年かけて調査した結果申し上げたわけです。そのことがあなたわかってないんじゃないですか。

こういう住民の皆さん、こういう町長の認識では困るんですよ。

次、それから住民説明でですね、日本土石株式会社さんが住民説明を行いました。そのときですね、それに基づいて担当する区がですね、該当する区がその対応を協議しですね、そして相手に伝えているわけですよ。ところがその住民説明会で出された内容ご存じですか。これ重大な問題ですから、聞いてるんじゃないかと思うんですけどもね。紙を持ってあるとか、なからずとか、どういう住民説明をされたかということは。

議長

町長。

奥山始郎町長

日本土石工業株式会社と権兵衛建材センター設置がですね、設置増設説明会議事録というのがありまして、その中でその内容を私は得ております。以上です。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

時間がないので私のほうから申し上げますけども、水害の治水事業として砂利整備事業を県当局より、三重県砂利協会組合連合会に要請があったと、弊社代表取締役云々は、その要請に答えるべく砂利プラントを新設する計画となった。長期にわたる経済低迷の中、砂利プラントの新設は多大な費用を必要としますが、採取される大量の河川砂利を有効利用できるよう設備投資を行います。あわせてまた現在稼動している生コンプラント、アスファルトプラントにより発生する残塊を有効利用するための破碎処理をし、リサイクルの生産を行いますというような住民説明をしておるわけです。

言わば微妙にですね、これを読めばですね、きちっと読めばこれは県から要請されたというふうにとりかねられないんですよ。それでもって私は県庁舎を3回訪れてですね、この問題について説明を求めたところですね、本来その大量の砂利が堆積することについては、本来これは県の責任であると、県で取らなくてはならないのであるというのがまず1点。それから要請はしていないと、採取の要請はしていないと、取ってくださいという要請はしておりませんと意思確認をしですね、取れるような特別措置を設けたということであってですね、その微妙に違う中身の住民説明になっているわけです。これは、おそらく県へ行って聞かないとわからんのではないかとこの中身なんですよ。このことについてはどうお考えですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この事業を推進したいという業者さんがですね、この許可権者の県の調査とか審査を得てですね許可を取得していく、そのことについては銚子川に関しまして、銚子川は非常に清流、素晴らしい清流であるがゆえにですね、どうぞ町としては銚子川を十分に保持できるように、県のご配慮をいただきたいという要請はしております。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

今の答えは十分答えになってないですよ。いわゆるその水害の治水事業として河床整備、砂利採取事業を県当局より三重県砂利協会組合連合会へ要請があったと、この文書を見ればですね、取ってくれということ、取っていただきたいということに取れるわけですよ、解釈はね。そうじゃないということ、まずこの場で申し上げておきます。この説明を受けて対応する区が結論、回答しているということですから、これは重大な問題であることを指摘しておきます。

それから前も申し上げましたけども、町に進達の請求があつてですね、これは工事は着工する60日前に本来は進達をしなくちゃならないわけですけども、工事着工前後から、前後して進達がされている。この辺についてはどうですか、これは完全に法律違反ですよ。だからあなたが今までやってきた行政というのはですね、何もかも部下に任せているからいかんのですよ。任せるんだったら環境問題は重要だから、環境課に役場の中の精鋭を集中しなさいよ。そしてなぜあなたはこういう問題があるにもかかわらずですね、なぜすんなりと寄付金を受け取ったのですか。

聞き及んだところによりますと、受け取ってくれるかどうか心配だったという噂も入ってきます。それで私はその辺の受け取るのは自由ですけどもね、その懸念する問題があるわけですから、その懸念する問題を土石さんのご好意を受け取る時に言わなかったのですか、どうですか。こういう懸念がありますということと言わなかったのですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

まず、日本土石株式会社様から寄付金をいただいたことについてであります。昨年12月定例会で行政報告させていただきましたとおり、同社から歳末助け合い運動資金として、運動協賛金として50万円を寄付をしたいとの申し出があり、有効に利用させていただくことを約束し感謝を申し上げ、受納をいたしました。こういう経緯がございます。

この寄付金につきましては、その趣旨に沿い、今定例会に上程いたしました平成19年度一般会計補正予算第5号におきまして、福祉事業基金に積み立てるべく予算計上いたしております。

それからもう1つ、環境のことにつきましては、私は何もかもすべてできないのが人間としては、これはまあおわかりいただけると思いますが、だから担当課というのは何のためにあるのかということも、どうぞおわかりいただきたい。

それから担当課で、これは責任者に対して、私ですね、どうしてもこの判断を聞きたいというような場合には、当然、私が慎重に皆様のご意見、状況を判断をしております。職員については私は信頼をしております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議事進行です。寄付金を受け取る時に、懸念する問題を言わなかったのかどうかということについての回答がないです。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのことは申し上げておりません。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

この問題の結論ですけども、本来はこういう場ですね、こういう懸念がありますよということを述べてですね、和気あいあいの中で寄付金を受け取るのが本当なんです。問題を放置し先送りするからこういう問題になるんですよ。

次の損害賠償ですが、これは海山区の人たちがあまり知らないという、今までの経緯も知らないということもあってですね、それでなおかつその浜千鳥リサイクルさんから損害賠償のつ請求の中身がですねチラシに新聞折り込みされて、大変動揺しているわけですよ。これは当然のごとくその業者の原告、業者ですか、言い分であってですね、これに対して町民が不安を持ち動揺しているわけですから、なぜあなたは町の立場というものを明解に示してですね、町民の皆さんに知らせないんですか、これ知らせる義務があるんじゃないですか、あなたは。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまでこの新聞にも載りまして、町民の皆様はかなりの情報を得ているということでご

ございますが、先般の常任委員会におきましてはですね、この問題に対する考え方を申し上げております。しかしながら、正式訴状がまだ私のところに届いてきておりませんので、正確な情報として町民の皆様に公表するところまでは至っていないということで、おわかりいただきたいと思っております。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それからですね差し戻した。差し戻審となったあとの町の対応を言ってください。口頭審とか、証人尋問とかいろいろあったと思うんですけども。

議長

町長。

奥山始郎町長

差し戻されまして、名古屋高裁におきまして、再度その審理がありました。その判決はですね、さきほど申し上げたように、町のこれまでの配慮義務、最高裁が示した配慮義務は大変難しい状況であったとしても、できなかったわけではないというような趣旨のもとにですね、配慮義務ができなかったんで、町としてはそれを欠落していたんではないかということ、一応それを指摘されまして、最高裁と同じような判決というふうを受け止めました。

しかしながら、まだ最高裁に上告する道が残されておりまして、その当時私としましては、何%、何10%の可能性があるかわかりませんが、議会にお願いをいたしまして上告をさせていただくということになりまして、結局、それは敗訴という結論になったわけでありまして、

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

私の説明を求めたのはですね、平成17年3月10日、名古屋高裁差し戻審に、その中にですね、判決に至るまで2回の進行協議、4回の口頭弁論、3回の和解協議があったというふうに記載されているわけですよ。あなたたちはですね、議員に対しても十分なこのような説明をせずにですね、今まで、何回言いました。その内容をきちっと言ってください。3月10日に差し戻審となったあとの進行協議、これを私は求めているわけですよ。今言っているのは、説明を。

議長

これは質問と受けとりますので。

町長。

奥山始郎町長

平成17年3月10日、名古屋高裁差戻審におきまして、判決に至るまで2回の進行協議、4回の口頭弁論、3回の和解協議がありました。同年17年ですね、12月21日判決が言い渡される予定であったが、裁判所の都合で延期されまして、平成18年2月24日名古屋高裁で判決、原判決を取り消す、業者の産業廃棄物中間処理施設に対する規制対象事業場認定処分を取り消す、3月7日、3月議会定例会で上告するための訴えの提起を議決、3月10日町が上告、上告受理申立を行いました。3月16日に上告提訴通知書、上告受理申立通知書が送付される。5月2日上告理由書、上告受理申立理由書を提出、6月8日最高裁より記録到着通知が送付されまして、19年の6月7日最高裁で決定、本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とするということの経緯でございます。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

この問題に対するその応訴体制、応訴だけではないかのでね、これ住民の支援体制をどのように考えているのか、町長の意見を聞きたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

裁判所から訴状が届いた場合には、その内容をよく慎重に審議してですね、内部的に。それでその訴訟に対して応訴してまいりたいと思っております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議長、この応訴をどのような住民の支援体制を組むのかということについてのお答えを。住民支援体制は必要ないんですかということを行っているんですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

住民の支援体制は、今後その必要と理解をいただく住民の皆様方は、支援をしてくれるものとは信じておりますが、必要に応じてお願いをしたいと思います。

議長

奥村議員、時間がまいっておりますので、とりまとめをお願いします。

19番 奥村武生議員

私はですね、3月10日差戻審で敗訴に至るまでの経緯の中でですね、このような敗訴になったのは、担当弁護士の力量の不足だというふうに考えております。

それから漁業問題についてはですね、もう全く町長意味ない。長島の西長島の、あるいは中ノ島のですね漁業の関係者がこのテレビをご覧になっていると思いますけどもね、こういう町長に任せているからこそですね、紀北町の漁業は後退したのだというふうに私は考えます。

このことで十分な町長に任せておけばですね、引本はかつて37隻のカツオ船があったんですよ。今や1隻なんですよ。このままで放置すれば紀伊長島は引本の二の舞になりますよ。私はこのことを指摘して質問終わりますけども、この議会における皆さん、それからテレビをご覧になっている皆さん、あるいは新聞で報道されるであろう私の漁業問題に対する指摘、あるいは茂原前山線に1億円もの金を注ぎ込んでですよ、例えば引本の山の公園の登り口など避難道に指定されておきながら、5年も6年もわずか200～300万円の工事が放置されている。あるいは30年後以内に東南海地震が来て、ましてや今のその現在の堤防は高潮対策の堤防しかないわけです。タワーが建てられるのが急務であるというふうな判断をされる中においてですね、現実を見据えない、ただ単に平成14年から問題があった。提起があった。このようなやり方ですね、予算を使われるということはきわめて心外であるですね、もうチャランポランとしか言いようがないんですよ。

私はまた自分のその時間が足りないのですね、自分の考え方をニュースにしてですね、全町にこれ配布させていただきますので、以上で質問終わります。

議長

これで奥村武生君の質問を終わります。

議長

ここで昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

(午後 0時 03分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

次に、11番 入江康仁君の発言を許します。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと質問に入る前に、議長のちょっと見解で議事進行でちょっとお願いいたします。それに対して議長の判断で、もう簡潔に答弁をいただいたらいいんでお願いいたします。

このですね議長、この損害賠償の訴訟が津地裁に提出されたときの伊勢新聞の記者のインタビューでですね、議長は議長という立場にありながら、あなたは私個人としては応訴しなければならないであろうというようなコメントをしているが、私は議長の立場にありながら、このコメントはないだろうと思うが、どう思いますか。

そしてこの応訴する、しないかはですね、執行権の持っている執行部部局が決めることであると思いますが、どうでしょうか。また、訴えられている町長が決めることでもあると思うが、どうですか。これが1点。

そしてまた、中立な立場でいなければならない議長が、この予算措置も終わっていないこのような状態の中で、こういうコメントをするのは、各議員に対してですね、この訴訟にか

かわる予算について認めているようにもとれる発言であり、各議員に対しても失礼にあたると思いますが、どう思いますか。

3点目はですね、旧紀伊長島町の時代に、この水道水源保護条例が議員提案によって議会に提出されるときにですね、賛成議員の議員を募るとき、あなたはこの議案書を持って各議員にサインをもらうべき回ったと、その当時の議員、また職員、町職員、また一部の町民が言っていますが、本当ですかということをお答え願いたい。

なぜこういうようなことを言うかということですね。この損害賠償の訴訟が起きてから、町民より当時の町会議員にも責任があるんだと、だから町会議員にも払ってもらってというような意見があるわけですね。そして個人としては応訴しなければならないだろうということは、あなたは議員個人として町に支払い命令が下った場合、あなた個人もこの支払いに応じる気持ちがあるかということです。この3点だけちょっとお答え願います。

議長

まず1点目ですね、160億円の損害賠償が提出されたというときに、ある記者から電話がありまして、どうするんやということでした。そのときに私は訴えられたんだたら、受けて立つより仕方がないんじゃないんですかと言って、あと議員とよく相談してということでお答えさせていただきました。

それから2点目の予算が認められない、そういうことは全然考えてなしに、ただそういう聞かれたんでそれだけを答弁させてもうたということだけです。

それから3点目の旧長島町時代のことはですね、これほとんどの皆さんが皆賛成いただいたわけですが、このときのあれは委員会だったですか、委員会のメンバーはこれに賛成に入ると正常な委員会ができないということで、委員会のメンバーは全部抜けておると思います。その中で、私は別にあなたのことを視野に入れたわけではなしに、これからの長島町は何の規制もなしに、県が許可したら全部そういう形になるかということになると、それはやっぱり長島町を産廃から守るという意味からも言って、やっぱりこれはこういう条例が必要ではないかという判断のもとにさせていただきました。

支払いに応じる気持ちはありません。

11番 入江康仁議員

どうもありがとうございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

それでは議長の許可を得たので、平成20年3月議会一般質問を通告に従って行います。

今回は大きく2つの質問をいたします。

まず1つ目は、今回合併して3年目に入ろうとしているこの紀北町に、いまだに異常と言える、1つの町に水道水源保護条例という同じ条例が2つあるという、この異常状態をいつまで続けているのか。産廃訴訟も敗訴と決まり、このままであれば一部町民から提訴するという意見もある。それはこのような状態が続くのであれば、法律に詳しい人たちや行政に詳しい人たちがこれからの紀北町の行政をやっていく中で、紀北町町民の皆様には不平等が生じるからです。ということです。町長の答弁をお願いいたします。

そしていつ正常な状態に戻すのか、そして総務省の見解はどうか、これについても明確な答弁をお願いいたします。

2つ目は、損害賠償の訴訟についてであります。

夢と希望を持って合併したこの紀北町も、間もなく2年と5ヵ月になろうとしているが、この紀北町の将来を左右すると言っても過言ではないこの損害賠償は、一体誰の責任で起こったと思いますか、お答え願います。

また、紀北町としては紀北町民を不安のどん底に陥れているこの損害賠償訴訟、早期に解決しなければ、あなたがどんな綺麗な政策を町民に言おうが、町民が不安になっている限り、絵に描いた餅になると思うが、あなたの考えを町民の皆様にはわかりやすく、明解な答弁をお願いいたします。

そして、この損害賠償による政治責任をどのようにとるつもりでいるのかを、お答え願います。

また、今回財政が苦しい苦しいと言いながら、19年度一般会計補正予算と20年度一般会計の当初予算に、弁護士代訴訟費用として約1,100万円の計上をしているが、一体どれだけ町民の大事なこの税金を死金として、まだ無駄金としてこの訴訟に使おうとしているのか、明確に答弁をお願いいたします。

また、前回の産廃訴訟では敗訴になったことによって、約7,000万円もの死金、無駄金として使ったことになるが、この政治責任はどのように考えていますか、答弁をお願いいたします。あとは自席にて質問いたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問にお答えいたします。

まず1番目ですね、水道水源保護条例につきましては、合併時、旧紀伊長島町で前産廃訴訟が係争中であったため、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、合併前の旧紀伊長島町と旧海山町の水道水源保護条例をそれぞれ暫定的に引き継ぎ、施行しております。

また、旧2町の水道水源保護条例施行規則についても、同様にそれぞれ暫定的に引き継ぎ、施行をしております。現在、暫定施行中の水道水源保護条例につきましては、近い将来、両区にふさわしいものに統一していくよう検討してまいります。

続きまして損害賠償請求についてのご質問で、今回の損害賠償請求は、紀北町が訴えられたものであるから、本町の最高責任者である私の責任で起こったものであります。

次に、絵に描いた餅というくだりのことですが、3月議会冒頭に私の町政に対する所信の一端を申し述べましたように、行政改革を進め、財政健全化に努める地方分権に対応でき、しかも自立できる町をめざしてまいります。この町に住んで良かったと思えるようなまちづくりを推進していく中で、本町の重要課題でありますこれから起ってくるであろう損害賠償請求訴訟に対応したいと考えております。

和解につきましては、現時点では考えておりませんが、裁判の進行状況でその場がくれば、和解の場にも着くことも考えられます。

貴重な税金を訴訟にということですが、一般訴訟費でございますが、平成19年度予算額は今回の3月補正でお願いいたしました359万3,000円を含め、711万3,700円でございます。また平成20年度は529万1,000円の当初予算を計上させていただいております。これらの額は必要最低限の予算を計上させていただいたものであります。

本町が訴えられようとしている中で、町民の皆様の貴重な税金を使わせていただくこととなりますが、これに応訴していかなければ損害賠償額が確定してしまうためでございます。

それから政治責任ですね。平成8年度から平成18年度末までに支払った一般訴訟費の額は、約5,100万円でございます。これらの額は議員の皆様のご承認をいただき、また町民の皆様にお認めいただき、時、そのときに対応すべき必要な予算でありました。町民の皆様にご安心いただけるようにするのが、私の責任であると考えています。

死金と無駄金につきましては、貴重なものであるがゆえに、そうならないように努力をしてまいります。以上でございます。

議長

政治責任をどうとるのかという答弁が。

入江議員。

11番 入江康仁議員

議長、今の答弁不足です。まさに議長が指摘したように政治責任をどのようにとるかということに対しては、明確に何も言ってない。私の責任ですというだけでは、これは答弁じゃないです。政治責任というのは町民にわかり、議員にもわかり、また今回の傍聴人さんもわかるようにするのが説明であって、それの今の私の責任では責任じゃないです。それをきちんと明確に答えさせてください。

それでもう1点ね、この予算について議長 1,100万円の金額は、どれだけこれから使おうとしているのかね、使おうしておるのかということに関して、答弁をきちんとやっていただきたい。これも何も言わなかった。そして私は約 7,000万円と言うたけど、5,100万円といったけどもね、上告費用も入れてしたら約 7,000万円になると思いますよ、これ。全体のね、裁判費用と水道のいろいろな何ですか、調査した、町も調査した事業者も調査した経緯がある。あのときにも 1,000どんだけも上げておって、それも足したら 7,000万円になるということの中で、私は認識してますんで、そこのところも明解にです、この 5,100万円に対してもそないして言うのやったら、答弁してもらってください。そこの3点お願いします。

議長

町長、答弁漏れのところ、町長。

奥山始郎町長

政治責任につきましては、これからの損害賠償請求ですね、これについて適正に対応してですね、町民の皆様にご負担をかけないように、頑張っていくことが私の責任であります。

それから今後どれだけ使おうとしているかということですが、当初予算にですね、20年度は 529万 1,000円を計上させていただいておりますし、補正においては 711万 3,700円、これを計上させていただいておりますので、現在のところこれで対応していければいきます。

それから議員が 7,000万円、約ですね。7,000万円と言っておられましたが、私のほうじゃ 5,100万円という計上、約ですね。その中でもですね、これが委託費というのも入ったうえでですね、8年度から18年度まで、合計が 5,161万 6,583円というふうになっております。以上です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、あなたは今、予算の使い道の中で町民に負担をかけないようにするのが私の使命なんだと、それじゃあ、今使った、確か 5,100万円じゃない。確か議事録にも載った 6,500万円の、僕は議員になった年を調べたら 6,500万円だ。それから 700万円足せば 7,000万円と言っているんですよ。それをその 7,000万円使ったことによって、町民に不安、負担をこんだだけ使ったことにおいて、なにもかけてないんですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この損害賠償請求についてですね、結果として負担をかけないように努力するということであります。今までの訴訟費についてはこれは訴訟ですから、費用がかかるわけであります。負担をかけないように努力する。この損害賠償請求の結果として、そうなるように努力するという意味でありますので、おわかり願いたい。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、答弁不足、あのねだからね議長ようわかってくださいよ。要はこの最後に 7,000万円使ったと、産廃訴訟費でね。それが 5,100万円と言ったけど、それは数字的にはいいですわ。もうこれで私もまた調べます。

それに関しての政治責任と、町民に不安を与えないようにこれからもやっていくという中でですよ、これに対する今まで使ったことに対する町民の負担はなかったんですかと、不安はなかった、そこをきちんとしてもらわな、この答弁になってないと思いますので、政治責任絡んでくるやろ。

議長、議事進行、良いですか。いやいや町長、私はあなたが町長トップでしょう。

議長

質問に対する答弁が不十分である場合は、もう一度ですね詰めて再質問という形でやっていただきたいと思いますので、議事進行じゃなしに、質問でやっていただければ。

11番 入江康仁議員

時間をとらないんだったらいいですよ。だけど、そういうことになれば答弁いただけなか

った。きちんと私の質問に把握していなくて、その答弁になったことで再質問するんだっ
たら、無駄な時間ばかり過ぎてねできないですよ、議長。だから今言うたように、そんな
ら町長にですね、この最後の政治責任というのは、町民のこれからの負担にかからないよう
にするということであれば、だからこれ今言うたこの政治責任 5,100万円でもいいです。そ
れに対しての町民に対して僕じゃなくていいですよ、町民の大事な 5,100万円というなら 5,
100万円にしておきます。それを使ったことによって、これ死金、無駄金になったわけでは
しょう。だからそれに対しての政治責任は、そんな今みたいな軽いあれでいいんですか、町民
に対しての責任の取り方は。

だから、そこをもう一回きちんと政治責任のあれを、わかりやすく町民にしてくださいと
いうことなんです。

議長

1つ入江議員にお願いしておきます。必ずしも答弁は質問者の意に沿うものばかりではな
いと思いますので、くい違いが多いのではないかとと思われます。答弁漏れは別として考え方
の違いは当然あり得ることですので、くい違った場合は持ち時間内であれば、再び質
問することができますので、そのようにお願いしたいと思います。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、それじゃ議長の見解をきちんと聞いておきます。

だったら質問の聞き違いというのはないでしょう。これは私は町民の皆さんにもわかりや
すく、できるだけわかりやすく質問しておるんです。それで私の言ったね、今の質問の中で、
私が約 7,000万円使ったことによって、前回の産廃訴訟で、それに対してのその前に町長は
町民にも負担をかけない。町民に迷惑かけないようにしますと言いながらですよ、その中で
政治責任はどうとるんですかと言うたときに、この質問に対しての勘違い、とり違いとい
うのはあります。あるんだったらどうしようもないですよ、質問は。

そこはやはり議長の配慮の中で、きちんと私の質問を把握しておったら、答弁不足なり、
答弁になっていないということは、議長の器量でしょう、今度は。配慮でやらなければなら
んことじゃないですか。私が言っているようにね前も、よくこう言ったんですよ。私は海の
質問しておると、海の質問の海のことをやれやれと、しかし、執行者は町長です。町長は僕
は海じゃないんだと、山を重点的にこれから整備したいんだと、そういう質問で、いやそん
なんだったら私あかんと、海やれやれと言うのやったら、これは執行者の考えであって執行
者がやることですから、それを言うんだったら僕は無茶を言うておる質問になります。

しかし、私は海の質問しておるのに、例えば山の答え返ってきてですよ。海の魚の名前わかりやすく町民の皆さんに言えば、海のマグロの話しておるのに山のヒノキの話してきたって、これ答弁になりますか。

議長

私はそういうこと言っていない。

11番 入江康仁議員

一緒じゃないですか。私はわかりやすく町民に話す。だから町民も皆この議会を見ておるんですよ。だから町長の答弁というのはなっていないと、それでねこれは議員そのものが皆そうだけでも、一般質問をやる時にはいろんな資料を整えたり、いろいろな勉強やるんですよ、議員は。それを的外れの取り方によっては、今言うたように海の質問しておるのに山の答えをされたらね、これも答弁の行き違いでとらえたら、議長これはできないです。はっきりね。そこをあなたはきちんと理事者に対してもやっぱり指導、またあんたがこの議会をやっていくためには、その中のあんたの器量でちゃんと裁いてもらわなあかんですよ。それをあなたに見解として言っておきます。それで私の今の言ったことに間違い、いいですか。理解さしてもらっていいですね。

議長

局長のほうからちょっと。

中野直文議会事務局長

一般質問について議事進行ということでございますので、議長のほうから指名がありましたので、答えさせていただきます。

今言われたように、質問や答弁は単に一議員や執行機関が一方的に発言するものではないと思っております。傍聴者をはじめとして当該団体の住民全体を代表して質問し、また質問議員を通じて町民全体に長が質問に対し答弁をされるものと思っております。

適切なる答弁もなく、議事運営を妨げるような発言であると判断した場合には、議員じゃなしに議会として執行機関に対し注意を要望することもできます。そのように判断した場合には議会として適切な対抗手段を講ずることがありますので、今のところそういった状況ではないと、議長が判断したものであると思われま。

議長

では質問を。

11番 入江康仁議員

今の答弁をやってくださいよ。いくら使ったかということに町民に負担をかけんということに対しては、5,100万円使ったことの政治責任と不安を与えていないかということですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

5,100万円はこれまでの10年間、11年間の裁判にかかった費用であります。しかしながら、私が負担をかけないようにという、努力するということは、この損害賠償請求にかかってですね、ここで町が我々の主張が認められていけば、町民に負担をできるだけかけないことになるという意味であります。

それから政治的責任については、さきほども申し上げましたように、この損害賠償請求事件について、責任者として適正に対応し、我々の主張が認められるように努力していくという意味であります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、政治責任というのはね、私いつも言っているように、そんな生半可なものじゃないんですね。あなたの言葉の重責、それもよく認識していただきたい。

それで次にどんどん質問していくんで、的確に、明確に答えていただきたいと思います。

それでは町長、あなたはこの紀北町の町長という職をどのように考え、どのように認識していますか。答弁。

議長

町長。

奥山始郎町長

町の行政の総責任者であると認識しております。町民の財産生命を守り、町の発展を期していくと、そのように考えております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長、あなたの後ろにいる、この紀北町民の約2万人の方々のことをどのように思っているか。答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

ここに紀北町に在住する尊い生命を持ち、生活権を持つ方々であり、非常に大事な方々であると思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長それではね、あなたはこの紀北町の約2万人、紀北町の町民をですね、さきほど綺麗なようなこと言いましたけども、今、不安のどん底に陥れていることをですね、どのように思っていますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

1つはですね、すべての人が不安のどん底に陥っているとは思いませんけれども、まず不安に思っている方もおられると思います。それは1つは最高裁まで行って敗訴になったこと、それから今度法外な160億円という損害賠償請求が新聞に出た、社会に公表されたということでもあります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あなたはこの法外な請求されたと、その法外な請求されたのは、あなたが私に責任あるとさっき答えましたね。その責任はどのようにそんなら考えます。

議長

町長。

奥山始郎町長

この160億円は原告のほうで積算した要求でありましてですね、これはまだ決定、確定したのではないと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいやその確定じゃなくて、今その 160億円に対してあなたは訴えられたのは、あなた
はこれ私の責任と言いましたよね。この金額の確定を言っておるんじゃないです。そこなん
です。そこを答えてください。

議長、そんならちょっといいですが、議事進行で。

それじゃね町長、わかりやすく言います。そんなら今訴えられてあなた私の責任だと言っ
た。訴えることもあなたの責任なんですね。だからそのためにはこの紀北町民 2 万人をどの
ようにこれから引っ張っていくつもりなんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この損害賠償請求については、町民の皆様は行政並びに私の責任者としての対応を見続け
ていただけるものであると思っております、どのように引っ張っていこうかという考えは、
今のところは持ってありません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あなたはこの 160億円の請求に対して、町民は思っている人もいるかも知らんけども、そ
んなに思っていない人もいると、今、この紀北町はこの問題で全体が揺れているというね、議
員も皆認識しておるんです。当の訴えられたあなたがそんな認識でいいんですか町長、お答
え願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

私の認識としては大変重大な事態であるという認識は持っています。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

重大な事態と思っておって、町民は思っていないというような答弁は、いろいろなあれ合わ
ないんじゃないですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

それはそれぞれの人々が受け止め方が十人十色であろうかと思えますんで、それは決して、私も聞いてますんでね、間違っていないと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

何を聞いているの。

奥山始郎町長

実際、こういうことが支払われるんかどうか。大変なことですけども、そんなことではな
いだろうというような予想ですね。

11番 入江康仁議員

いやもう一回詳しく答弁お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

この 160億円で決着するのかどうか、そんな法外な決着はないだろうというふうな予想を
持っておられる方もおります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それは町民の方ですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

ある町民の方でございます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね町長、やっぱりこの紀北町も合併して、さきほど言ったように間もなく2年5ヵ月になろうとしているが、その間、町に対する組織問題が訴えたり、訴えられたりの2件があります。その前に訴えられた継続したのがあって3件ですね。このような自治体は三重県内の市町村には考えのつかないような異常事態の紀北町の特徴であると考えます。この異常事態をあなたどのように考えるか、答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

非常に法的な判断を求める事態がそのような議案が発生しているというふうに、ひとつの大きな社会の流れの中で、発生するのかなと思ってます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、あなたの指導不足じゃないですか。あなたの今の答弁だったら、各どこの市町村も同じような立場にあるんですけども、どう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは各自治体において状況が異なると思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、あなたはこの産廃訴訟が敗訴と決定したときに、1番議員さんも言ったけど、復命書に基づいてでもですね、町民に説明しなきゃならない義務があった。なぜZTVの放映をを使ってでもですね、紀北町の町民の皆さんに詳しく報告をし、またこれから起こり得ることを説明することが、町長としての最低でもすることが責務であると考えますが、町長、答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

広報「きほく」で町民の皆様にご説明をしたわけであります。

11番 入江康仁議員

答弁不足。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

なぜ答弁不足というのは、さきほど1番議員も言ったように、なぜ町民に復命書に基づいて、町民に説明する義務があったと、町長の言っておるのは、これ1枚ですね。遅れてから、行政報告とこれ紙1枚で敗訴したときに全町民に配った。こんなんでは説明にならないでしょう。だから今、町民が皆しっかりね議長、わからんと、内容もわからんというのはここでしよう。議員そのものも皆わかってないですよ、中身は。だからそれをきちとなぜしないんですかと、ZTVも使って、その全町民に知らせる。知らせるというか、町民にわかるように知らせなあかんということですよ。だから配布したは、ただ言ったからって、それで済むもんじゃないと思いますよ。それはあんまり町民を軽視している。

議長

町長。

奥山始郎町長

私ではそのZTVで申し上げることも、それは必要だったかも知れませんが、もうすでに広報で申し上げておるわけですし、公的な新聞等でも報道されておりまして、その必要が出てきた場合にはですね、私も対応したいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

このような町長答弁では、町民も多分納得しないと思いますよ。

それでは町長次に進みます。なぜあなたはこの損害賠償の大きな原因となった産廃訴訟の敗訴が決定したときに、紀北町の町長として謝罪、または話し合いになぜ行かなかったのか、考えをお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

裁判の結果はですね、第一審で勝訴いたしました枯渇の問題がそのまま生きておりましてですね、そのこともあって相手側に謝罪することについては、条件がそれすべて町が駄目だったんだということが、誤解をされないことが必要でありまして、まだこの今のようにですね、損害賠償が出てくるわけなんですから、それにも引き続いてこれを対応しなければいけないというわけで、そのようにとったわけでありまして。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、あなたはね今、損害賠償も出てくるだろうと、想定はしておったわけですね。それではなぜ、あなたはこの地方自治体の行政のトップとしてですよ、また紀北町民の約2万人のトップとして、個人感情や私情を捨てててですよ、まず一番先に謝罪に話し合いに出向くのが、公務員として町長としての礼儀であり、道筋でなかったかと思いますが、お答え願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども言いましたように、このそうですね配慮、最高裁で町が配慮しなかったことについては申し訳ないと思いますけれども、水道水源の枯渇ということで勝訴した一審、二審についてはこれは今も残っておりますから、そういうわけで謝罪のことは今のところ必要ないと考えてます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今のような答弁はね議長、これはさ最初もう損害賠償起こることだろう、最高裁の判決は配慮義務だと、一審二審が勝ったから、これは業者がこれからやろうとするんだったらわかるけども、そういう過程の中で答弁しておるんじゃないですか。要は最高裁の判例というのは、今度判例ですよ、これは。最高裁の判例というのは100年に一遍ですわ。その判例を行政に対する判例はそのぐらいかかる。だからそれに対してですよ、配慮しなかったことに対

して止めたことに対しての損害賠償なんですよ。水の枯渇とかそんなのはこれから事業をやるといふんだったら話わかるけども、そういう的を外れたことの内容の答弁では、町民の皆さんも皆心配しているから、これこそこれを私の質問でわかりやすく、町民の皆さんにわかってもらおうと思ってやっているわけですから、確実な答弁したってください。

今は業者がやろうとしておると、水の枯渇が判断になかったから謝りに行けば悪かった。そうじゃない、私言っておるのは。そういうことを捨てて、損害賠償はどうのこうの捨ててですよ、地方自治体の行政のトップとして、私言っておるのは紀北町民2万人のトップとして、公務員として町長という公務員です。これあとから出てきますから、それに対して個人感情や私情は捨てて、真っ先に一番先に謝罪なり話し合いに行くのが筋じゃなかったかなと、さきほど言っているように、枯渇がどうのこうのというのは話し合いの中で出てくることでしょ。それもしないで謝罪も話し合いもしないでおいて、これはないでしょうと、町民にちゃんと説明してくださいという質問ですからね、議長。

議長

今、入江議員が質問したところの答弁。

枯渇というところを離れて、話し合いの意思がないということですね。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行でお願いします。なぜ違うかというのは、前者議員の1番議員さんと奥村議員さんの中にも業者ともしょっちゅう話し合いあったというような答弁していますから、だから私は町長の一貫した答えの中で、だからそっから引き出そうとしておった。それも議長さんがよう聞いててくれなあかん。話し合いしたと言っているじゃないですか。奥村議員のあれやったかな、篤布議員のとき業者との話し合いをと言った。篤布議員のときやな。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。話し合いというのは、例えばその裁判についてですね、事後処理のことで話し合いという意味ではないんです。あなたが私の部屋で座って、いろいろ議案についたり、この行政政治のことについて話し合っている中でですね、私はあなたに申し訳なかったということは言うているはずだし、もうそのときにはあなたももういいじゃないかということは、私は覚えています。そういう意味です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

議長、これはね私の質問に、そんなら町長、私は言わんと思うたけど、言わないと思うた。けどあなたがそう言うんだから、私は今言うようなことになったら、全然質問も違うしやね、それは違いますよ町長、これあんたそれを言うんだったら、今言うておるように、普通の行政の間の中で話し合いがあったというんやったら、あなたはなぜ来んのやと、私は言うたわな。それやったら弁護士が行くなと言うもんでと言うたやんか、これ私絶対言いたくなかったんや、あんたそんなこと言うのだったら、こないなってくるよあんた。

まだあるよ、言いたいことは。しかし、それはこの議会で言うべきじゃないと思ったから、そんなことの答弁じゃない、私が言うておるのは。弁護士が行くなと言うたから行かんやということ言うたやんか。そうじゃない、これは別として私は答えていただきたいのは、この質問に対して言ったのはなぜかと、道筋じゃないかということです。町長、中で話したようなことは正規じゃないんだから、それ言うたら町長あんたもう答弁できなくなる。

議長

入江議員、さきほど町長が答えたように思うんですけども、ちょっと事務局長控えておるもんで。

中野直文議会事務局長

さきほどの議事進行で、東篤布議員に対する町長の答弁ですけど、町長のほうとしては主張が全面的に否定されると受け止めておりましたと、会う機会があった中で、これは本人さんと会う機会があった中で、意思の疎通ができていっていると思っておりますと、そういう配慮が足りなかったことに対しては申し訳ないと思っているという答弁であったと思います。

議長

町長、もう一度正確な答弁お願いしたいと思います。

11番 入江康仁議員

いや議長、これ以上混乱さしたらあかんで、ちょっともう1点だけ。だから町長にもう1点、だから町長にね、議長、私明確に言いますから。今言うたこと、それ答弁させてください。それで前に進ませてください。

町長、要はですね、この地方自治体の行政のトップとして、また紀北町の約2万人のトップとしてですよ、個人感情や私情を捨てて、まず一番先に謝罪ないし話し合いに行くのが、

公務員としてのあなたの礼儀であり、道筋でなかったですかと、答弁くださいということなんです。だからそれで答えてください。それで前に進めます。

議長

町長。

奥山始郎町長

あなたのご議論の筋があると思います。私としてはその辺に配慮しなかったことについては、申し訳なかったと思います。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

それじゃあね町長、話し合いに行っていれば、こういうような大きなことにもならず、訴訟問題にもならず、違う展開で紀北町が前に進むことがあったと思うが、あなたどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

どこまでその話が進むかわかりませんが、名古屋高裁の調停もあったことから、大変難しいのかなと、私ではそのように拝察をいたしております。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

ちょっと議長、答弁不足で、名古屋高裁のこと言うてないですよ。これ新しい事件の損害賠償のことですよ。議長。それを名古屋高裁の和解のことは関係ないじゃないですか。私が言っておるのは、この新しい事件が起きてから、なぜ業者に行かなかったのかと、行っていれば違う展開があったんじゃないか。業者も待っておったというんだから、だから紀北町の将来を考えてという業者も言っておったんだから、だからそこを言っておるのに名古屋高裁の和解がて、それは産廃訴訟のことでしょう。全然質問の内容。これこそ違うでしょう議長、そこちょっと明解に説明して町長に答えさせてください。

議長

町長、今、入江議員が説明したとおりでございますので。

奥山始郎町長

この産廃訴訟はですね、これは新しい裁判だと私は認識しておりますけども、損害賠償、言い直します。損害賠償請求は新しい事件だと思いますけれども、それは先の産廃訴訟があつての結果ですから、関連はないとは言えません。ですから、その一連の中で新しい事件として訴訟問題が起きておるんですから、関連して考えることであつて、私は許されると思つております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、そんならね、あなたがさきほども言ったようにですね、私はこの紀北町の町民の生命、財産を守り、そして明るく安心して暮らせるまちづくりと、あんたいつもスローガンに言ってますね。しかし、今このどん底に、町民を不安のどん底に入れた。やはりあなたに責任があると、私に責任があると、この訴訟は。そういうことになった今度はこの町民の皆さんに対する政治責任はどのように考えてますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほど申し上げましたように、この問題について、正当な対応をしてですね、町民の皆様方にあまり負担、あるいは不安をおかけしないように努力していくことが、政治責任であるとそのように認識しておるわけです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね町長、町民に不安を与えないとあなたは言っておるけど、今度の国家賠償法というのはね、これなんですね。国家賠償というのは、国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、公務員というのはあなたです、町長。その職務を行うについて故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または地方公共団体がこれを賠償する責に任ずる。つまり町長あなたが紀北町の町長として、判断を間違つたからこの問題が起きてきたわけです。

そしてこの2項に、前項の場合においてこの公務員に、故意または重大な過失があつたと

きは、国または公共団体はその公務員に対し求償権を有するという、この法律ですね。要はこれによってあなたが判断を誤ってしたことによって、紀北町の大事な町民の税金を紀北町は業者に立て替え払いする。そして今度はあなたが、今度はこの2項において紀北町民の1人においてでも、住民の1人直接請求もできます。住民監査請求であなたを訴えることもできます。また紀北町としてもあなたを訴えることができる。これについてあなたは私に責任というのはさきほどからずっと言ってきた。だから産廃訴訟の費用はこれから何千万円かかるが、これはあなたの責任において解決しないと、あなたは今起こす、応訴することによって、この町民の大事な予算を使うことによって、あなたはこの紀北町が払うときに、もうあなたはいくら町民に払いますかということを約束できますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

その結果も出ていない訴訟事件の中で、私が判断を誤っていくら払うんだということは、現在のところは申し上げられません。これはいろいろ裁判の結果訴えられて、裁判所があなたいくら払いなさいといったら、それは義務が生じますけれども。

それからこれまでの訴訟事件で応訴してきた私は、もし応訴しなかったらそのまま裁判が決まってしまうたり、今回でもですね、正式な訴状が来て、私がそれに対して応訴しなかったら、それもそのまま160億円が確定しまうということでは、これは町民が困るでしょう。ですから私はそのことに対してきちんと応訴してまいりますというのが、私のスタンスであります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうじゃないんですよ。あなたは160億円にこだわってますけどもね、160億円じゃないですよ。金利入れたら210億円ですよ。そうじゃない、私はそれを言ってない。だからあなたが謝罪ないし話し合いに行くことによって、これを回避できたじゃないかということを私は言っておるんですよ、業者に。それをあなたは私の責任ですと、この訴訟が起こしたのは、そして今度は町民の財政改革だと言って福祉予算を町民に直結する福祉予算をバサバサと切って、そしてこれに使う今回の約1,100万円、何千万円というあれは町民に関係のない死金、無駄金ですわ。これあんた平気で言うてくる。これは国家賠償というのは必ず支払命令が下

ります。今、過程のうちで言うたん、いいですよ。過程のうちで言うた。だからあなたはこれに負けたときに、これだったら供託金としていくらいくら、町民の皆さんに払う約束もし、供託金として退職金もおきます。これから給料の半分もおきますという約束をして、町民もあっそれだったら闘って勝てるんだな、町長がそこまで言っているんだったら、これでは町民も安心するでしょう。

ところが、あなたの今のような意見では、また税金は自分のお金じゃない。町民の金だ。自分と腹痛まない。だからどんどん受けるんだ。これは個人だったらね、1,100万円の金で用意できませんよ、普通。あなたその感覚どのように思ってますか、答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは私個人に対する要求であるならば、あなた今言ったことは遠からずある程度当たっているかも知れない。これは町に対する損害賠償請求がきておるんだから、これは町費を使わせていただくのが筋じゃないですか。

それからもう1つ、もし私があなたのところ議員のところ謝罪ないしは面会を求めて言うた場合はですね、議員に、その代表者とですね話し合っ、どうなったかわからないというのは、本当にわからないんですよ。いやいやそれは結果としてわからんじゃないですか。だからこういう損害賠償事件に発展しなかつたらどうとおっしゃいますけれども、そうなるかどうか、これわからん。わかりませんね。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁君

今のような答弁、町長そうでない、わからないだろうと言うて、あんたはなぜ、いやき話し合いに行ってね、わからないだろうけども、あなたは町民のために足を運んで、ちょっとでもよく解決するという姿勢が見えないから、そういう答弁するんですよ。

要は行って見て、業者が今みたいな多額な要求したり、話にならないことを言ったら町長、あなたはそれこそ町民に対して話し合いも行ったよと、しかし、業者から多額な法外な請求されたもんで言ったら、これ町民もわかるでしょう。議会もわかるでしょう。それを行ってなくして、どうなるかわからんから行かなかつたんだ、訴訟起こされて私の責任だからと。

それで私じゃないって、紀北町を訴えているんじゃないよ、これ町長あんたこの法律もち

ゃんと見やなあかんよ。公務員ですよ、これ。公務員これをどのように認識したんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私も公務員の一人であると認識しております。

11番 入江康仁議員

議事進行、議長、その前に業者のそこへ行ったら話し合いになっておったら、今、町民に言うようにですよ、町民の皆さんも納得してするんじゃないんですかという質問しておるんじゃない。それで公務員訴える。私個人じゃないと言うからこれ公務員個人ですよ。個人だけど紀北町の町長という職にある公務員だから、これに対しては紀北町は町長の判断が誤ったからこの国家賠償が成り立つわけです。

そしてこの人の判断が誤ったことによって支払いは紀北町にきます。そして紀北町の町民の大事な税金で業者に立て替え払いするんですよ。わかりやすく言えば。そしてこの2項によってですよ、2項によって今度は住民がこの町長に値する公務員に対して、住民監査請求とか、紀北町も訴えることができるということを私はさっき言うたでしょう。答弁になってないですよ、これ議長。それもちゃんと答えさせてください。

議長、そんなら私は話し合いに行ったらどうなるかわからんと言うたから、私は行っておいたら話し合いになったらろうと、いやいやいや質問じゃない、議長に整理してもらわんならん、あんたが答弁おかしなことするから、議長が困るんやないかな。あんたニコニコ笑っておったかて、160億円の大きな問題、本当議長、議長も大変。だから私の質問に対して町長は行ってもどうなるかわからんと言うたらか、いや行ったことによって、そこで話が決裂になっておったら、それは町民も納得して今皆に説明できるでしょうと、だからその行かなかったことになぜこうなりますよと言うたことに答弁もいただいて、それで認識の違いもきちんとしてください。私個人じゃない、紀北町が訴えられたということ、私はこの国家賠償というのはこの公務員に請求ですよ。しかし、紀北町が受けんなん。町長の判断が誤ったことによって、この国家賠償法というのは生きるん。これができるんです。これは別に公務員、町長でもなかってても執行権の持っておる三役、そして担当課長でもこれにまつわる権限を持っておる人が、故意や過失やったら請求はできますよ。そういう意味の中で、それをちゃんと答えさせてくださいというの、町長の認識が違う。認識が違う、そうやないかな、私はちゃんと説明しておるやろ。

議長

一応、法律的なことやもんで、事務局長に答えさせます。

中野直文議会議務局長

今の入江議員からの国家賠償法に基づく法の解釈でございますけども、あくまでも法により訴えられているのは、処分を行った行政庁という個人でございます。法の改正によりまして、それを受けることが町として受けることができるという法の改正がございました。あくまでも処分を行った行政庁ということが、この裁判の基になっているものと判断いたします。

11番 入江康仁議員

そうでしょう。そやで議長、整理するのにちょっと暫時休憩して。

議長

答弁整理するために、暫時休憩いたします。

(午後 2時 01分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 2時 27分)

議長

入江議員、質問を続けてください。

11番 入江康仁議員

それではさきほど町長の認識ちょっと違うておったように思うんで、この国家賠償法1条1項と2項の説明を町民にわかりやすくちょっとしてやってください。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。国家賠償法の公権力の行使に基づく損害の賠償責任求償権、国家賠償法第1条第1項は、国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる。2項、前項の場合において公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有する。と規定しております。

要するに、1つとしては公務員の行為、もう1つとしてはその行為が公権力の行使に該当してですね、しかもその職務を行うについて、故意または過失により違法に他人に損害を与えることが賠償責任の要件となるということでありまして、また、求償権とは雇用者である国または公共団体が立て替えて賠償したあとですね、その賠償額を不法行為を行った公務員自身に支払わせると、そういうものであると規定しています。以上です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃそれをどのように解釈したらいいんですか、今回の場合は。町長答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは紀北町長奥山始郎となっておりますんで、私について請求がくるだろうと思っています。敗訴の場合ですね。

議長

質問で質してください。

11番 入江康仁議員

その中で言いたいのは、今答弁不足だからさ。答弁不足で、それに対しては今の解釈は、その奥山始郎に訴えられたから、紀北町長の。それというのではなくって、もっとわかりやすく町民にね、私が説明したようにこうなって、この公務員にとっては私ですと、私が過失になったときには、こうこうで紀北町の大事な税金を町民の払うのやというような、わかりやすく町民に、私は前から言っているようにわかりやすい議会、開かれた議会、これをモッ

トーとしているんで、そこを僕じゃなくって、一番不安になっている町民の皆さんに説明したってください。

議長

町長。

奥山始郎町長

これです、国家賠償法の内容は条文は、私今申し上げたとおりでございます。その結果です、その損害賠償が原告のほうが勝った場合、勝訴の場合はですね、私その代表者であって、なおかつ公務員であるから、私に求償権、損害賠償請求はくるということが明記されているわけなんです。以上です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね町長、私が言っておるのは、あなたにその供託金としてでも積むようなことになったら町民は安心する。あなた応訴することによって、今回も1,100万円、約1,100万円の訴訟費用を弁護士費用を出してきた。19年度と20年度の当初予算で、それに関する責任としてはあなたは勝つつもりなんですから、勝つつもりでやるんでしょう。だから供託金としてその退職金ないし、またこれから給料、町民のために供託しておく、そういうことによって受けることによって、町民も安心できる、とできる、ということになる、というの。

だからあなたは辞めたらいいという問題ではないんですよ、町長。辞めてからもあなたの責任というから、そこを町民に大事な町民の税金を使うんだから、それぐらいあなたはこれから何千万円と使おうとしておるのだから、それに対してのそれぐらいはあなたも責任はとっていいだろうということなんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

その議員が今おっしゃった、供託金を積みということについてはですね、もう少し専門家、つまり弁護士とですね、よく勉強して決めたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

弁護士とこんなことを相談することないでしょう、町長。あなたは受けてやる以上、あなたが弁護士って、それはないで、もう一度言います。答弁もう一回。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは供託金を積むということは、非常に姿勢としては大事なことであるんで、その辺の法的なところをよく勉強してですね、本当のところに対応したいと、こういうことです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね、私言いたいのは、あなたはこれから何千万円という町民の税金を使おうとしておるわけ死金、無駄金を。そしてあなたの姿勢としてはそれぐらいは弁護士にと、自分とかが弁護士でないですよ。あなた弁護士に自分のことだから弁護士に頼むとかそうでなくて、まず町民のことを思って答えなあかんでしょう。その前向きな意見を聞きたいんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

町民の皆様のことを思うがゆえにですね、法的なところをよく見極めて、間違いのない対応をしたいというのが、私の考え方なんです。よろしく。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そのさ法的にて、供託金の法的にどういうことを指すんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

供託金とはどういう意味で積まなくてはいけないのか、そのいろんな法的な裏付けとか、そういう規制とか決まりというのがあってですね、供託金を積むんでしょう。これは裁判所に積むんでしょう、おそらく。そういうことじゃないの、私はそう理解してますよ。

11番 入江康仁議員

そうじゃなくって、町民に約束をしてくださいということやんか。

奥山始郎町長

ですから、その辺については今即答するのではなくて、よく発言にはあなた注意せよとおっしゃったじゃないですか。それをきちんと間違いのない発言をしたいと思うから、勉強しますと言うておるんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私の言っておる町長、供託金は法律に裁判所にではないんですよ。あなたがこの紀北町民が今不安のどん底におる人たちが、これからどういう裁判でいくんだらう、町長が勝つというのだったらそれに信用する人もおる。だったら町長はそれを示すためにも、紀北町にそういうものを私の姿勢としておきましょうと、裁判に勝ったらあんた持っていけばいいんだから、負けたらあんた求償権という、そのときは私は何にもないでは、これ町民は納得せんでしようということですよ。そこのとこなんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

もとよりお金を持っている私ではありませんので、負けた場合についてはいろんな、まだ資産もありますんで、対応することはできると思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや資産はどのというのわかるけども、今あなたここで確実に言えるのは、私が言っておる一期分の退職金ぐらいは言えるでしょうということなん。どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それを供託金として積むことについては、気持ちとしてはやぶさかではないですけども、そうすることは、今後の法律の論争の中でどういう影響が出るかということも、一応調べなくちゃいけないと思いますんで、もう少し時間をいただきたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その法律の中でどうと、私ちょっと理解しにくいけど、いやいや議員もそうですよ。あなたも寄付行為を言っていると思うけども寄付行為じゃない、供託金ですから、負けたときに払う、そのことによって我々議員もあなたの言葉によって、答弁によって、我々も議員報酬そのものもね、そういうような形で予算を認める以上、議員としてもこの責務ありますよ。予算を認める以上、こんだけ大きな問題になっているんですから。だからあなたの姿勢がきちとなれば、我々議員も皆勝てると思って受けよというのだから、議員も議員報酬を出すでしょう。そこだからあなたに言っているんです。どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

同じこと言うようですが、そのあなたの考え方を理解しないわけではないんです。ですから、その責任者としてですね、その対応が間違っていないのかどうかを、よく勉強すると言ってますから、時間をいただきたい。お願いします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

時間をって、町長、本当にね、このあんた大事な起こっておるのにさ、今から時間をくださいとか、町民もそれは納得しませんよ。まあそれはいいですわね。これ押し問答になっても時間が追加していくことですから。

そういう中でですね、あなたもう町民の大事な税金をこれからも、またこの訴訟に対してね、無駄金、死金として、湯水のように使う。いくら使うかはさきほど言ったけど言わなかった。そういった中で、町民に今まで財政改革、財政改革と言ってきた中でですよ、福祉予算も切ってきた中で、このお金に対するこれからのあなたは使い方をどのように思うんですか、このお金は、ちょっと答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

税金はもとより非常に貴重な町のものでありまして、これを使わせていただくことについては、慎重に対応していきたいと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、その中でですね、とにかく合併して新しく生まれたこの紀北町もですね、2年半になろうとしています、その合併により将来何かにつけて今よりは良くなるだろうと期待した人たち、また今よりは住みやすくなるだろうと期待した人たち、そして何よりもですね、生活が楽になるだろうと期待した人たちですよ。この損害賠償請求の訴訟によって、紀北町の将来を、また紀北町民約2万人の希望に満ちた未来を、真っ暗闇に陥れたあなたの政治的な責任、町民の皆さんにわかりやすく説明していただきたい。

また、この損害賠償の問題がある限り、紀北町の将来はないと思うが、この2つの答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

それぞれの条例、水道水源保護条例が発端でございますが、そのことによって10数年の訴訟の結果ですね、この損害賠償請求という今現時点、津地裁で審査をしている問題であります。これについてもですね、さきほども申し上げたように、我々の主張が通るように、それがきちっと受け入れていただけるように努力をしてまいります。そうすると町民の皆様方にご心配をかけない、不安をかけない、負担をかけないことになろうかと思っておりますので、努力します。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、その不安を、不安と負担をかけないように、前回の産廃訴訟のときの5,100万円あなた言ったけど、これに関しては勝ち負けの勝負だったらいいけど、今度は必ずあなたが言っているようなもんじゃない。金額の支払いが出ます。あなたの闘おうという焦点では間に合わないだろう、これは。そういう点はどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

わかりません。そのところは我々の主張はですね、この主張が認められれば、この事業が現実化できないと思われるんで、結果としては利益も生じてこないだろうという主張であります。どうぞおわかりください。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからねそこなんですよ、町長。そこが認められなかったら敗訴となって支払いです。だからさきほど言うたように、供託金を積むことはないですかと言うの、そこどう思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほど申し上げたようにですね、供託金の意味も議員がおっしゃっておることもよくわかっておるつもりですが、その行動を今ここで決断することは、また誤った決断であってはいけないんで、勉強をさせていただく時間をいただきたいと、そう言ってます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この問題が長引くにつれてですね、どうしてもいつあなたが政治的ないろんな政策言うても、これ支払い命令がいつ出るかわからん。そうなったらこの賠償問題ない限り、紀北町の将来ないと言っておるの。それはあなたはどうかこうだ、負担をかけない。その根拠きちんと示してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

だからこれが正式訴状はいただいたら、その訴状に対してきちんと答えていく、そして主張をしていくということに、1つの活路が開けるのではないかと考えております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、議員の皆さんも聞いていただきたいんですけども、この町民の皆さんが、この町議会議員にも責任があると怒っているのはですね、この水道水源条例は議員提案であったと、しかも、たったの3日でできたような条例であるからですね、それを当時の大内町長に無理矢理執行させた経緯がある。そしてこれは初めから浜千鳥リサイクルをねらい打ちにした条例であり、潰そうとした条例であります。町としては復命書にもあるように、一審、二審は負けてもいい、最高裁まで行ったら10年かかるだろうと、そのうちに浜千鳥は潰れていくだろうというのが、これ真相なんです。

ただ、一審、二審どうにか勝ってしもた。もともとこれは町民を守る条例ではなかった。一企業を潰すための条例であると、機能してなかった。そこをこのまた紀伊長島町時代のね大内町長、また今の奥山町長、あなたたちが代われれば、この実態は必ずきちっとわかっていますけど、どう思いますか、実態は。どのような実態だったかわかってくる。

議長

町長。

奥山始郎町長

聞くところによればですね、議員がおっしゃるようなねらい打ち条例だということは、裁判の中でも言われましたけども、しかし、条例として議会で認めていただいてですね、それが現在も機能しているんですから、これは尊重すべきだと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議会で認めたんじゃなくて、議員提案であったということ、そこはどうですか。それは無理矢理に大内町長に執行された経緯かあるということ。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員提案ということは承知しております。

議員提案ということもまちづくり、町のための条例であるという評価の結果、それが可決されたんですから、それが機能しているもんだと、そのように受け止めております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね町長、私はまだこの弁護士が駄目だというのはですね、その弁護士として行政に対してですよ、正しく導いて、また指導しなければならない弁護士がですよ、この産廃訴訟の中においては、この裁判に勝つためだったら、町の反対の行政にできないようないろんな嘘八百並べて書いたこといろいろあるんです。これを町民にこれからも私は公表しますが、そういう弁護士だから止めてくださいと言うのですよ。そしてさっきあなたにも私は言いたくなかったけど、弁護士は謝りに行くなと、こんな指導の弁護士ありませんよ。町長そこはどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

過去の訴訟においてですね、一審と二審は勝訴した。その弁護士が町のために尽力をしてくれたものであってですね、あくまでも弁護士は弁護士の自分の仕事の範囲内において、こうしたほうが良いということをもとに、考えられたことだと思っておりますので、私は一応評価をさせていただきます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、弁護士はあなたのどういう立場になりますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私の代理人という立場と認識してます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あんたよく弁護士弁護士相談しますと、弁護士の言うことなら何でも聞きますと、あくまでもあんた代理人と言ったけど、僕らは仮にそういう立場だったら、本当に弁護士と詰めますわ。町民のために一番何がええかと、それを謝りにいくなというような弁護士に期待する

のはどういうことですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それはですね、さきほども言いましたように、すべて我々が言ってきたことを否定することになるから、町として不利だからという意味でありまして、その謝りに行くことそのことだけで、評価すべきではないと思います。全体的なこれまでの実績と主張、それから我々の考え方も組み入れたうえでの対応ですね。そういう弁護士を私は認識しているわけです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

しかしね、紀北町民はですよ。もう今思っているのは、もうこれから弁護士費用、無駄な金を使わないでいただきたい。弁護士の金儲けさせないようにしてください。議会もしっかりしてくださいというような手紙も皆来てますよ。これに対してはあなたはその弁護士をどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私はこの当面のお願いした2人の弁護士については、10年来の経緯、この訴訟問題の経緯、それから新しい損害賠償に至ることを熟知している弁護士であってですね、しかも評価、世間社会的な評価も高い人であるし、私自身もこの人たちには十分信頼を寄せることができるという判断を私は持ってます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではね町長、あなたはこの弁護士に対しては、町民の皆さんも今まで訴え、訴えられて敗訴ばかりです。お魚らんの件にしろね。そしてこの弁護士に対しては議員の中からも異議が出ておる。それだったらこの予算を認めたときに、この5名というけども、あんた今2人だと、この5名のもんの弁護士を皆この議会の場において、町民の中で、このZTVにおいて町民を安心させるために、弁護士からもちゃんと説明させていただきますね。これが

町民の要望です。どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

予算を認めていただいたうえで、決定させていただきますけども、ZTVにですね出て、
どうのこうのということは今即答はいたしかねます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはないでしょう。町民の大事な税金をして、町民が今不安のどん底におる人たちに、
安心していただくためには、弁護士も堂々として皆さんに答えられるような弁護士なんでは
しょう。答弁できない、ここで説明できないような弁護士が何が弁護士ですか。答弁願いま
します。

議長

町長。

奥山始郎町長

弁護士といえども大変多忙な方々たちばかりでありますんで、そのまず出る、出ないの意
思を確かめて、そのうえでスケジュールを組まなくてははいけないと考えております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

多忙とかどうのとか、そんなこと言うておることじゃないでしょう。頼んだ以上はその責
務があるでしょう。どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

必ずしもテレビに出なければならないという責務、義務というものはあるんかどうか、よ
く研究したいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私が言っておるのはね、答弁不足でちょっとさせてください。町長、私が言っているのは義務があるかどうか考えさせてくださいじゃないんですよ。町民に説明するのが筋であり、頼んだ、私は町長だったらやらせますよ。そうして、私もやります。あんたそれをさ、町民の大事な税金を使っておいて、それを義務かどうか言いますと、当然受けるんだったらあなたの代理人でしょう。あなたにないノウハウを法的なこのノウハウを、行政に関してはあなたが上ですよ。ノウハウを代理人に任せるんでしょう。だったらその説明ぐらいさせるのは当たり前でしょう。それを今の答弁はないでしょう、町長。

それはちゃんとしますという、答弁をせな議員も皆賛成できないですよ、予算に。そんな町民にも説明できないような多忙であるそんな弁護士が、今までやってきて、皆負けておって、そんな多忙な弁護士に説明させる義務ないのかというたら、これちょっとおかしいんじゃないんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのことはあなたの考え方はそう考えていらっしゃるようでございますけれども、私のほうにも考え方がありまして、相手側の都合もよく聞いたうえで、考えたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんなことを言うてないさ。私は町民の言葉として伝えておるんです、町長。そこを認識してください。私の考えじゃない。

議長

町長。

奥山始郎町長

町民の方々の言葉でありまして、そのところは今後検討をさせていただきます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、そんならこれから詰めに入っていきますんで、もう答えは一貫してくださいね。それでもう間違わんように、いいですか。

紀北町町民の皆さん、この損害賠償によって最初に質問したようにですね、不安のどん底にいるという現実をあなたはわかっていますね。答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

この訴状が提起されたということが報道されて、町民の皆様ほとんど知っておられると思います。不安を抱いている方がたくさんおられると思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

たくさんいることは認識していますね、町長。そしたらその不安のどん底にいる町民の不安をですね、早期に解決するためにはどうしたらいいとお考えですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この正式に訴訟事件となった場合には、この適切に対応して我々の主張を申し述べていきたいと思っております。

この訴訟になったときには、我々の考え方をきちんと表明してですね、対応していきたいと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから早期に解決するためには、そしたら訴訟でどんどん時間をかけてということですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

そういうわけではないです。ですから先も申し上げたように、この訴訟が進行していく中

ですね、裁判所のほうから和解とかいう話が持ち上がったときには、対応してまいりたいと、その状況を判断してですね。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そしてですね、町長、そうして今何よりも町長、あなたの手足として働いてくれる紀北町民の方々のために、あなたのためにとね、紀北町民のために一生懸命働いてくださる町職員の皆様が自分たちの将来を考えると不安で、浮足だっている状態です。これについてはどう考えますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

職員といえども、町民の1人でございましてですね、同様に不安は、不安心配をかけないように努力してまいりたいと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや不安を持っているから、どのように説明しますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまでの経緯もよくこの議会で申し上げたことは、わかると思いますけれども、職員に対してはですね、適正に行政のほうとしては対応していくと、そして主張を述べていくということをご理解をしていただきたいと、私のほうからお願いしたいぐらいです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから不安を取り除くために、あなたからお願いしたいんじゃなくて、あなたがどのようにするかというの。だからお願いしたいんでしょう。

議長

町長。

奥山始郎町長

ですから、努力していくと、我々の主張がですね、受け入れられる、認められるように努力をしてまいりますと言うておる。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長の今の答弁でですね、役場の職員の方々というのは、私はいつも言っているように、この地方の頭脳集団だと、皆考える能力も持っていれば賢い人ばかりです。あなたのような説明で納得するような職員はいないと思いますが、どう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そういう方が職員としておられれば、私に質疑ないし質問して話し合う用意があります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そしてですね、合併してこの紀北町になってから、さきほども言ったように2年半になろうとしているが、旧海山町の人たちはなぜこの損害賠償の問題を解決してから、合併しなかったのかと、すごく怒っているんですね。同時に当時の町長並びに町議会議員の皆さん方に、強い怒りをぶつけていますが、この現実を町長はどのように考えておりますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

合併するときにはですね、合併協議会の中で、あのときは産廃の問題がずっと係争中であった。これを結論が出ない場合にはですね、新町に引き継ぐという認識で合意をいたしておりますので、それぞれ町民の代表として協議会をつくっておりますので、理解を得たものと思っております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから理解を得てないから、知らなんだ人がたくさんおって、理解を得てないから怒っているんです。そここのところわかりやすく説明。

議長

町長。

奥山始郎町長

ここまで進んだものですので、これを応訴しなかったらこのまま確定してまいりますんで、この事件は。だから町としても最大、最善を尽くしてまいりますんで、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは海山区の町民の方々は、もう合併を解消しろと、強い意見も出ておる。これはどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

合併を解消するんですかね、そういう意見は別の方からも聞いたことがありますが、せっかく合併した新町でありますんで、ここは努力をするのが本来の町のあり方じゃないかなと考えてます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その怒っているのはやはり、合併を解消する人たちの気持ちに対しての説明になっていないと思いますが、どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

広報とか、この議会の放送もお聞きなされるものと思っております、機会ある度に申し上げて、町の姿勢、考え方を申し上げていきたい。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

海山の人たちはそういうふうにいるんですね。

次に、旧紀伊長島町の人たちはですよ、裁判に負けたのだから払うのが当たり前だろうと、またどっちみち払うのだったら早く払って解決したほうが良いという人たちが大半であります。なぜ町長は、早く謝罪に行かなかったのか、行っていれば違う展開があったのではないかという、町民の声が大半であるが、どうですか、この町民たちの方々に対する意見は。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのことについては、さきほども議員の質問の中に入れておりましたけれども、謝罪はさっき言った理由です、行けなかったことについては申し訳なかったとは、これで2回目、3回目言ってます。ですけども、そういう謝罪することによって、今回の損害賠償請求が回避できたとは思いません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから裁判に負けたのだから、もう当然払わんならん。払うべきだろうというこの人たちに、どのように説明しますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

ですから、払うか払わないかは、やっぱり裁判訴訟の主張をしてですね、裁判所の判決をいただかなければ決着がつかないのではないかと考えております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、夢と希望に満ちた、また未来にかけて合併して生まれたこの紀北町の将来をですね見据えたとき、この異常事態の紀北町、合併当時の初心に戻りやり直すにはどうしたらいい

と思いますか、答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

行政としましてはですね、この損害賠償請求だけにかかわっていくわけではありません。まちづくりの問題、安心・安全の問題、教育の問題、福祉の問題、いろんなことがありますんで、これも行政の一部としてですね、訴訟問題もですね、認識をして着実にまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

議長

ちょっとここで、カメラの不具合があるということで、この場でちょっと暫時休憩したいと思います。

(午後 3時 03分)

議長

それでは再開いたします。

(午後 3時 05分)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと今の答弁不足で、町長の言うた安全・安心でなくなったから、この異常事態になったからということですね。そこをちょっと明確に答弁いただきたいと思います。異常事態、あんた今安全・安心でと、そうでなくなった。

議長

町長。

奥山始郎町長

このまちづくりの1つのテーマとして安全、町民の皆さんが安心をいただけるようなまちを、つくっていくということを申し上げたわけです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、私の質問をちょっと把握してないように思うので、ちょっと一回説明させていただきます。いいですか。

これ一回だけちょっとさせていただきます。

それでその意味で答弁しておるのやったら、私時間とってもらっても結構ですから、いいですか。私はですね町長、夢と希望に満ちた未来にかけて合併して生まれたこの紀北町の将来を見据えたときにですね、まちづくりを聞いてないですよ、議長、この異常事態の紀北町を合併当時の初心に戻り、やり直すにはどうしたらいいと思いますかと、今、安全・安心だったらもう何もこれは要らんのですよ。今、安心で安全じゃなくなったから、この異常事態になったんでしょう。この訴訟問題にしろいろんなことにしろ、そのまちづくりを言っておるん。戻してこれをするためにどうですかという意見に、明確に答えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

その合併して新生の紀北町の出発、もう一度建て直すと議員おっしゃったかな、基本的に原初に戻ってですね、このまちを住みよい町にしていくという、まちづくりを地道にやっていくのがいいと、そういう考えを申し上げたんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それは町長、町長は町民はどう思うか知らんけどもね、町長。

また次はですね、この異常事態の紀北町、そしてこの損害賠償の問題で不安のどん底にいる紀北町民のこの不安を取り除くためにも、そして損害賠償訴訟が続く限り、紀北町の将来

と未来はありません。それを早期に解決し、安心していただくためにも、今の紀北町に不満を持っている人たちのためにも、今一度スタートラインに戻ってやり直す時期にきていると思いますが、町長どう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私としては町民と行政がお互いに訴訟して争うようなことのないような町になっていけば、町民も幸せで住みよい町となるのではないかと、そのように考えております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはないでしょう、町長こだけ問題起こしてきて、答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

ですから、解決をしていってですね、そういう町につくっていく、町を構築していくということが大事であるとそう考えます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長、もうね私は考えているのは、いっそやり直すなら早いほうがいいと、町長、今私がここで町長あなたも、また我々議員の皆さんもですね、議員の定数も18名と決まった今、選挙で紀北町民の皆さんに民意を問おうじゃないかという考えがあります。町長の答弁をお願いします。

そして新しく当選した町長、また町議会議員で、今度こそ紀北町の町民に心から合併して良かったと言われるような町行政、また町議会をつくり、そして何よりも今度こそは紀北町民の方々には不安のない夢と希望に満ちた。また明るい暮らしができる紀北町をつくっていかうと思っておりますが、町長の考えをお願いします。

そして次の時代を担う若い人たちのためにも、負になる遺産や損害賠償のような悪い案件は、我々の中ですべてを解決して、将来ある人たちが明るく楽しく、夢を持って暮らせる紀

北町の基礎づくりをやっていくのが、我々町議会議員の責務であり、また町長、あなたの責務であると思いますが、町長答弁をどのように、3つお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃった夢のある将来、人材若者を育成していく町のためには、今議会をとか、町長選をやれということですか。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

説明させていただきます。要は今言ったように、紀北町町民に民意を問おうじゃないですかと、今も町長、また議員もそう、そして町選挙で民意を皆に、今、不安になっておる、もう一回紀北町としての選挙で民意を問おうじゃないですかという考えです。

議長

町長。

奥山始郎町長

私といたしましては、よっぽどのことがない場合はですね、せっかく町民が選んだ議員であり、また首長であると、私が大失態をしてですね、辞任というような事態が起これば、しょうがないけれども、現在のところ私自身の考えとしては、その考えは持っておりません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、そのあなたが辞任することじゃないと思っているというけど、これはね辞任に値することなんですよ、町長。もう県の上層部、国の上層部では、これもうはっきり言うて私聞いてます。これは辞任に値することだと、だから今、国交省から来ている各課、各伊勢、津、皆官僚が出向てきておるもんで、皆帰ってます。もうその地方、あの人たちは本当は今までは県の副知事あたりまでのとこやったけど、今、地方行政も習うということでおるけど、皆やはりトップの責任の取り方、考え方が違うから付き合ってもらえないと言って帰っておるのが現状です。それどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

首長の辞任というのは、どこの自治体においても重大事であろうかと思えます。ですから、それは民意のきちとした状況等があってですね、それがなされるべきであってですね、この裁判を今始まろうとしているときにですね、この裁判をきちんと対応していくのが、首長としての取るべき対応と、そのように認識をいたしております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それであなたの任期はあと1年半ですけど、それまで解決しなかったらどうするんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それ以後のことについては、今のところお答えする状況にはありません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然、1年半の中で解決する気ですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは訴訟のですね、進み具合によって決まるものだと思ってます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでですね、これは最後になってくるんですけども、やはりこの前々から私議会でも言っているようにこの戦後、日本の復興に伴いですね、この紀北町の復興のために、また発展のために頑張ってこられた、また礎となってくださった高齢者の方々にもですね、合併して良かったと言われるためにも、不安となる損害賠償訴訟を早期解決し、何千万円単位の死金に値する訴訟費用など使わず、この高齢者の方々にも少しでも楽しんでいただき、そして高齢者

の方々が住みよい環境づくりをしてですね、それで最後はやはり我が町、紀北町に住んでいて良かったと思えるようなまちづくりを、そしてなによりもこの高齢者の方々が喜ぶような予算づくりをして、また町民も喜ぶような、そして納得する予算づくりをしなければならぬと思うが、町長、どう思いますか。

そして各課課長が答弁に困らないような、やはり予算づくりをやっていただきたいと思いますが、その点もどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

限られた財源の中です、町民が抱くさまざまな要求にお答えできるかどうか、これは大変難しいものがあります。その中でも私が責任者として、この事業をいろいろと決めさせていただいたことについては、ご不満もあろうかと思いますが、今現在の紀北町にとってこれがベターであると、そのように認識しております。

それから職員、課長クラスがですね、答弁にも困らないというような事業のあり方、それはごもっともかと思っております。

議長

一応、時間がきましたのでとりまとめてください。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃまとめとして、町長、やっぱりですね、あなたは今言われておるように、その言葉が、あなたの言葉はそのときそのとき議会に対してのね、良いような言葉の使い捨てです、はっきり言うて。あなたの言うた答弁に対しての予算書もできたこともない。だから私は前から言っているように紀北町民が合併して良かったなというようなことになれば、あとはどんなこと使ってもいいよということを私は言うてきた。

しかし、奥村議員からも言ったように、8,000万円からするような予算を一地区の小さな道路の、またこれ所有者が誰かわからんけど、そういうとこのね土地の買収を絡んだような施策をするんじゃなくて、やっぱりこのような高齢者の方々に目の前の、今、目の前の高齢者の人たちはね、10年先、20年先はわかりませんよ。今、目の先のことをやって、今住みよいようにしていただきたいのが、この高齢者の人たちの希望なんです。それに対してはきちんとしたやっぱり予算づくりをしていただきたい。あなた無駄な金はボンボンボン使

うわ福祉予算は削るわというから、私が言っておるわけです。

そして1点だけ確認しておきます。最後に確認としてですね、この間の2月28日の産業建設常任委員会で委員の質問の中に、最高裁から名古屋高裁に差し戻されたあと、名古屋高裁の仲介による和解交渉の中で、業者から損害賠償を請求されたと言ったが、いくら請求されたのかと、金額を示してくださいという質問があったんですけどもね、業者からは請求がなかったですね。それを確認1点します。

だから、さきほどの予算の無駄づかいのと、高齢者への配慮と、これに対しての答えをちょうだいいたしまして、私の質問を終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

高齢者であろうと若年者であろうと、町民の方々でございまして、町民の方々が幸福になってくれるような予算の組み方をしてまいりたい。これは私の基本であります。

そして住みよい町になるようにということを考えておりますので、今後気をつけてまいりたいと思います。

それから名古屋高裁における調停がありましたですね。そのときに原告のほうからも、それは調停ですから、被告のほうからも提示はあったと私は言うているわけなんです。額の提示です。あったでしょう。調停あったじゃないですか。

11番 入江康仁議員

調停はあったけど、その金額の請求があったかということなんです。

奥山始郎町長

請求じゃない、提示ですよ。調停の。

11番 入江康仁議員

調停の提示は業者から一切行ってないけど、あったってこの委員会で言ったから、ないですねと確認を今。

奥山始郎町長

あったじゃない。

11番 入江康仁議員

ないですよ、それは。

奥山始郎町長

私、裁判官に聞いたですよ。

11番 入江康仁議員

それはいくらと言うたの。

奥山始郎町長

それは言えないから、これは非公開。

11番 入江康仁議員

それはちゃんとなかったで、あるよと言ったからそれはあかんわさ。きちんとして。

奥山始郎町長

あったじゃないですか。

議長

町長の答弁はあったということでございますので、その辺に理解をしていただきたいと思います。

11番 入江康仁議員

いやいや議長、それはないですよ。業者から一切なかったんですから、だからそれを確認しておるわけですから。だからあったんだったらいくらって言えというの。非公開じゃないですよ。これあのときの産業建設常任委員会でもあったように、薬剤訴訟のあれでも裁判所は非公開だけど原告のほうから皆新聞になって、皆公開されているじゃないですか。

だからあったと言うのやったら、いくらあったと言ってくださいよ。言ってもらってください。

なかったですねと私は言っておるのに、あったと言うのだったらいくらありましたというのは、答弁でしょう。

議長

入江議員、金額は言えないということで、町長は答弁していますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

これで入江議員の質問を終わります。

次に、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

3番 近澤チヅル議員

3番 近澤チヅル、平成20年3月議会一般質問を行います。

初めに、多重債務対策についてお伺いいたします。

町長は、今議会の所信表明でも施策の1つ目として、自然と共生し、快適で安心して暮ら

せるまちづくりでありますと言っておられます。ですが、現実には産業の根幹である第一次産業の衰退など、大変厳しい状況が続いています。金融広報中央委員会、これは事務局が日本銀行内にあります。2月に発表した家庭の金融行動に関する世論調査によりますと、2人世帯で貯蓄を保有していないは20.6%、5世帯に1世帯が貯蓄ゼロです。単身世帯は3割となっております。貯蓄率も2006年は3.2%と最低の水準を更新しています。

日本の貯蓄率は1970年前半は20%に達し、その後下降、90年代は10%以上ありました。1997年は11.4%、ところが2001年5.2%に急落いたしました。これは小泉政権の構造改革が推進された時期と重なります。

そういう中で、政府の発表でも今日消費者金融の利用者は少なくとも1,400万人以上と言われております。そのうち5件以上の利用者の方は多重債務に陥っていると言われて、多重債務とは5件以上を利用している方を言っておりますが、200万人とも300万人とも言われております。その数字を単純に紀北町に置き換えてみますと、350人という数字が当てはまるかと思われます。これらの方々には将来への展望も希望も見出せず、生活しておられます。

厳しい経済状況の中で、不安定な経営を余儀なくされている中小零細企業の方や、不安定な雇用の中で、1日1日を死に物狂いで生活している人たちの中にも、生きるため、また借金返済のために借金を繰り返し、サラ金や闇金融に手を出さざるを得ない人たちが増えております。

このような中で、8年連続で日本中で毎年3万人以上の人たちが自殺をし、そのうち4分の1が経済的な理由や生活苦が原因で自殺をしている現実を、国や地方自治体は真剣に受け止めなければなりません。三重県内においても一昨年1年間で自殺者は468人、交通事故死者数が167人となっており、交通事故死の方の2.8倍もの人たちが尊い命を亡くしております。交通事故対策は具体的な行政の施策が見えておりますが、自殺者対策についてはこれまでほとんど自治体の施策としては見えていないのが現実です。

一昨年12月、政府は多重債務対策本部を立ち上げ、臨時国会でグレーゾーン金利の撤廃などの貸金業法が改正されました。また、昨年4月には多重債務問題改善プログラムを策定し、各自治体に対策強化を強く求めております。また、多重債務者が増加した背景には格差と貧困問題があり、根本的には雇用の改善や社会保障の充実など、貧困からの救済が必要です。

さらに債務整理とともに生活再建が重要な課題であり、自治体の役割は大きなものがあります。命にかかわる問題でございます。紀北町としてはこの問題を受け、1つ目、具体的に総合的な対策と対応をどのように取り組もうとしておられるのか。2つ目として、多重債務

に対する認識を町長はどのようにもっておられるのか、お尋ねいたします。

2つ目といたしまして、一人暮らしの高齢者の方に浄化槽の維持管理費用の援助をしてほしい。そういうことについてお尋ねいたします。

浄化槽の普及により、紀北町では全世帯 8,766戸のうち、合併浄化槽は 1,005件、単独浄化槽は 4,859件となっております。この法律であります浄化槽法は、浄化槽によるし尿などの適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、昭和58年に制定され、昭和60年10月1日から全面施行されました。

さらに平成13年4月1日からは浄化槽を設置する場合、原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、また18年2月1日から法の目的として公共用水域などの水質保全が明記され、放流水の水質基準の創設や維持管理などに対する県による監督の強化が図られました。それらによりさらに維持管理費が増え、以前にもまして重い負担が高齢者の方、特に一人住まいの方にかかってきておる現実があります。

全国的にも高齢化は進んでいますが、紀北町ではご承知のとおり、もう町民の3人に1人以上の方が65歳以上となっております。その中でも1人暮らしの世帯は 1,798世帯、年金だけが頼りのその年金は減る一方、その年金から介護保険料が天引きされ、さらにこの4月15日支給の年金からは75歳以上の方、すべて後期高齢者医療の保険料が早速天引きされます。手取りは減るばかりです。国民年金だけで暮らしている方、平均は月4万5,000円です。1年間の合併浄化槽維持管理費は1ヵ月分を超えてしまいます。これでは生きていけない。そういう高齢者の方の叫びの聲が聞こえてまいります。

老後を住み慣れた土地で安心して生きたいという、高齢者の願いに答えるため、これは町長の所信表明です。町独自の軽減を強く求めます。町長の考えをお伺いいたします。

3つ目は、全国一律学力テストについて、教育長にお尋ねいたします。

改悪された教育基本法、その具体化として文部科学省は昨年4月24日に、全国の小学校6年生、中学校3年生、約233万人を対象に国語と算数、数学の全国一律の学力テストを43年ぶりに復活させ、実施いたしました。義務教育費国庫負担を縮小するなど、肝心の教育条件整備の予算を削る一方で、この学力テスト実施には関連予算を含めて19年度だけで66億円もの税金を投入しました。

私は昨年、この一律テストの前に紀北町として参加しないよう教育長に求めました。またテストの結果の公表が進めば、教職員や学校、自治体間で競争させられ、一層子どもたちの発達を歪めていくことになるのが必至でありますので、結果の公表をしないよう求めました。

私の質問に対して教育長ははっきりと学校名とか、個々の成績を公表することはしないと答弁されました。この答弁をきちんと守っていただいていたのか。1つ目といたしまして、昨年の紀北町ではどのように実施されたのか、具体的にお答えください。

2つ目といたしまして、今年も4月22日に第2回目の全国一律学力テストが70億円もの予算を投入し実施されます。また学力が問題になってきておりますが、このテストが学力の向上につながるのか、またこの学力テストに対する教育長の認識はどうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

多重債務にかかる具体的な対策と対応についてであります。多重債務が深刻な社会問題として、緊急の対応が論じられ、上限金利の見直しを求める声の高まりなどから、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、これにあわせて多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に多重債務者対策本部が設置されました。

平成19年4月20日には、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため「多重債務問題改善プログラム」を決定し、直ちに取り組むべき具体的施策が示され、その中で地方公共団体に対し、法律専門家に誘導できる相談窓口の整備・強化と、多重債務者の発見などへの自治体内での関係部署の連携を求めています。

これに対応するため、法律の専門家に誘導できる相談窓口の整備・強化として、三重県では相談窓口を訪れた多重債務者の方を弁護士事務所、または司法書士事務所へ誘導する「多重債務者相談連携システム」の構築を進めており、本町としましてはこのシステムが整い次第、平成20年度より消費者行政担当であります産業振興課商工・観光係を窓口としてこのシステムの導入を予定しております。

多重債務者相談連携システムでは、役場が直接解決を図っていくものではなく、役場が誘導する法律専門家が解決を図りますので、まず多重債務者が役場の相談窓口にとどり着けるよう、周知の方法や役場内の連絡体制についても検討していく必要があると考えておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、多重債務に対する認識をどのようにもっているのかとのご質問であります。多重債務は自殺、家庭崩壊など本人や家族等に大きな影響を与える「命」にかかわる問題であり、

一刻の猶予もならない問題であると考えております。また、借金は自己責任であるとの意見もございますが、借金のきっかけが、保証の肩代わり、失業や病気などによる経済困窮、判断能力の十分でない人への貸し出しなど多様な実態があり、自己責任だけでは片付けることは出来ないと考えております。

加えて住民が多重債務から脱することは、税金・公営住宅家賃などの滞納が解消するなど、自治体にとってもメリットがあるといわれております。私としましては、消費者に対する悪質商法や多重債務など身近なトラブルに対して、町行政が情報提供などで積極的に関与していくことは、安全・安心な生活の確保のほか、住民との信頼関係構築につながるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、浄化槽の管理につきましては、浄化槽法の規定により設置者が行わなければならない4つの義務として、1点目は法定検査、2点目は保守点検、3点目は清掃、4点目は日常の管理がございます。うち日常の管理を除く3つの義務は有料であり、浄化槽の設置者が負担することとなっております。

浄化槽を設置する際には、国、県、町の三者において設置者に対して補助を行っておりますが、維持管理につきましては、国・県の補助事業はなく、また、県内で独自に補助事業を行っている市町はございません。

本町は高齢化が進んでおり、一人老人世帯の増加も見込まれるところですが、昨今の物価高が叫ばれる中、浄化槽の維持管理経費については、一定の経済的な負担があるものと認識しております。議員ご提案の浄化槽の清掃の援助につきましては、現在のところ、町単独では難しいと考えております。

あとの3点目は、教育長がお答えいたします。よろしく。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

近澤議員にお答えいたします。

3点にわたって質問がありましたので、まず1点目の昨年度の学力テストの実態と言いますか、どのように実施され、どのように処理したかということですが、三重県下全公立小中学校は参加をいたしました。本町も全小中学校で小学校6年生、中学校3年生が参加をいたしました。結果につきましては、ご承知のように県の平均は全国発表いたしました。しかし、市町村については文部省の指示もございまして、三重県、また私どもはこれを発表すること

はいたしませんでした。

ただですね、結果につきましては、各学校へこれを送りまして、そしてそのあと小中学校の教員代表、校長会の代表、それから教育委員会代表による検討委員会による分析を行いまして、この結果についての分析等考察について各学校へ配布いたしまして、今後の資料にしていただきました。

2点目に、これが学力の向上につながるのかという点でございますが、全国の小学校6年生、中学校3年生が同じ問題をやって出した結果ということで、その問題に対する傾向がつかめるという調査の持つ意味はあると思います。しかし、いわゆる平均的な学力水準を把握するという点につきましては、その設問が果して妥当かどうかという点も含めまして、この年1回のテストだけで学力の実態を正しく把握し、向上につなげるということは断定できないのではないかと考えております。

3点目に、学力テストに対する認識をということでございますが、全国学力テストはですね、近澤議員もおっしゃいましたが、現場での労力、費用の効果に比較しまして、毎年実施する必要があるのかどうか疑問に思っております。指導要領の改訂や学力向上のための指導方の研究のための資料として実施するのであれば、従前のように一定の比率で抽出いたしまして、何パーセントかの学校で実施すれば十分目的を達すると思っております。ただ、全国一律に実施するのであればですね、5年とか10年に1回というような定期的なですね、実施で十分ではないかと、そのように理解しております。以上です。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは1つ目の多重債務対策についてから、質問をさせていただきます。

多重債務に対する町長の認識も命にかかわることで、一刻も早い対応が大切だと町長の答弁で、私も全く同感でございます。そういいながら、三重県で相談窓口を進めているので、整い次第、20年4月からというお答えだったと思いますが、今回の多重債務改善プログラムはですね、県の方針とか自治体がやることとか、国がやることいろいろ本当に事細かく13ページにわたって出されております。

その中で、やっぱり4月からということは県の結果を進めている、整わなくてもスタートされる予定なのかなという思いもありますが、整わないと4月からスタートできないのでしょうか。お願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

町のですね仕事としては、多重債務に陥った方々を誘導してですね、弁護士だとか司法書士に案内をいたしまして、対応していただくということが、大きなお仕事であります。そういうわけですから、窓口業務としてこの仕事を進めておるわけであります。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

4月から窓口業務として産業振興課でその窓口を設置するということで、理解でよろしいでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのようにいたします。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

もう今は3月17日で、4月からですね、早速窓口を開いていただきたいと思います。

私、この質問を出してからですね、紀北町ではありませんが、身近に悲しい事件に1件出会いました。本当に1人の人が多分遺書もなかったのが、経済的理由だったとは思いますが、命を落とすということはその人はもちろんですが、残された家族とか兄弟、親、子ども、本当に一生その思いを背負って生きていかなければなりません。本人はもちろんそうですが、もうそういう陥ったときですね、核家族化も進んでおります。

役場のそういう窓口があるんだということを、全町民にわかるようにですね、是非この窓口を開くことをすべての町民にわかるように広報してほしいと思いますが、町長のお考え伺います。なかなか身内のことだと、他人に相談することはできません。今回の私の経験した事件でもなかなか子どもは遠くにいるとか、自分の中では対象者の方の異常には気づきながら、相談するところがなかったと悔やまれておるところもあります。本当に1日も早い窓口の設置と、町民への、もうあそこへ行ったら、何とかしてくれるや、何とかなるんやとい

うような思いの、心のよりどころとなるように、1日も早い周知をお願いしたいと思いますが、もう一度お答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

町としましてはですね、広報に相談可能であるということを掲載をしていきたい。それからもう1つはですね、相談の案内チラシを窓口においてですね、町民の皆様がその問題に該当するのであれば、より解決しやすいような道筋をご案内したいと思ってます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非その方向でお願いしたいと思います。このプログラムもですね、多重債務問題が深刻な社会問題であり、その解決が健全な社会の形成にきわめて重要であることを国民に訴えていくよう努めるものとする、結んでおります。こういう国としての強い意思と同時にですね、きめ細かい指導もごさいます。これ金融経済教育においては、小遣い帳や家計簿を付けることが多重債務者の発生防止に有効であり、小遣い帳や家計簿を付ける習慣を広めていく関係者の努力をうながす、これは文部科学省や金融省、その他の関係省庁となっていますが、本当にこの問題を深く受け止めて、このように具体的な小遣い帳や家計簿も付けることも、この改善プログラムの中では謳っております。

本当に上の国のすることは、何かあまり細かいことまで言ってないことが今まで多かったなという中で、これだけ細かい注意事も書いてあるということは、それだけ大きな問題だと思しますので、是非、今言われたことを一刻も早く実行されることを望みます。

そして教育のことも書いてあるんですが、教育長に質問してもよろしいですか。学校でもどういう教育をされているのか、また計画があるのか、またこのことに関してもお願いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

これについてはですね、ちょっと答えを差し控えさせてもらえないでしょうか。ちょっといろんな問題が、それに関係する子どものうえにありますので、現象としてうちの町内にあ

ることはあります。ですけど、これについてちょっと申し訳ありませんが、説明は控えさせていただきます。もしどうしてもということであれば、後ほど個別にお聞きになっていただいたら、話せる範囲で話したいと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

はい、わかりました。そんな難しい、あとでお聞きしますが、このプログラムの中には学習指導要領の見直しの内容も踏まえて、クレジットカードとか、そういうことに関しての教育もしてください。PTAに働きかけるなどして、親子で学ぶなど教え方の工夫もしてください。借金問題についての教育は学校段階ではこのようなこともしてくださいということも、この中にも書かれておりますので、またあとでそのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目の一人暮らしの高齢者の浄化槽の清掃費用の大変、皆さんの生活は大変なのはわかるけれども、今のところは難しいという町長の答えでしたが、高齢者の方で直接役場の環境課に大変だから何とかならないかと言うて来られた方は、今までこう1、2年の中にはおられたんじゃないかと思ひますが、お伺ひいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

今の役場へ直接来られたかどうかについてですね、課長に答えさせます。

よろしいですか。課長、お願ひします。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

その浄化槽についてですね、料金について高いかというような話をですね、環境課に来たかという質問ですけども、直接ですね、私こちらに来てから来た人は覚えがございませんし、ただ、人伝てにですね、高いではないかということは聞いたことがあります。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

人伝てに聞いたことはあるということで、私も高齢者の方とお話して、今回の質問させていただいたわけなんです、直接役場へ出向いたこともあるんやよというお話でした。それぐらい高齢者の方にとってはですね、切実な問題なんです。役場というのはなかなか高齢者の方にとっては行きにくいところです。環境課はまして2階にあります。それでも痛い足を引こずってですね、自分の生活は大変な中で何とかしてほしいというのが、高齢者の方の本当に一人住まいの方の切実な願いです。今すぐには難しいと思いますけれども、このこともですね、これから高齢者の方がこの地域で住んでいく、安心して暮らせる、そういう施策の1つとして是非組み入れていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、高齢者にとっては大変生活収入も少ない中でですね、払っていく、いかなければならないことなんで、切実だとは思いますが、議員が今おっしゃったようにすぐに対応するという事は難しいと思います。しばらくの間、県の上位団体にもですね、情報を流しながら総合的にこれを支援できるようなことも考えなくちゃいけないかなと思っています。

よろしく願いいたします。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

私もこの質問をするに当たりましてですね、浄化槽法というのを、法を調べたんですけども、免除とかそういうあれは何もありませんでした。そして都会は下水道なんか完備されていると思いますので、合併浄化槽とか単独浄化槽とかはやっぱり地方のほうでしかこの実態の大変さもわからないと思うんです。是非、今県へこのようなことも上げていきたいという町長のお答えでしたが、国や県へですね、是非高齢者の方のこの実態を訴えてですね、法律の中にも整理されるような働きをしていただきたいと思いますが、町長もう一度お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

高齢社会の中ですね、一人暮らしの高齢者もかなり増加傾向にあると思いますので、全国的な問題かと思います。県においてはですね、直接県庁、あるいはそうですね、町村会の中でもですね、議論が出せたら出したいと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

是非出していただきたいと思います。全国的にもですね、これは厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所がまとめた日本の世帯数の未来推計なんですけども、計画よりも早く65歳以上の世帯一人暮らし、75歳以上の、もちろん紀北町もそうですし、もう2年前にはですね、全国的には2人と子どもの世帯を抜いて、一人世帯の方が全国的にも1位に、独身の方の若い人も含まれている数字だと思いますけれども、多くなっております。

そして私1回目の質問の中で、貯蓄のことも話したんですけども、貯蓄率が下がっている原因にはですね、高齢者層の中で貯蓄を取り崩す世代が増えているとみられるという発表もありました。貯蓄の残高がですね、その高齢者の方で1年前と比べて減ったという回答は、約4割、それから50代の方がその中で44.7%、60代の方で42.6%となっております。そしてそれをやっぱり定期的な収入で年金の目減り、社会保障のさきほど言いましたことが大きな原因になっているという統計もですね、もう全国的な調査、金融広報中央委員会がした世論調査の中でも出ている問題で、もちろん紀北町でもそうだと思いますので、是非、町村会ですか、地方の代表としてこのことを強く国や県へ求めて、この高齢者の方の負担を少なくしていく、先頭に立って頑張っていたいただきたいと思います。このことについてもう一度明解なお答えをお願いして、この質問を終わります。次へ進みます。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほど申し上げたとおりですね、高齢化というのは社会現象でありまして、人口の占める割合も多いことから、これは看過すべき問題ではないのではないかと考えております。したがって、さきほど申し上げました私の手の届くところですね、業務をしたいと思っております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは3点目の学力テストについて、再質問をさせていただきます。

三重県下では県の平均が発表されたということですが、このことで何か三重県は全国的には低いんだとか、高いんだとか、そういうことで弊害は起きておりますか。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

県下ですね、一応朝日新聞とか伊勢新聞へ点を発表されましたので、もう承知だと思いますが、その高低によってですね、発表したことによって多少の弊害がございます。三重県は20番の後半というふうなところであります。ただし、この点に意味があるかどうかという点では、あまりそういう問題を論じ合うことのほうが、そういう弊害を巻き起こすんじゃないかと思っておりますので、これ以上差し控えさせていただきます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

わかりました。それでは去年文部科学省が教育委員会に送付したマニュアルによりますとですね、教科書に関する出題のほかに、児童生徒質問要項として感心や意欲、学習環境、生活環境など家庭への予想についても調査し、その中での予備調査は1週間に何日塾に通っているのか、また家にコンピューターがあるのか、今住んでいる地域が好きなのかなど、92項目にも及ぶプライバシーや内申書の事由にかかわるような重大な個人情報の質問があるという情報もありましたが、これは本当にこのようなことがあったのでしょうか。このように実施されたのかどうかお伺いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ございました。それについても一応全部デジタル化はしております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

そしてもう1つお尋ねいたします。

これもされたんだろうと思いますけれども、小学校はベネセコーポレーションですか、中学校はNTTデータが教育測定研究所旺文社と連携して、請け負うことになっている。そして回答用紙の発送、採点も回収も集計も分析もすべて丸投げして実施される予定でありますと書いてありますが、このことにも事実なのかどうか。そして日本中の子どもたちの教科の点数と詳しい家庭事情などが税金を使って特定の教育受験産業に独占して集められて、利潤追求に利用される恐れがあるのではないかとされておりまして、これも事実なのでしょうか、お伺いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

今、おっしゃいました企業にですね、文部省が委託をして配布、集計されたことは事実です。ただし、数字だけこちらに送られてきまして、私どもはその集めた企業がどのようなリストを取ったかは知りませんが、全国平均、それから県の平均、これらはですね県教委から送られてまいりましたが、いわゆる町村のさまざまな数字の集計等については、一切私どもの教育委員会、それから各学校で実施をしました。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

大体文部科学省が各教育委員会に配布したことで、全国的に紀北町も同じようにこのようなことが昨年の一律テストの中で行われました。そしてまた4月、今度は22日ですか、2回目が行われようとしております。教育長もですね、この1回のテストでは学力はわからないし、それで調査をするなら全国一律に2百何十万人ものデータを出す必要はないんじゃないかというのが、1回目の答えでしたが、そう思いになるその意思をですね、是非三重県の教育委員会とか、そういうところに伝えるのが責務だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

私は県の教育委員会教育長会議で、このことははっきり申し上げております。ただし、少数意見です。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

わかりました。今、三重県もですね、私は全面的に賛成しているのかなという思いもありましたが、教育長のお考えを伺いまして、本当に力強く思っております。教育長が自分の自らの意思として、三重県の教育委員会で少数意見でもそういうことを子どもたちのために述べておられること、評価いたします。

そして、やはりこの目的からいたしましてもですね、個人名とかそういう名前はもう要らないのではないかと、学力の1回ではわからないということですし、調査の集約だけですから、個人の名前の記入はいらないと思いますし、私は最終的には教育長もお思いになるんですから、紀北町としても参加は見送るべきではないかと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

昨年もですね、今年も全国の教育委員会で犬山市だけが参加をいたしませんでした。あとはもう全国全部参加をしました。私どももですね、その不参加という形の意見を持っておってもですね、決まるまでは三重県下でですね、教育長会で何名かおるんですよ。おるんですが、もちろん少数です。そして三重県下の教育長さん方がその多数で参加するという形の中で、それを教育委員会の意思としてですね、またそれを貫くということはなかなか難しゅうございます。

それから正直言って、県教委とのいろんなつながりもございます。大変弱いと言われれば仕方ないんですが、やはり全体で決定したことについては、決まるまでは反対いたしましても、決まった以上は参加していくという姿勢を今までも取ってきておりますので、そういう対応を今年もしたいと思っております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

民主主義の世の中ですので、多数決で決まったことには参加しなくてはいけない、教育長の苦悩もよくわかりました。今年もですね、この資料によりますと国公立小中ではですね、

犬山市以外はすべての学校が参加すると言われております。

ところがですね、私立全体の参加率を見ますと、私立では全部参加しておらへんのですね。そして去年は61%ですが、3月12日の発表では今年は53%、半分ぐらいの私立しか今回は参加しないということですが、紀北町この東紀州周辺は私立の学校はありませんが、このことについて教育長はどのように考えられるか、お考えをこの結果ですね、どのように受け止められるか、お伺いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

私立学校につきましては、それぞれ建学の精神がございますので、公立ではございませんから、やはりそれぞれの建学のですね精神と言いますか、校風と言いますか、そういったものに従って対応していくと、そういう学校があって当然ではないかと思えます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

わかりました。本当に今紀北町ですね、良い教育が実践されている、そういう確信を持ちました。先日も潮南中学校の卒業式がありましたが、本当に感動してですね、中学生が夢と希望を持って、そして感謝の気持ちを持って卒業していったというのが、私は本当に嬉しく思いました。こういう純真なですね子どもたちを受け入れる大人の社会としての、社会人としての責任をまた感じたそんな卒業式でした。これからも子どもたちのために、子どもたちが郷土を愛するような、本当にまた帰ってきたい。そう思うような子どもたちに成長されることの先頭に立って、奮闘されることを望んで私の3月議会の一般質問を終わらせていただきます。

議長

これで近澤チヅル君の質問終わります。

議長

4時20分まで暫時休憩いたします。

(午後 4時 10分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 4時 20分)

議長

次に、15番 中津畑正量君の発言を許します。

15番 中津畑正量議員

15番 中津畑、議長の許可を得まして、3月定例一般質問を行います。

2項目にわたりますが、1項目目、平成20年度の予算についてということで、町長のお考えをお聞きします。

当初予算全体を見ると、厳しい財政状況にありながら、地方債の大幅な減、基金残高の増加等財政健全化へ明るい兆しが見えるが、紀北町にとって石油高値による水産業はじめ、農業経営も厳しく、また教育施設をはじめ、公共施設の耐震化と、また庁舎や福祉施設、大型の事業が住民の要求としてたくさん出ております。当初予算は派手さはないが、町民の命に直結する人工透析患者に対する通院費一部助成については、予算は少額ですが、東紀州で最初の助成であり、透析患者にとっては大きな生きる支えになったと考えます。

また、避難場所でもある相賀小学校改築に向けた実施設計予算や、建設課の直営班、現業職の方頑張っておられますけれど、この現業職の働きというのは海山町にはなかったシステムでありまして、そういう意味では昨今では海山でも随分好評を、その直営班の仕事ぶり、そういうものが認めれているということも聞き及んでおります。

しかしながら、この直営班に何もかもお願いするというのは、私たち紀北町に住む者にとって、いささか問題があらうかと思えます。ここへ来る途中もときどき内頭川のあのお魚らんど前の河川を地域住民の方が総出で、川さらいをしておるのを度々見かけます。あれを見ると自分たちでできる範囲の環境整備は自分たちでやる。それが基本であるということが、

私も前々からそのことは思っておりますし、しかし、紀北町の地域によっては高齢化が進み、草刈りすらもできない、溝の掃除までできないというところも確かにあります。そういうところではこの建設課の直営班、本当に力を発揮されていることと思います。今までなかった直営班だけにですね、合併して是非海山の人もこの自分たちでできない部分については建設課にお願いすれば、技術の蓄積等も十分簡易舗装等もできますので、重機等も使えます。そういう意味では安心のまちづくりや社会的弱者に、日の当たる施策が盛り込まれて努力された予算であったということが、私大きく評価をしたいと思います。

しかし、これからの20年度の末の地方債残高と、21億円減じ 124億円、これについては公債比率ワーストワンという汚名がもうここ数年続いているところでございます。町長、在職中に何とかこのワーストワンを抜け出す、そういう気概で取り組んでいてもらいたい。基金の残高については19億円ありますけれど、これは財調等いろんな基金を積み上げたお金だと思いますけれど、この基金というのは私はその貯めればいいというものではないと思っております。できるだけ町民の皆さんのために、この基金を取り崩してでも使っていく、使えるものは使っていく、そういう方向で町長これからの財政の見通しをお伺いしておきたいと思っております。

2点目ですが、問題だらけの後期高齢者医療制度について、断っておきますけれど、これは県単位の制度でございますから、この紀北町からは町長ただ一人広域連合の議員として出席するわけです。当然、町民の皆さんのこの後期高齢者医療制度について、いろんな要望が出ておりますし、不安が出ております。そういう点で是非この連合の組合の中でですね、町民の声を届けていってほしい。

2つ目には、町長、是非この質問についてはですね、私町民の皆さんの目線といいますか、声なんかも運用しながら少し質問の中身とズレるところはあるかもわかりませんが、町長の考えとしてお聞かせ願いたい。そのように思います。

2006年、自民党や公明党両党が強行した医療改革法で決められた後期高齢者医療制度実施が、いよいよあと13日で実施しようとなっております。問題と疑問だらけでスタートしようとしているという指摘は本当に全国で大きな問題となっております。すでにテレビ等でも何度か見ておりますけれど、当町においても広報「きほく」や町内8カ所での説明会等行いましたけれど、説明がわかりにくいという声が聞こえてきます。具体的には医者もかかれなくなる。かかりにくくなってしまうのではないかと。また貧しいお年寄りは早く死ぬということも等々、大きな不安の声があがっています。

病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が財政負担をし、高齢者が支払える範囲で十分な医療が受けられるようにすべきであります。以下の点についてお伺いしますが、6項目上げております。一つひとつ自席において質問を行いますので、まず1番目の平成20年度の予算についての町長のお考えから、聞かせていただきます。以下は自席で一問一答で質問を行います。よろしくお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

中津畑議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成20年度予算についてであります。国は平成20年度予算編成の基本方針において「将来を見据えた改革の推進」として国・地方を含めた歳入歳出一体改革の推進により、一般会計における歳出の徹底した見直しを実施しているところであります。

このうち地方の歳入の柱となる地方交付税につきましては、その原資となる国税の伸びが鈍化する中、平成16年度以降その総額の抑制を続けた結果、市町村は大きな打撃を受け、予算編成に支障をきたしたことは記憶に新しいところで、その方針は現在も続いております。

当町について言えば、合併に伴う地方交付税の合併算定替えという特例により、合併後それに続く10年間は旧紀伊長島町、旧海山町がそれぞれ存在するものとして算定されておりますが、その後5年間のうち段階的に縮減され紀北町単独で算定することになります。

当町の平成19年度における合併算定替えによる普通交付税の増加額は3億6,521万6,000円、臨時財政対策債発行可能額9,090万8,000円を加えると4億5,612万4,000円となっており、合併後15年以降はそれまでの人口の減少なども考慮すると、この額以上の減額が予想されます。

言い換えれば、合併後の15年の間にこの額を超える歳出削減を行う必要があることから、現在、行財政改革アクションプログラムや定員管理計画を策定するとともに、将来の負担を軽減すべく地方債残高の抑制、基金の増額などを行っているところであります。

その一環といたしまして、平成19年度からは職員給与の削減、職員数の削減、町単独補助金の削減などに取り組むとともに、将来負担の軽減のために地方債現在高につきましては、借入額の抑制、繰上償還などにより合併年度である平成17年度末から3年間に、21億2,700万円余りを削減するとともに、基金につきましても同様に3年間で8億4,500万円余りを増加させるなど、合わせて29億7,300万円の財務改善の成果が得られております。

このように歳出削減に取り組む一方、平成20年度予算におきまして、喫緊の課題である学校施設の耐震化などの地震・津波対策や生活弱者への配慮などに重点的に予算を割り当て、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を最優先に進めたところであります。

先に申し上げましたように、今後の財政状況は大変厳しいことが予想されますが、財政の健全化を堅持しつつ、本議会冒頭の所信でも申し上げましたように、関係各位の皆様からたくさん要望がある中、限られた予算の中で十分配慮しながら「最小の経費で最大の効果を挙げること」を念頭におき、町政の推進に最善の努力をし、この町に住んでよかったと思えるようなまちづくりをしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次の後期高齢者医療制度については、自席でご質問ということでもありますので、これで終わります。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは、平成20年度の予算についてですね、壇上でも申し上げましたけれど、本当に額は少額でもですね、住民の人は十分評価してくれると思います。ただ、前年度でしたか福祉切り捨ての部分があまりにも多いためにですね、これはやっぱり相当な批判も受けました。もっと弱者に対して力を入れてほしいという町民の声が多く出たことを思い出します。

そういう意味では今後ですね、子どもの命を大切にする学校の耐震化、これにつきましては第一歩を踏み出して、次々校舎の耐力度の落ちた校舎がもう待っておるわけですが、これらについてでもですね、この第一歩を踏み出したことによって、次の段階にステップに立てるということから考えると、本当に大きな一歩であろうかと私評価するものであります。町長在籍中にですね、この公債比率のワーストワン、これはほかの市町との関係で、ほかの市町のことをいうのではありませんけれど、当町としては一番不名誉なと言いますか、公債比率が一番悪いという点では自他ともに今認め、ここ数年ずっと続けておるわけですが、町長在籍中に何とかこのワーストワンを抜け出す、そういう努力をしていただきたい。その答えをひとつお願いをいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

公債比率は非常に県下の市町においてですね、低いものであるという認識は議員の皆様が

持っていらっしゃって、今後もですね、そっから一つでも上がっていくためには、やっぱり姿勢を崩すことなく、財政健全化に向けて努力をしたいと思っております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

2点目に移ります。なぜかと言いますと、この後期高齢者、非常に問題が多岐にわたります。そういう意味では、ここを中心にですね質問をさせていただきたい、そのように思います。

1点目に、この制度をつくられた目的というものが何であったのか。その点を説明をお願いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

この制度が作られた目的はというご質問ですね。後期高齢者等の医療給付は、昭和58年に発足した老人保健制度により行われてきましたが、老人医療費が増大する中で、この制度については、次のような問題点が指摘されてきました。

後期高齢者は、国民健康保険または被用者保険に加入し、それぞれの保険料を支払いつつ、給付は市町村から受ける仕組みで、保険料の決定主体、つまり医療保険者と給付主体、市町村のことですね。市町村が別であって、財政運営の責任が明確でないということが1つ。

市町村は、国民健康保険や被用者保険の保険料からの拠出金と公費とを財源として運営する仕組みで、拠出金の中で現役世代と高齢者の保険料は区分されておらず、両者の費用負担関係が明確ではないということですね。

このようなことから、医療費適正化の総合的な推進及び新たな高齢者医療制度の創設等の措置を講ずることが、医療制度改革大綱により決定されました。これを受けて、平成18年に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、本年4月から後期高齢者の医療の確保に関する法律により、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度として、独立した後期高齢者医療制度を創設し、実施しようとするものであります。

以上です。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

はい、この制度はですね、町長も触れておりますが、この負担を高齢者と現役世代との、言うたら明確にするんだと、責任をとということでございました。財政運営のその性格も責任を明確にしたいということも言われました。しかしですね、この厚生労働省が言うたらこれをつくるために、審議会をつくっておりますね。この中にはこの何で75歳に線引きしたのかということについては、町長認識されておられると思いますし、説明も聞いておられると思いますが、この厚労省の審議会の中ではですね、75歳以上の後期高齢者の特性としてですね、1つには治療の長期化、複数疾患への罹患がみられる。また2つ目には多くの認知症の問題がみられる。3つ目にはいずれ避けることができない死を迎える。大変もっともなようで、非情なこの特性を規定してあります。

このことはですね、これは75歳以上だからということでは決してない。私の身近でも認知症の問題の人でも若年の人もおります。ただ、75歳以上の人は当然お年を段々としていくんだから、これは病気になりがち、いろんな複数の病気になりがちだということは、私も認めます。しかし、だからと言って、こういう3つの特性があるから75歳を1つにもう縛ってしまってますね、そしてこの後期医療制度そのものを発足させようとするところに、大きな無理があるんじゃないかと私は思うわけであります。

そこで町長に、こういう特性の中でですね、この一縛りにして75歳以上と、前期高齢者という65歳から74歳までの方を分けるというのは、町長、全く町長の考えでいいですから、この分け方については何ら疑問も持たなかったですか。町長の考えで結構です。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったようにですね、3つの要因があって75歳の線引きをしたというような、国レベルのですね考察が基本的であるということでありましたので、私としては疑問を抱くところには至っておりませんでした。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

国レベルではないんですね。この制度はたちまち紀北町の町民の皆さんの中で、この75歳の人は私の知る範囲で3,341人という人数がおられると、そういう観点からいくとね、これ

は国が決めたことだし、国がそういうふうには3つの特性を考えておるわけでは決していない。そういう点ですね、担当課長のほうでも結構です。この75歳以上の後期高齢者の適用する当町のほかの憲法、共済保険とかそういうところからの扶養の家族の人数は掌握されておると思います。もうすでにあとちょっとでこの制度に乗っかっていくんですから、それと75歳以上は私さきほど言った3,341人に間違いはないか。また、前期高齢者の65歳から74歳までは3,269人で間違いはないか。

それともう1つはですね、障害者のこの制度に入る入らんはある程度自由なわけですね。この広報のこのあれを見ますと、一定以上障害認定申請をされた方、そういう簡単な言い方なんです、これは障害者の方は脱退してもええし、後期高齢者に乗ってもいいですよという、そういう状態になっております。そういう方たちは何人おられて、この後期高齢者に何人こう入ろうと今希望しているのか、その人数をお知らせ願いたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

担当課長にその数値のことについて、お答えさせます。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えいたします。被用者保険の被扶養者からですね、後期高齢へ移行する方については709名、これは多少前後するのかなと思いますが、今つかんでおる数字は709名ということまでございまして、あと75歳以上の人数でした。私が今つかんでおるのは3,778人ということまでございまして、あと65から75まででしたか。これにつきましては約3,300人ということまでございまして、あとですね、65以上の障害のある方で約ですね185人の方がおります。

それで、これ加入がですね自由ということまでございまして、現時点で後期高齢に加入しないよという意思表示をしてみえる方が33名ほどございまして、以上でございます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1つ目の目的ですね。この部分については町長いろんな責任分担をきちっとするんだということでありました。しかし、町の中ではこの75歳以上の人をですね、一律に後期高齢者と

決めつけてですね、74歳以下と切り離して全く独立した医療保険に加入させる。これは今まで健康保険に入っていた方、また健康保険に入っていた人も、健保に入っていた人も新制度に移らなければならないということで規定してあります。だから高齢者だけ別の医療保険制度に後期高齢者医療制度というところに押し込めてですね、死ぬまでこの保険料の負担をこれは強いる制度であります。世界で本当に異常なことだと言われております。

それで本当の目的はそういう負担を高齢者と現役世代と責任分担をするんだと、はっきりさせるんだということも1つあるでしょうが、少なくとも、一番の大きな目的は医療費の増を抑えるところにあるんだと、そこに保険者の人たちが心配するのは保険料はどうなるんやろということになります。保険料のこの今の国保に入っている方等と比べてみると、果して下がる人が多いのか、どれぐらいの割合でこの後期医療制度に加入する人たちは下がるのか、上がるのか。確かに下がる人のほうは私多いと思います。

と言いますのは、最初からこういうものを上げてしまうと、当然あとの質問であるんで詳しくは言いませんが、そんな負担たくさんしてそんななんでもならんという話がどんどん批判として噴き上がるから、こういうこの医療制度を入れてもらうためにはしなくてはならん。あとに質問が控えておりますので、2年で見直すということになっておりますし、高齢化の率によってはどんどん上がるシステムがもうすでにレールが引かれております。そういう点で担当課長のこの後期医療制度に移行した場合、どんだけの方が安くなるのか、今の発足の今の時点ですね。わかっていたら教えていただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

その件も同様に課長に答えさせます。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

これ個々にですね試算してみないと、非常にこう難しいというところでございまして、一般的に言えるのはですね、例えば国民健康保険に入ってみえる方、これ所得割、資産割、均等割、平等割のこれ4つの方式でこれ計算される。ところが後期高齢の場合は、所得割と被保険者均等割、この2つだということからしましてですね、それじゃ固定資産税のかかっている方についてはですね、当然安くなります。全体でもですね、一般的には安くなるという

ことが言えるかと思います。以上でございます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

発足まであと10日ほどしかないんですが、これは県の連合会のほうでこの医療費算定されるのは確かなんでしょうが、きちっと本当はもう把握している時期ではないですか。そこはなぜなんだと私は疑問を持ちますが、次の2つ目の質問にいきたいと思います。

三重県の後期高齢者医療広域連合の保険料は、平均月額 4,657円と発表している。あくまでもこれは平均値です。2年毎に料金改定され、値上げが確実であると言われているが、町長のほう2年後には値上げ、4年後には値上げということは考えられませんか。どういう考えを持っておられますか、この問題について。

議長

町長。

奥山始郎町長

これ2年後ですよ。議員がご心配されている値上がりは確実であると言われているが、どういうことということですが、保険料は医療給付等に要する費用の予想額に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができる額となっておりますが、2年後の県下の医療給付等の状況は計りかねますので、2年後ですね。現時点ではわからないというところであります。よろしいですか。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長、わからないという話ですが、国会答弁でもね福田首相が言っているんです。こんだけ後期高齢者、長生きする方が増えていくんだと、そういう意味ではね、この2年ごとに見直しするということに決めてあるのは、高齢者の医療費が増えたときに、当然この料金は引き上げなきゃならん。これは医療機器がどんどん進化してですね、高い機械を使って診療したときには当然はね上がるということもありましたり、そういう増加が見込まれる。

また、この後期高齢者の仲間入りと言いますか、75歳の方がどんどん増えていったら、当然引き上げなければならぬ状態になるということが、今の時点でももうすでに値上げがされるんじゃないかという、高齢者の不安、そういうものが出ております。厚生労働省の幹部

の言っているのは、医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者自らの感覚で感じ取っていただくものにしたということです。

わずかな年金、さきほどもちょっとありましたが、わずかな年金の中で介護保険料、この後期高齢者医療制度の保険料が上がっていくというのはですね、30万円も40万円ももらっている年金取得者はいいけど、多くの方はわずかな年金で生活しているのが、国民年金で生活しているのが、今の実態であります。

さらに、この新制度は後期高齢者が支払う保険料10%、これは1割ですね。健保・国保など他の医療制度からの支援金が40%、国・自治体からの負担約50%という財源割合でスタートするけれど、75歳以上の人口が増えるに従って、後期高齢者の負担割合を12%、15%、これどんどん上げていくというシステムになっておるんですね。

だからそういうところ辺は、本当に各自治体にはなかなか知らされない。三重県のその後期高齢者、その議会の中でですね、これは決められていくことだと思います。この日本の高齢化がどんどん進んでいく、それによってこの引き上げていくんだということが、負担していただいて当然なんだと言われる由縁はそこにあるわけです。

だから、この4月のさきほど課長も言いましたけど、制度の開始時に保険料が本当に安かったと、思ったより安いなという話はもちろん出るわけですけども、将来の負担は確実に増えるというのが、この後期高齢者医療制度のルールが敷かれている本質なんですね。そこはやっぱりこの県の中へどうしても代理が行くというわけにはいきませんから、町長出席していただいて、そういう点ではこれが発足したときには、当然声としてこの引き上げについてはやっぱり駄目だという格好で対応していただきたい。

それと3番目になりますが、月に1万5,000円以上の年金、年額18万円ですね。これを受けている人は介護保険料と一緒に年金から天引きされるのはなぜか。大変厳しい生活です。もうこれは言わなくてもわかっていると思いますが、町長、月1万5,000円以上の年金をもらっている方、これについても天引きをするということになっておりますが、ご存じでした。

議長

暫時時間の延長をいたします。

町長。

奥山始郎町長

月額1万5,000円以上の年金を受けている人は、介護保険料と一緒に年金から天引きされるのはなぜかというご質問で、これを知っているかというから、あなたのご質問で知ってい

るわけなんです、自ら金融機関へ出向いて納付するなどの手間を省くことにより、後期高齢者の利便性や事務コストの軽減を考慮したものだと思います。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

はい、正解なんです。全くそのとおりなんです。何で僕はこういう言い方をするかというと、たった1万5,000円の年金です。その中から後期高齢者医療制度の保険料払うんです。ところがこの天引きにあうとですね、どんだけ生活支払いが苦しくてもですよ、分割何とかしてくれませんかという相談にはならないわけです。確実にそれは取り立ててしまうんです。しかも町長、今言うたように徴収の効率化、確実に徴収をし、100%収納できるようなシステムになっているわけです、この制度。そういう意味でもお年寄りの方、非常にその被保険者となる方がですね、大きな不安を持ったというのは、ここなんです。

そういう意味では、年金額が月1万5,000円に満たない人は、保険料を自分で納付しに役場へ来たりします。この人はおそらく生活も大変なんだろうなと思っております。私は高齢者にとっては本当に早く死ねというようなことなんかという声が出るというほど、大きな不安を持っているのがこの制度。

一方、国では宙に浮いた年金なんか2,500万件、まだ全然わからないということが言われておりますが、その年金からですね、介護保険や後期高齢者医療保険料を天引きするということは、取るものはすべて取りますと、払うものはまああわからんようなところもあるというような状態で、非情な仕打ちをこの後期高齢者と言われる75歳以上の人に課せようとしているんです。そこの、そういう見方でお年寄りの方は大きな不安を持っているというのは事実なんです。町長のこれに対する考え方、やっぱりこの問題も非常に大きな問題だと思います。天引きをするというのはね。町長の考え方お聞きします。

議長

町長。

奥山始郎町長

高齢者にとって年金が生活の最高の、収入である人が多いのではないかと思いますけども、そういう方々については天引きされるというのは大変な収入の減というかな、実質収入ですね。差し引かれますから。なると思いますが、こういうことがどんどん増えていくなればですね、もっと国としても、また県としてもですね、何とか対応できるようなですね、助成の

方法をあみ出していくべきことではないかと思っております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

これはですね、町長今言われたようにですね、この自治体として紀北町としてね、独自の支援策と言いますか、国保もそうですけども、そういう意味ではね、一般会計からの繰り入れで助成したりということも、将来はしていかなければならんだろうと、だからこの徴収もすでに大阪のほうでは4月からさきほど近澤議員も言いましたけれど、14～15日ですか、1回目の徴収するということになってますが、大阪のほうでは10月からになっているところもあるようです。あまりにも急だし、大変だということですね。そのことをちょっと言うておいて、4番目に行きます。

保険料滞納したらどうなるか。この後期高齢者医療制度の中で、町長わかっている範囲で結構です。課長でも結構です。

議長

町長。

奥山始郎町長

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、滞納期間に応じて1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の短期証や資格証を交付することになりますが、そのようなことにならないように、事情を十分お聞きしてですね。柔軟に対応いたしたいと、この辺は町レベルでもですね、考えることができると思っております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

これは老人保健法の中ではですね、こういう資格証やこの短期証、こういうものでなくて、この保険証を取り上げること自体禁止されていたんですね。この医療制度の中ではこの75歳以上の高齢者、保険証取り上げる仕組みが導入されているわけです。町長言われたとおり。現在75歳以上の高齢者、国の公費負担医療を受けている被爆者や障害者と並んで保険証の取り上げがもう禁止されているということが、現在の姿勢なんです。それと大きく変わってしまうということが、一つ大きな問題だと私指摘しておきます。

そして保険料を1年以上滞納したり、悪質滞納者とみなされると、保険証を取り上げられ

てしまいますが、町長言われた資格証明証が発行されて、病院の窓口でかかった医療費を全額払わなければならない。例えば75歳以上の被保険者がですね、尾鷲病院へ行ったときに、これは5万円かかったら5万円全額払わなければならないという事態が起こります。当然、対応するという事は、それだけの言うたら保険料払えない、滞納してしまったということがあるんだから、そんな全額払えるわけがないんです。

だからお医者さんにかかるなということになるんですかということになるんですね。それは払わんのは悪いんです。ところが話し合う余地がほとんどないぐらい、短期証乱発したり、資格証乱発したりするようなシステムは極力控えなさいと、これは厚生労働省の水田邦雄という保険局長が機械的に資格保険証を交付するものではないということを明言しております。これはやっぱり大きい言葉だと思います。特別な事情があるかどうかについて、個々の事例に応じて判断すると述べておりますということで、衆議院厚生労働委員会の日本共産党の高橋ちづ子議員に答えております。

このことは各自治体でも当然この慎重にですね、滞納者の生活実態も含めてですね、対応しないと本当にそこら辺でお医者にもかかれず、亡くなっているというような現象が起こるかと思えます。そのことを指摘しまして、この資格証をそのものをですね、もうできるだけ発行しない方向で今後紀北町としても考えていただきたい。悪質なものは別ですけどもね、もちろん。

それと5番目に入りますが、受けられる医療が制限されている包括支払い、包括払い定額制とも言いますが、保険医療に上限をつけることは安心な医療が受けられない。その点についてどう思うかという私の質問です。

議長

町長。

奥山始郎町長

後期高齢者は老化に伴う生理的機能の低下により、治療の長期化、複数疾患への罹患がみられることなどから、後期高齢者の生活を重視した医療、尊厳に配慮した医療、本人及び家族が安心、納得できる医療を基本的事項として考えられ、診療報酬内容においてもこれらのことを踏まえたものであり、この中で新たに患者の同意を得たうえで、他の医療機関での診療スケジュール等を含め、定期的に診療計画を作成し、総合的な評価や検査等を通じて患者を把握し、継続的に診療を行うことを評価するために、包括定額制が導入されたところでありますが、このことにより後期高齢者の医療に不都合をきたすこととなるのかどうかは、こ

の先の状況を見極める必要があるかと思っております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

この部分はね、非常に大切な部分です。後期高齢者の退院調整加算というのが、病院に支払われますが、この言葉の意味と、それと終末期医療、あんまり聞き慣れない言葉なんです、この医療では後期高齢者終末期相談支援料というものが、病院に支払われることになっております。これはあんまりこの自治体で聞かない言葉なんです、こういう包括払いもそうなんです、この中身はやっぱりきちっと把握していく必要があるんじゃないか。この後期高齢者退院調整加算というのはどういう意味か、課長でも結構です。知っていたら説明お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、議員ご指摘いただいた退院調整加算については、ちょっと聞き慣れておりませんので、できたら教えていただきたいと思えます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

時間が少なくなってしまったので、この医療内容というのは外来でできたらほかのお医者さんにかからないように包括して、僕だったら僕がいろんなこのお医者さんに回らないように、言うたら 6,000円やったら 6,000円でその料金の中でお医者さんに診てもらおうというような制度のようです。

それと入院、在宅の場合は後期高齢者医療制度の加算を払いますから、ベット数がどんどん減らされていく、15万床ぐらい今ずっと減らす厚労省は目的らしいです。病院のほうでは、そういうふうにできたら病院をできるだけ早く抜けてもらうということで支援料を払うと、加算を払うと、また末期医療の患者に対してはいろんな回復見込むことが難しいと判断した場合、過剰な延命措置はしないという誓約書を取りながらですね、この言うたら支援料を、そういう報告があった医者には、支援料を払うという中身です。そういうことになっているようです。

それと検診制度にはね、これ全然触れてないんです。これは検診がね、今までの各地区の公民館、集会所で行われた件ですが、この分については検診券が要るとか、これがもう一番変わったのが努力義務になっています。本当は実施義務ということでもう義務づけられておったのが努力義務になっております。この点については全く検診を受けるお年寄りが本当に受けなくなってしまう、受けられなくなってしまうことが十分予測されます。課長に答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

課長に答弁させます。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

20年度から保健指導のことですね。広域連合におきましてですね、各市町において75歳の高齢者がですね希望すれば受けられるように、そういうこう体制をとってほしいということで、当町におきましてはそのようにさせていただくということでございます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

もう時間がないのでまとめます。

この後期医療制度、4月から実施になるんですが、この実施につきましてはですね、特にさきほども申しましたけど、4野党と言われるところが、これは政治信条、宗教ももちろん考えの違いを越えてですね。この医療制度は問題ありということで、廃止法案を出しております。

また、この大垣市でも自民党の議員さんも新聞折り込みでですね、断固反対だと、この医療制度は本当にお年寄りにとっては大きな負担にもなるし、今後お医者さんに行けなくなってしまうのではないかという、そういう不安の中でですね、この地方議会も動いてる。ましてやその老人クラブや老人団体、そういう方も当町でも老人連合会ですか、樋口会長を含めてですね、請願が今回の議会にも審議されておりますけれど、そういう意味ではですね、全国的にこの後期医療制度というのは非常にお年寄りをいじめるという、我がらもその道にす

ぐ踏み込むわけですが、75歳以上になったら、もう全然別の世界なんだというような、仕切りをされてしまうのではないかという不安に陥っております。

そういう点で、今後町長の三重県におけるこの紀北町代表としてのね意見を十分把握しながら、出向いて行っていただきたい。私はこの4月実施に向けてですね、この反対する立場でですね、この質問をいたしておりますが、是非こういう言うたらお年寄りいじめを別立てにせずに、今までのようなやり方でいくべきであるということを主張しまして、一般質問を終わります。

議長

これで中津畑正量君の質問を終わります。

次に、谷節夫君の発言を許します。

21番 谷節夫議員

皆さん、こんにちは。2日にわたる一般質問で随分お疲れのところ、一番最後で申し訳ありません。

まず、昨日の前者議員の質問で、町立保育園の問題がありまして、私の初日の質問に町長が間違った回答をしてですね、それで昨日それがはっきりとわかったんですけども、町長の記憶違いということで、私もそれに反論はないんですけど、どうぞ町長、今からの質問に対してね、記憶違いとか、そういうことのないように、ご指摘をお願いしておきます。よろしく願いいたします。

それでは、今回の通告に従って、議長の許しを得て質問に入らせていただきます。

表題でもありますように、浜千鳥リサイクルが町に160億円の損害賠償を求めた津地裁に訴訟を起こした問題について、町長に質問いたします。

今回の訴訟は、水道水源保護条例の規制対象事業場として認定していた、その認定を取り消せと判決が下され、浜千鳥リサイクルがすでに県の許可を得ている。産廃業ができたとして、160億円の損害を求めてきた。つまり産廃訴訟は終わり、損害賠償請求事件、つまりこの事件が新しく紀北町に発生したと理解しておりますが、町長はその点どう理解していますか。

これは前者4名の中で新しい事件だということを、町長から返答は受けておりますが、でもそれに付随してまた何かありましたら、ご回答ください。

それから2番目に、平成20年2月28日、まだ最近ですけども、紀北町産業建設常任委員会で、訴訟の争点として賠償額の妥当性も争点になるが、業者の事業は果たしてできていたの

か、あるいはできないのではないかと、つまり水源の枯渇がどうなるかが重要であり、ということこれは前者議員からも強く質問がありました。それで基本的には浜千鳥リサイクルは、その浜千鳥リサイクルのいう、そのプラントが建設していなければですね、当然その利益は発生しないと、私は思っているのですね。つまり、業者のいわゆるその逸失利益は認められないとして、町長は対抗するとおっしゃっています。しかし、その部分はすでに終わっているのではないかと、私は質問している中で前者も質問している中で、町長はやっぱりそれが終わっているとも答えております。

それから3番目に、裁判で和解もあるかもしれないと、柔軟に対応していきたいと述べておりますが、最高裁から名古屋高裁に差し戻されたあとにですね、平成17年の和解交渉の中身は、一切議会にも示されていないです。おそらく和解の中で業者から金額も示されたとは私は思っておるんです。前回、浜千鳥リサイクルの重役からですね、それを入江議員からそれは業者から示していないと、おそらく町長はですね、そしたら示したと。

それで私はそういう説明会の中で、入江議員から示したよいくらだよというのをかすかに聞いているんです。私以外にも聞いているんですね。と町長はそのとき、アアッと手を振った。これも現実にテレビがあったら映ってたと思う。ここが町長重要なんですよ。

ということは、160億円請求してきたけれども、町長はそのときの町長、和解額がいくらであったか、これは入江議員が言うてない。業者が言うてない。ところが町長は聞いた。ここがこれから重要な問題になるんで、できれば町長ここで言うておいたほうがええか悪いか、ちょっと僕は判断に困るけれど、町長できたら僕は言うてもろたほうが町民が安心すると思う。そこに妥協点が何かあるんじゃないかと、こう思うわけなんですよ。町長、よく考えて返事してくださいよ。

それから4番目ですね。産廃裁判が始まって3年目ぐらいに業者から46億円程度の賠償を求められた事件がありましたよね。これは郵便で内容証明で送ったとされておりました。そのときにですね、この前のこの2月28日にはですね、私たちの委員会におきまして45億円は、その始まった時期に45億円請求されたと、だから45億円は想定できたと、しかし、一旦来ているんだからね、その賠償請求が。しかし、今回この160億円という、これはもう前代未聞の額でですね、大きい額だと思うと述べたが、町長が和解が非公開で差し控えると言って公開されていないがですね、その45億円から46億円という額にしてもね、町にとっては1年間の約2分の1、半額に値するわけですよ、町長。判決による決定額が出ればねどうすることもできないと思うんですが、この想定額40億円から45億円という想定額というのは町長はこ

これは本気で思っておるのですか、町長。

この辺も、この額もすごく大きいんかどうかね、その辺も。いくらぐらいが適切かというのは聞かなくていいんですけども、このこともちょっとお答えください。

それから5番目にですね、業者はこれ大事なことなんです。業者は1日に45tのタイヤを蒸して、そして活性炭と油をとり、その油を利用して無農薬野菜をつくるという、これはね当時私も実は浜千鳥リサイクルの役員さんと一緒に仕事をともにしていた期間もあったわけなんです。このときに無農薬をつくるという日本でね、これは初めて産廃と野菜生産を結びつけた事業計画で私はあったと理解しておりますよね。町長、この辺も町長よく理解しているかどうか、また返事をいただきたい。

つまり業者は逸失利益を請求している、つまり当時ね、平成6年から10年ぐらいにかけて、もしたったとしてですよ、当時タイヤ処理がね非常に問題になっていたんですよ。その後古タイヤはどんな状態になっているか、これ町長お調べになっていますか。重大な事件で浜千鳥がタイヤがどんどん集まって、本当にこれ事業できていたんか。大事な問題なんです。無農薬野菜工場はどんな現状なのか、私はこれはちょっとヒント与えます。ヒント与えるというより、私はこれもどうなっているのか調べましたら、実際に今、向こうに書類が置いてあるんですけども、トヨタ自動車とかプロミスだとか、キューピーマヨネーズだとか、ともかく大手企業がやっぱり農業開発をやって、実際にキューピーマヨネーズは1基1億5,000万円のそのレタスの野菜工場をつくってですね、それで年間2億の生産を上げているということも、これもちゃんとネットに載っているんですよ。これ水道課あたりはこの辺きちっと調べているかな。水道課長、これ大事なことなんです、逸失利益をもし払うとなったら。ここも向こうが随分突いてきますよ。この弁護士を、その辺をどうだと。

それから6番目にですね、ここも大事なんです。浜千鳥リサイクル取締役で町議の入江康仁氏に所属しておると私は思っておるんですね、今も、私は本来どっちかと言うたら入江議員に外へ出て行ってほしかった。しかし、これもちょっとね言うていいかどうか疑問があったんで言わなかったんですが、非常に今からの質問がしにくいんでみえてるとね、でもしよるからいいです。

町長、この浜千鳥グループ内の社長をしていて、そしてグループの中には町の事業にも参入していらっしゃるんですよ、この浜千鳥グループというのは。ごみの収集だとかRDFの運搬だとか、非常に成績もいいし、やっぱり住民にもこのごみ集めは非常に評判がいい、このことも町長もやっぱりちょっと思っていなければいけないと思いますね。それでこの議会

の中でもね、まあ本当に嫌になるぐらい非常に活発な意見を述べております。テレビに映る顔はもう入江議員ばかりですよ、これ。浜千鳥リサイクルはね事実上、入江康仁氏が率いる企業であると私は認識してるんですよ。町長、どうですか、町長はどんな認識を持っておられるのですか。これ入江議員のですね質問にも随分関係してくるんですよ。これ町長ははっきり教えてくださいよ。これ遠慮しなくてもいいと思う僕は。

それで決して話のわからない議員ではない。私は理解しているのですよね。入江議員はさきほどの質問で町民を不安がらせていると言っておりますが、私はこれは入江議員もこндаけにしておこうかと、賠償責任はまあええわと、それで町長どうやなと言うたら、これでパッと解決して本当に明るい紀北町になる。これも付け加えておきます。これ冗談じゃないです。本当のことです。心と心が通じ合えばね、こんな裁判を起さなくていいんですよ。僕は町長、このことについて町長、入江議員は謝りに来んだ。そんで何で謝りに来んだ。これは正式な会談ではないと思うけども、町長室でやったんか、一杯飲みもてやったんか知らんけど、楠井弁護士は謝りに行くなと言うたて、町長、あんた大変なことしたな。謝ってまあパーにしようやと言ったらしたかも知れん。このことも大事なことや町長。あんたきちんと返事してよ、これから楠井弁護士と協議していくって所信表明でも言いましたが、楠井弁護士でいいのかどうか、これから自席で質問しますけど大事なこと、笑っておる場合じゃないんですよこれは、僕にとっては。

そういうことでね、そのことですね、海山区住民にですね、旧紀伊長島町は負の資産をもって合併したんですよ。そして海山区にですね今は非常に不満と不平を、不安を抱いている。これは確かなんですよ。そして町民はまたもう一つやっぱり水道水源保護条例を、またこれは自席で質問しますが、確かにこのボタンのかけ違いがあったかも知れませんがね、やっぱり町民としては、私もこの水道水源保護条例をつくるときに1人だけ反対、一番最初から1人だけ反対してきた私なんで、よく知っているんですよ。

それはなぜかと言うと、やっぱりこの水道水源保護条例の中で一番大事なことは、水の汚濁なんですよ。廃掃法によって水の汚濁、汚水、つまり、それから振動、悪臭、この悪臭問題もね入江議員の率いる工場がちょっと隣の町で随分話題になっていきますけどもね、これなんですよ、悪臭ね。それから水の公害、大気汚染、だけど浜千鳥リサイクルはこういう諸々の国の法律にある廃掃法をちゃんとクリアして、県から許可も取っているんですよ、町長。ここもあなたはよくお考えくださいよ。

ですから、町も住民も何がその水道水源なんだということは、もうはっきり端的に言うて、

三戸の奥にそうした産廃業をやってほしくないというのが本音なんですよ。これ本音なんです。そのときに随分養鶏場の問題も出たね。もう悪臭にもう本当にとりつかれて随分、ここの中の議員も、長島の議員でそれを解決した議員もおる、当時の議員もいるかも知れない。そんな中で、僕らは本当に私は水道水源の条例の中で、危険だから水泳ができない遊泳禁止になっていたんですよ、赤羽川に。これも大事件だったです。僕はそんな中で質問してきた。遊泳禁止、どこが危険なんだと僕は言いたいですよね。悪臭があって大腸菌がウヨウヨして潜ったら鳥の殻があるから潜れない。危険にすり替えたんですよ。このことも僕は町長言うておるんですよ。

だからこのことで町民が怒って、これは浜千鳥はリサイクルつくったらどんなことになるかわからんと思うて、反対運動が起こったん町長、ここなんですよ。だから町長は、今お考えになっているのは、実際に浜千鳥に対して産廃業者を止めてくださいよ、その代わりにあなたの土地、それからいろいろと岐阜の瑞浪市にね、彼は本当に試験炉をつくって住民を五度か六度バスで連れていっている。またフジタあれはスーパーゼネコンじゃない、ゼネコンのフジタにももちろんその設計図もして、その設計図は 7,000万円くらいかかったとか言って、議会の中で言うておりますよね。それもフジタにつくらして、そうしたもろもろの投資もしている。町長、あなたもそれも考えてね、そうしたもろもろのすべてのことも、やっぱりしっかり受けて、そして浜千鳥と話をするんか、対抗するんか、重要なことなんですよ、町長。

そういうことを町長なりにお答えください。前者議員にお答えになっていることは省いてもうても結構です。省かんともう一遍回答してもうたほうがいいかな。あとは自席でしますので、よろしく。

議長

町長。

奥山始郎町長

谷議員のご質問にお答えいたします。

順番にいきますから、言われたとおりの順番ですから、申し上げます。

産廃訴訟は平成19年6月7日の最高裁の決定によりまして、旧紀伊長島町が浜千鳥リサイクルにした産業廃棄物中間処理施設に対する規制対象事業場認定処分を取り消す旨の判決が確定し、終了しました。また、損害賠償請求事件につきましては、前産廃訴訟とは別の事件であります。したがって、前産廃訴訟が確定していなくても、つまり係争中であっても

前産廃訴訟と並行して損害賠償請求を起すことも可能であったと思います。

2番といたしましては、十分な協議を尽くさなかったことが違法とされたのであり、規制対象事業場にあたるかの判断が誤っているとされたのではありません。したがって、業者が事業を推進する場合、もう一度十分な協議をし、その協議の結果、水源の枯渇の恐れが解消されなければ再度、規制対象事業場にあたるということになり、そうなると業者が計画した産廃処理施設を建設することができなくなるから、逸失利益が生じないということになります。本件訴訟では、町側がこの点を主張して、損害賠償義務の正否を争うこととなります。

それから名古屋高裁差戻審での和解につきましては、裁判長より和解の提案があり、3回の和解協議が行われましたが、上手く調整されず、打ち切られました。この和解協議の中身については非公開で行われましたので、その中身の公表は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解ください。

なお、本件損害賠償請求訴訟においても、裁判長から和解の提案があることも考えられますので、そのときは和解の場に着くこともあるかも知れません。今回の業者の請求の趣旨は、産廃処理施設を操業することによって得られるはずであった利益と、その利益に対する遅延損害金であるので、裁判が長引くことによってその遅延損害金が増えることは確かであります。

しかし、本町といたしましては、現時点では和解については考えておりません。勝訴に向けての町側の必要な主張を立証するなど、最善の努力をしておりますので、ご理解、ご支援をお願いいたします。

次に、業者から旧紀伊長島町に対して平成9年に約44億円の損害賠償請求書が送られてきましたが、損害賠償請求には応じかねますとの回答をしております。平成9年に44億円の損害賠償額を請求してきたのが事実でありましたので、今回も同じぐらいの額を請求してくるかも知れないとは思っていましたが、決してこの法外な44億円の損害額を認めたということではありません。さきほども申し上げましたように、本町といたしましては、業者が請求した逸失利益は生じないということを主張、立証していきますので、ご理解ください。

それから5つ目のご質問ですが、谷議員が言われたように、業者の計画では廃タイヤを粉碎して乾留ガス化処理によって活性炭を製造して販売する。また、乾留ガスを冷却して廃油を回収して野菜工場の電力源にするというものです。そしてこの乾留ガスを冷却したり野菜工場に必要な水が1日に95t必要であると言われております。業者が計画した産廃処理施設

と類似の施設は私どもが調査した範囲内では、現在、全国にはないように思われます。以前、ある会社がミニプラントを運営していたが、その後、倒産したらしいとのこと聞いております。

また、大手のタイヤメーカーでも昔、業者と同じ乾留方式を検討したことがあるが、採算が合わないため検討が中断になったとも聞いております。谷議員がおっしゃるように、業者の計画した事業プラントがどのように稼働するのか、イニシャルコストはいくらなのか、ランニングコストはいくらなのかなどを早急に調査をしていくことが必要であると考えております。

6番目、これ最後ですね、一応。さきほども申し上げましたが、本件損害賠償訴訟においても、裁判長から和解の提案がなされることもないとは言えませんが、そのときは場合によっては和解の場に着くこともあり得るかも知れません。しかし、現段階におきましては和解については一切考えておりません。本町といたしましては本件訴訟の勝訴に向けて、町側の必要な主張、立証をするなど、最善の努力をしていきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。以上でございます。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

21番、町長まずね、最初にちょっとお聞きしたいんですけど、裁判所での和解の非公開という意味がですね、私は非公開というのは他人に聞かせないと、ただし、そうした関係筋にはいいということのように思うんですけど、ということは私たち議員、この22名も町民の代表なんですよ。それでももちろん私らも選挙に選ばれた議員ですよ。だから代表と私は認識しているんですね。そうする町長も選挙によって選ばれている。これもそうなんですよ。

それで町長は弁護士と水道課長とおそらく和解に行ったらと思うんですけど、やっぱりその非公開、裁判所の非公開は何を意味するのですか。やっぱり町会議員だけでもできないんですか。その辺ははっきりしてください。言ってください、これ。今後も必要なことなんです。

議長

町長。

奥山始郎町長

非公開というわけで、裁判所には記録も残ってないようでございます。

ゆえに私どもが公表することは差し控えさせていただきたいと思っております。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

議長、議事進行、回答になってない。その非公開というのは、裁判所の非公開というのはどこを指してみえるのですか。その非公開にしたけど、消したってないって、これは時間に入れないでくださいよ。これはなぜ私はそういうことを聞くかということ、産業建設委員会でも水道課長は、もう今裁判所に尋ねてもね、あれじゃないと、消したって中身がないと言うたん。ところが中身があるんですよ、町長。あなたが入江議員の質問でですね、私あったと思う、金額示したと思うよと。そしたら入江議員は金額示してないと、お互い頭の中にあるんでしょう。頭の中に書いてあるじゃないですか。だから私は裁判所のいう非公開というのが、これは弁護士に尋ねてくださいよ、答えられなかったら。私今日はここは引き下げられませんからね。非公開というのは、その内容を町会議員に秘密会議とか非公開でそれを伝えられんのかどうかね。これ議員に知らさんでもいいというたらこれ問題ですよ、私は思うのは。やっぱり議員が町民の代表でここでこの160億円を真剣に議論しておるんですよ。でしよう、それを今まで非公開非公開言ってきた。なぜ私はそう言うか、これは今からかわってくる裁判が下ったときに、この非公開という責任が重大になるんですよ、町長。あなたが国家賠償でも入江議員に追及されていたけど、あなたにかかわってくるんですよ、最後は。だからこの非公開は本当に非公開で議員に知らされんのかどうか。

町長、これはわからなんだから、弁護士に聞いてわかっている人がきちんと答えてくださいよ。水道課長。これまた延長しても仕方がないよ、これは。

議長

町長。

奥山始郎町長

申し上げたとおりですね、非公開であるために、これを公開をしないというのが原則として承っております。

21番 谷節夫議員

議長、回答になってない。その非公開というのはどういうことなのかということを見せてくれと言うておるのやよ、僕は。

奥山始郎町長

公開しないということです。

21番 谷節夫議員

そうじゃないよ、誰に公開しないんや。そんなことは違うでこれ、公開の辞典引いてみて、そしたら。あかんてその回答では僕は下がれんて。大事なことなんやこれは町長今から、この議論を重ねていくうえ、審議をしていく中で、あかんそれは。弁護士に聞いたらどうですか、何百万円とか1千万円から付けておるのに、どうなんですか。それだったら納得しますよ。

議員と町長の立場をちゃんと言うて、同等なんか、町長にものすごい権限があるんか。町民の代表として、どうなんや町長。議員はそんなら何にも審議に加われないじゃないですか。僕ら何かも非公開にされたら、お魚らんどで苦い経験しておるんですよ、これは。何で聞けんのですか。これ間違った返事をしたら大変なことになりますよ、最後まで。

議長

それでは暫時休憩いたします。

(午後 5時 42分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 6時 10分)

議長

町長。

奥山始郎町長

ただいまの谷議員のご質問に、非公開のことにつきましてご説明、お答えいたします。

これは名古屋高裁の裁判官がですね、非公開という設定のもとに両者の意見を聞いたことでありまして、それが結局、不成立になったわけでありまして。よってですね、これは裁判官のほうに対してもですね、その約束の中でそれを私が破るとなると大変失礼であり、信義に劣るということになります。よってですね、このことは非公開とさせていただきます。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

町長のお考えは以前からも聞いてまして、よく存じております。しかしながら、議員の皆さんにも考えていただきたいのは、我々議会も守秘義務というのがございます。そして今回、今、裁判長が非公開とおっしゃったと町長言われました。もちろんその和解の席では非常にこうシビアな話し合い、神経を使う話し合いがされるわけですから、なぜ非公開にするかということはどうですか、新聞社等入れたりですね、第三者を入れて話が段々段々段階踏んでいくわけですか。1回で済むもんじゃない。2回、3回かかるわけですか。だから非公開にするんです。それは裁判長の配慮なんです。

しかしもって、これだけの多額の予算を使ってですね、係争していくうえにおいては、これは町民の財産を使わせていただくわけですか。議会に守秘義務というのがあって、議長、その議員も信用できない。だから何に使うかもわからないお金を認めてくれ認めてくれという形でですね予算計上されて、僕らそれで手を挙げて賛成するんですか、そんなわけにいかんではないですか。

だから、私は議会としてですね、議長の見解をお聞きしたい。ですから、さきほど議長に弁護士に聞いておいてくれとこうお願いしたんです。私は聞いておるところは、裁判の中身は非公開にするけれども、何も議会に報告してはいけない、そんなことじゃないんです。私はそのように自分の弁護士から聞いてます。このままやったらですね、こんな非公開がどうか、町長の判断で言うておるだけなんです。法的なものじゃないんです。我々議会もね軽くなってきましたよ。権威が落ちると思います。議長の見解をお尋ねします。

議長

私はまだそういうことに関しては、わかりません。いやいやそのときには町長が弁護士と電話しておったので、その町長の答弁の中にそういうことが含まれていると思いますので。

1番 東篤布議員

僕は議長に直接弁護士と話しておいてくれと、弁護士と町長、町長から聞いたら話が屈折してくるんや。だから弁護士は何とおっしゃったかという答弁せんやろ、町長は。弁護士がこう言うたとなぜ言わんのですか、それを言わせてくださいよ。弁護士に尋ねよと言うておるのに、裁判長はこういう見解やった。だから裁判長の顔潰すって、そんな、それは町長の判断でしょう。

いいですか、谷議員から言われたのは弁護士が何て言うておるのやということですよ。弁護士がこれ非公開やから議会にも相談かけたらあかんで、それならそれでも構わん。そんな弁護士やったらこれ大きな問題や、議会軽視も甚だしいやないですか。

議長

その辺は私は弁護士に聞いておりませんので、町長この弁護士に聞いた内容が言えるんでしたら、町長のほうから。

議長

町長。

奥山始郎町長

弁護士といたしましてはですね、そのようなことであるんで、非公開にしたほうがベターですねという話でありました。

議長

谷議員。

21番 谷節夫議員

実は、私はなぜこういう質問を町長にしたかと言うと、金曜日にもうその補正予算、一般会計補正予算、それから大事な新年度の予算が決議せんならんですね。ところが私は建設常任委員会で、実は一般会計補正予算にも、それから一般予算にも賛成の手を挙げてしもうておるんですよ。ですから、手を今度、本会議最終日で手を挙げるためには、やっぱりそのことをきちんと聞いておかんという、これからもまた間違った判断している。私は町長はやっぱりすべてのことを、これはもちろん議員が非公開というのは、議員の中で非公開ですよと言うたらよくありますよね。記者を入れませんよ。秘密会でなく非公開ですよ。

そしたら今からこのなぜ、公開せんのかということ、議員の入江議員が全部知っているんですよ。知らんのは入江議員以外の21人だけじゃないですか。そしたら町長も水道課長も知っているんでしょ、皆。この議会を、この進行を。それやったら21人が馬鹿にされておるん

じゃないですか。何ですか、それは。そして予算賛成せえ、予算賛成せえて、そしたら入江議員と町長と出来レースが行われているのかい。町長、あんた腹括らなこれはなかなか進んでいかんですよ、これ。皆町民がそれを言うておるのやないか。

あなた町長、楠井弁護士はええと言うけど、楠井弁護士が1番議員が質問した復命書、あかんと言うて、あかんと言われた弁護士に何で頼まんなんのや。そしたら業者のほうはどうですか、名前は言いませんけど、弁護士を何回変えているんですか。町長、あんたしっかりせなあかんよ。もう一遍、もう一遍、この常任委員会でね、いつか機会があったら、その和解の話はしますよって、水道課長にも言うておくけど、あんたの頭の中にもあるやろ、文書かなかったって、それぐらいの課長になるやったら記憶力あるんじゃないですか。言えんのやったら言えんともう押し切ったらいい、押しきるんやったら僕は反対討論せなあかん。どうやな町長、お答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、法律で決めてどうこうという問題ではなくて、信義の問題ですんで、これは現在私としては非公開するべきであると、そのように判断をいたしております。

しかしながら、これは議員の皆様に対して無礼を働くとか、軽視するとかいう思いは一つもありません。その辺はご理解いただきたいと思えます。

議長

谷節夫議員。

21番 谷節夫議員

町長、あなたの所信表明でね、この大事な160億円の産廃訴訟たった3行ですよ。その中でどう言ってらっしゃるんですか、僕はその国語には弱いけど、町長は議員のことは一つも上げてないですよ。代理人と協議しながらここに当たっていくって、代理人と協議、代理人てなんですか、町長。町長は議員と相談しながら浜千鳥の160億円をこうして解決していくんだと、それでいろいろな法的なことわからんときは、代理人という免許を持っている弁護士に相談して、これが間違っておらんかどうかって、そのうえ先生、楠井先生、もっとほかに勝てる方法はあるんじゃないんですか、これが代理人の役割でしょう。あなたは町長、公約しているんですよ。大内町長引き継いで。公約して、あのときに3人立候補した、長島の町長選で、そしてこの産廃は絶対やらせたくないで、僕は責任問題まで本当は言いた

いが、町長の辞任も前者議員が言うたが、そんなんだったら町長、あなたは私は常任委員会でも言ったけど、自立でいくんやと言うた、紀伊長島は。自立賛成したんやないですか。自立は何だったんだって、僕はこの前も言いましたけど、この水道水源保護条例を解決するために、自立だったと僕は理解しているんですよ。

そしたら合併したら、また町長に出てきた。そしたらこれは海山の住民に迷惑かけられんと、私はそしたら紀北町の新町長になって、この重大な問題を解決する。ところが水を守る会の会長も議員しておった。その議員はこの紀北町合併のときに、奥山町長、あなた公約の中にこの水道水源保護条例の裁判問題を入れてなかったって質問しているじゃないですか。これは水を守る会長にしても、随分これは町長の公約は何にも入れてないということは、これは理不尽ですよ、町長。合いませんよ、あなたの公約。だから今あなたの人間性が問われているんですよ。町長政策姿勢を問われているんですよ。いつまであなたは頑張るんですか、これで、もうここはこれぐらいにしておきますけど、町長、もう一遍返答してください。これからも代理人と協議しながらって、町会議員は放っておくんですか。

それからもう1つ、今質問した、町長と私たち議員と格差があるんですか、それもお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

代理人と協議してということのほかにもですね、前者議員に対しては議会の議員のご理解ご協力を得てということは言っているはずですよ。議員を軽視している姿勢は毛頭ございません。

それから今、あなたは格差と言いましたけど、どんな格差でしょうか。格差は議員の仕事と行政の責任のお仕事とは、それはちょっと違いますけれども、それは格差とは言わない。違い、あくまでも立場の違いなんでしょう。ですから、私は議員に対しては常に軽視をすることなく、きちんと対応して、その存在を尊重しております。そこはお分かりいただきたいと思えます。

議長

谷節夫議員。

21番 谷節夫議員

そうおっしゃるんだったら、その格差はないと、町長は 100分の1で1人選ばれる。僕は

やっぱり 100分の22や、100ある中で22、議決権、その違いがあるけれども、やっぱり議決権というのは大事なんですね、町長。町長はこの予算審議で、この予算審議というのは何なのですか、町長。町長は12月からかかってこの3月議会の予算を編成した。編成する中でやっぱりこれは議員に賛成してもらって、そしてその予算措置を住民のためにプラスになるように、安心して安全なまちづくりのために、予算編成をしてくれ、我々議員の議決をもうんでしょう。

そしたら私らはいろんな項目の中で質問しながら、やっぱりこれは町長の言うことや、私も今まであんまり町長に反論せんと、時の将軍に従って、私はできるだけ議員として、私は町長の肩持ってきた。しかし、今度は町長、あなたのおっしゃることばかりやってたら、大変な目にあうと僕は推測しているんですよ。だから聞いているんです。私はこれ以上追及しても、あとのことが時間がないから、町長のこの辺は勝ちになるかな、残念やけども。

それでは町長核心に入っていきます。その浜千鳥の160億円の請求額にわかりやすく言えば、浜千鳥は160億円の請求をするのに、実は印紙が2,200万円要ると、そうするとその貼用印紙額が、貼る印紙額が2,200万円だと、まず町長は前者の議員に回答しているのは、その中で今、上申書を出したのは、浜千鳥は収入印紙がなぜ貼らなかつたと、貼っていないんだったら、この津地裁に訴訟を起こしたそれを止めたらどうかって、これそう言うたんですか。だから町長、このことをちょっと教えてくださいよ。

その訴訟の救助とはこれどんな法律なんですか。これ初めの議員にこの訴訟救助をしたと、上申書でしたと答えております。どんな法律なんですか、これははっきりと議員にも聞かせて、これ僕らわからんのやこれ。きちっと教えてくださいこれ。もし回答だけではわからんのやったら、その条例があるんだったらそれ配ってくださいよ。コピーしてよくわかるように。

議長

町長。

奥山始郎町長

私の知っている範囲内でお答えさせていただきます。

訴訟救助という救助の申立はですね、訴訟を起こす場合に、印紙を貼らなくてはいけないけれども、今、その印紙についてそのお金の調達が難しいので、後々そのお金を調達しますから、今、一時的にそれを救助をしないで、それを貼らないでも訴訟をさせていただきたいと、裁判所に対して申し立てることだと私は受け止めております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今のは全然違う。解釈をここで述べるということは、町長の考えの間違った説明を皆にやっているということや。しいては町民に間違ったことを説明しておるということですよ。これはきちんと条例も出して、きちんとせなあかん。こんな間違った町長の見解じゃないです。法律の訴訟救助法というのがあるんですから、それを出して今質問しておる本人もやっておるんだから、間違ったことを聞いてね、認めるわけにはいきませんよ、そんなん。

議長

事務局長。

中野直文議会事務局長

議事進行ですので、ただいまの議事進行に対しまして、民事訴訟法で第82条、第3節訴訟上の救助という規定がございまして、82条以下にいろいろと救助の条文が出ております。以上でございます。

議長

谷節夫議員。

21番 谷節夫議員

わかりにくい言葉つかうと、町民の皆さんにもわからんし、私自身もわからんようになってくるんで言うんですけど、それじゃその救助をするのにですね、これは当然楠井弁護士を立ててやると聞いておるんですけど、町長、どんなことで、これも秘密なんですか。私は実は本当はその浜千鳥から出た訴状も、これは実は産業委員会で一応提出させてもうたけど、途切れ途切れになっている。だからその訴状も本当は上申書もここに出していただきたいんですよ。出していただきたいの。それ出せるかどうか、それ出してもらったら皆さんはアッなるほどこんなことが印紙を貼らんと、浜千鳥リサイクルは請求してきた。こんなことで一応、今まだ本訴状が出ていないということが言えるのかと、ごく簡単に理解できるわけですよ。町長どうですか、もうこの辺で、これ浜千鳥リサイクルの入江議員がちゃんとこれ持っているんですよ。持っておらんのはくどう言うようやけど、わずかこの21人の議員があれするのに、全然わからんと何が何やらわからんと議論しよる、質問しよる。

そのうえに町長ははっきりわかっておたらいいけど、町長もわからんなりにしとったら、これ本当にどうしようもなくなる。もう議会は明日の朝になっても終わらんですよ。これ今

から。町長どうですか、それ出してくれたら一目瞭然、皆、アッ浜千鳥からこんなあれが出てきておるのか、それで救助とはこんなことで今闘うとるのか、どうですか町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

この上申書は今出すことはできませんけども、その趣旨を申し上げることはできると思います。よろしいか。

法外な損害賠償額にかかる印紙代がないのであれば、訴訟を断念してもらおうということは、ひとつこれは、これは言い方きついでどもね、法律上はそういうことを言うてもいいということ。

2番目は、法外な損害賠償額を減縮させる。つまり一部請求してくるというようなことも予想されるわけなんですね。

それから津地裁への心証を良くすることになると、この3つが主なものでございます。

議長

谷議員。

21番 谷節夫議員

そしたらね、町長が今言われた額を下げてくるということもあるわけですね。そしたらついでに聞きますけども、160これ大事なところだと思いますね。160億円せんと、こない町は言うてきたで浜千鳥側は80億にいこうやと仮にする。そしたら80億円で受けて立とうやないかという、そしたらその80億下がったときに、弁護士費用というのはどうなるんですか。

弁護士とどんなやり取りを交わしておるんですか。160億円、弁護士が仕事しておるんですよね、楠井弁護士は。仕事しているんでしょう。160億円出てきたって、そしたらこんなものはこの民事訴訟の救助には当たらないと、おそらく楠井弁護士は詰めておると思うんですね、上申書には。詰めている。そしたら浜千鳥も裁判所から言われて、ちょっと来いと言われて、これどうや、もうこれあんたどこ金いくらでもあるんやないかと、印紙を2,200万円えらかったら1,000万円で、その数字はわからんよ。160億円を100億円にせんかて仮に言うた場合、そしたらその60億円下がっていったと、そしたら楠井さん仕事したわけですよ。楠井弁護士は、60億円下げのように、そしたらそのときに楠井弁護士と契約の中で委任しておる契約の中で、私やったらよ、私が町長やったら、あんたこれただにきてたらあんた成功報酬でいくら出すわ。

議長

谷議員、時間がまいりましたので、まとめをお願いします。

21番 谷節夫議員

そしたらそれをいくら契約しておるのか、ちょっと控えておいてよ、水道課長ちゃんと。どんな契約しておるんか。

それからですね、この裁判は水の枯渇が必要だと、まだ争われると言うてる、これは刑事裁判であるけど、一事不再理の原則というのがありますけども、もう私はいくら配慮義務だと言っても、この裁判は水道水源保護条例の裁判は終わっていると私は認識しているんですよ。だからそれはもう一遍そんなことを審議される、この訴訟の中でそうしたことを言っているでももう終わっているじゃないかと、もう一件落着しておるのに、またその事件をですね、もう一遍ぶり返して裁判ができないよという、これは民事訴訟でそういうことも可能なんかどうか、これもきっちりと教えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

1つはですね、あなたの議員のご質問の中で、もしその上申書によって、一部請求になった場合に請求額が下がりますよね。なった場合の仮定ですよ、あくまでも。そのときに弁護士料の着手金はどうなるんかという質問については、160億円で換算するとかなり膨大な着手金になるんですが、弁護士さんには町がお金ないでこれは説明したと思いますけれども、105万円をお願いしますとって、了解を得ているもんですから、おそらく変化はないと思います。

それからもう1つは、もう一回その枯渇ということは何回も言うようですけども、それは生きてますんで、事業を展開するときには枯渇するという前提があります。そのことをやっぱりクリアしなきゃいけないのじゃないかなというふうに考えます。

成功報酬については決めてません。それはまだ決めてません。あとで示しますわ。契約のね。

議長

町長。

奥山始郎町長

契約の第2条 報酬金については別途甲乙協議のうえ定めるものとなって、額は決

めてません。

21番 谷節夫議員

議事進行やで、その額は大体どのぐらいになるの。もしその 100億円下がったら弁護士の額はいくらくらい、その基準はあるんやろ。ただになったらいくらと。これ議事進行で言う
とる。

議長

そやで町長の答弁では決めてないということ答弁されたと思います。別途決めるということ
とで、金額自体は決めてないということです。

議長

これで谷節夫議員の質問を終わります。
以上で、通告済みの質問はすべて終わりました。

議長

それでは本日は、これで散会といたします。
どうもご苦労さんでした。

(午後 6時 37分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 6月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 北村博司